

| | |
|-------|-----------|
| 二萬圓以上 | 千分の百十六、 |
| 三萬圓以上 | 千分の百三十九、五 |
| 五萬圓以上 | 千分の百七十、 |
| 十萬圓以上 | 千分の二百三、五 |

斯くの如く三百圓の所得二歩税に始まり一萬五千圓の所得に至りて約一割税となり終りに十萬圓の所得は二割三厘五毛即ち二萬圓餘の課税を受くることとなる

所得税の収入は我が收入課税中に於て最も高速の増進を示めせり其の二十年以後に於ける狀況左の如し

| | | | |
|------|------------|-----|------------|
| 廿五年 | 一、二二九、〇四七 | 三十年 | 二、〇九五、〇九〇 |
| 卅五年 | 七、四五〇、七二七 | 四十年 | 二七、二九一、八七一 |
| 四十五年 | 三二、七二五、二八二 | | |

始めの五年間は毎年十九萬圓の増加に過ぎざりしが次ぎの五年間は毎年八十萬圓の増加を示めし次ぎの五年間は非常税十五割の増率關係を控除するも尚ほ毎年約百七十四萬圓の増加を示めし最後の五年間も毎年百十萬圓の増加

を示めせり

斯くの如き税額の増進は如何なる所得種類に於て最も多く現はれたるか左表は其の一斑をトせしむるに足るべし

| | | | |
|-----|-------------|-------------|-------------|
| 種別 | 三十六年度税額 | 四十年年度税額 | 四十三年度税額 |
| 第一種 | 二、三五五、八六六 | 八、三四五、四〇六 | 七、五三七、八四一 |
| 第二種 | 三四五、三三九 | 四九二、三九一 | 一三九、六四八 |
| 第三種 | 五、六一〇、八三九 | 一八、七二二、四〇三 | 二四、七七四、四三五 |
| 計 | 八、三一三、〇三四 | 二七、五五〇、二〇〇 | 三三、四四一、九一四 |
| 所得高 | 四七六、四三〇、九四七 | 六七一、六三五、三九九 | 八三四、八七七、七五四 |
| 平均率 | 千分ノ十七 | 千分ノ四十 | 千分ノ三十九 |

此表を見るに課税所得高は世運の進歩に伴ひ此の七年間に約倍したるも非常税十五割増率の割合には税額収入増加せず課税方法に缺點の存することを證するものなるが三種の所得税中最も發達せるものは第三種の個人所得税にして約四倍四割を示めしたり而かも其中一萬圓以上の所得級よる得る所得

税に比し一萬圓未満の下級所得者より得る所得税に於て著しく収入を増進せるを見る之に反して第一種の法人所得税は戦後最も有利に勃興したる諸會社多きに拘はらず三倍の税額を示めすに止まり第二種の證券利子税は却つて著しく減少せるが是れ畢竟戦後激増の國債を免税したるに原因するものならん要するに個人の所得税最も高速の進歩を爲せるも其の所得税増進の割合は上級所得者の所得税に於て甚だ少くして下級所得者の所得税に於て著しきを示めし戦後大富豪の増加せる實際の現象と寧ろ反對の結果を呈せり是れ果して税法の不備に依らずと爲し得べきか

然らば第三種の個人所得中如何なる程度のものが最も多くの税額を負擔するやに關しては吾人之を左表に就て觀察せんとす

| 所得程度 | 所得高 | 税額 | 税率 |
|-------|-------------|-----------|--------|
| 三百圓以上 | 一九七、七四四、八九四 | 三、九五四、一四八 | 二歩 |
| 五百圓以上 | 一八二、七九〇、四二八 | 四、六〇二、二〇六 | 二歩五厘二毛 |
| 千圓以上 | 一一一、二五四、三一八 | 四、一八二、〇一七 | 三歩四厘五毛 |
| 二千圓以上 | 五八、八九四、七四八 | 二、一四五、九二六 | 三歩九厘一毛 |

| | | | |
|---------|------------|------------|----------|
| 三千圓以上 | 五二、六六七、二九一 | 二、四二二、五六〇 | 四歩六厘 |
| 五千圓以上 | 四三、九四二、八三九 | 二、六三六、三八三 | 六歩 |
| 一萬圓以上 | 一六、七二一、四一〇 | 一、二五四、〇七五 | 七歩五厘 |
| 一萬五千圓以上 | 八、四九一、九〇五 | 八〇二、四五三 | 九歩四厘五毛 |
| 二萬圓以上 | 七、四四五、八九三 | 八六三、七〇二 | 一割一歩六厘 |
| 三萬圓以上 | 六、四〇一、〇二〇 | 八九二、九二三 | 一割三歩九厘五毛 |
| 五萬圓以上 | 三、九三二、六四四 | 六六八、五四〇 | 一割七歩 |
| 十萬圓以上 | 一、七一七、四二一 | 三四九、四九二 | 二割三厘五毛 |
| 計 | 六九八、〇〇四、八一 | 二四、七七四、四二五 | 三歩五厘 |

(備考)四十三年度統計に依るに十萬圓以上の所得者は僅かに十六人なり

此表を觀るに所得高二千圓未満の三下級を合して税額千二百萬圓を收入し既に全収入額の半を占む所得高一萬圓以上の六級は合計に於て四百七十萬圓の税額を收入し全収入額の三分一強を示めすに過ぎず殊に注意を要すべきは十萬圓以上の所得を有する者十六人にして其所得高總計僅かに百七十萬圓なること是れなり惟ふに我帝國の富豪を擧げて十萬圓以上のもの僅かに十六、七人に過ぎずと云ふこと果して事實に合すべきか而かも前年に於ては二十六人

にして所得高二百十萬圓を數へ、其の前年に於ては二十一人にして所得高二百三十萬圓を數へ、其又前年に於ても二十三人にして所得高二百四十九萬圓を數へ、從つて之より生じたる所得稅收入も前年より前年に於て多きを示めし後年より後年に於て減少を示めせり是れ果して如何の論結を生すべきか、立法の不備か收稅の不備か抑も亦偶然の事實なるか

以上吾人は我國所得稅の内容を概述したるを以て以下課稅上重要な事項に關し外國の立法例及實例を擧げ之が參考に供せんとす

外國に於て略ぼ我國と均しく一般所得稅を採れるものは普、澳の二國なり而かも此の一般所得稅と他の課稅とを複用する點に於ても亦相似たり普國は一般所得稅の補充として一般財産稅を有し、澳國は一般所得稅の外に我國の如く各個收入稅を存せること既述の如し、之に反して英國の制度は斯る重複稅制にあらず互に重複せざる特別稅の集合に外ならざるも比例稅なるが爲に名は一稅にして形式上能く一般所得稅に似たる所あり、佛伊に於ては名に於ても實に於ても一般所得稅なるものなく強いて所得稅と爲し得べきは動産資本の利子

配當金稅なりとす以上此等の區別は吾人が以下各個の事項に關し外國例を援用する前に於て注意し置くべき點なりとす

第一 法人所得の課稅方法に關す

我所得稅法が第一種の法人所得と査定する所の利益金なるものは尙ほ配當金全部を包含せる儘を課稅標準とせらるゝこと既述の如しと雖も普國の一般所得稅に於ては此の利益金より拂込資本に對する普通の純利子三步半を控除して其の殘額のみを課稅標準とせり、惟ふに拂込資本金に對する配當金は法人として必ずしも支拂を要求せらるゝ義務費なりと云ふべからざるも市場普通の純利子は法人企業の企業費として尙ほ控除を要する科目なりとせざるべからず而して我國に於ける市場普通の純利子危險料を含まざるものは先づ四歩半なるが故に之を利益金より控除したる殘額に課稅するを至當とす

次ぎは此の法人所得に課稅するに當りて適用すべき稅率制の問題なり即ち比例率を以てすべきか將た累進率を以てすべきか若し累進率を以てするときは法人特別の累進率を以てすべきか個人所得に對する普通の累進率に依らし

むべきか是れなり

普國は法人所得も個人所得も同一の累進率を適用すと雖も法人の所得には特種の事情あるが故に我所得税法の如く特別に法人所得の累進率を設くるを可とすべし然れども我所得税の如く法人組織の大小に従ひ大なる法人所得には比例税を課し他の法人所得には特別累進税を課すること而かも其の特別累進率は何等特別の意義なく所得高の絶對數を標準として直ちに區別せることは甚だ理由なきなり法人税として特別の累進率を設くるの必要は單純なる所得高に依りて累進せしめずして各資本に對する利益金の歩合即比較數に依り之を區別すと云ふに在り均しく十萬圓の利益金を擧ぐる法人にして其の拂込資本は五十萬圓に過ぎざるものと百萬圓の資本を以てするものととの別あることあり斯かる場合ありとせんか前者は拂込資本に對し二割の利益に相當するも後者は一割の利益を得たるに過ぎず而かも其の利益金の絶對數が兩社同一なりと云ふが爲めに同一の累進率を適用する如きは決して負擔の公平を得る所以にあらず須らく拂込資本金に對する利益金の歩合に従ひて累進率を區別

し例へば利益金の歩合が五歩の計算に當るものは其の所得高に對し百分の二税を課し其の利益歩合が一割に當るものは百分の四税を課すと云ふ如くすべきなり

第二 は動産所得の課税に關す

法人所得税は法人の一般所得にして個人が有する動産資本の利子及配當金税とは税源決して同一にあらず故に互に重複する課税にあらず之を外國の例に徴するも奥國の制度は各個收入税として利子及年金税を存し一般所得税として個人の動産所得に課税す普國は一般所得税の中に於て動産所得と會社組合所得とを各別に査定し兩ら所得税を課せり我國に於ては第一種法人所得として會社の利益金に課税するが故に其配當せられたる株主及社員の所得に課税するは重複なりとして法人所得の課税の外特に配當金の課税を存せず第二種の所得は證券利子税のみにして動産所得の全部にあらざるのみならず其税率僅に百分の二の輕税に過ぎず而かも國債利子は全然無税となせり殆んど佛伊、普、奥の諸國に行はるゝが如き動産資本税なしと稱して可なり法人所得税と

他人の動産資本税とは理論上決して重複にはあらず縦令之を事實上に於ける重複なりとするも既に他の個人収入就中不動産収入に關しては重複課税の制度を採りながら獨り動産収入のみに關して重複を避くるは理由なきのみならず却て負擔の不公平を生ずるものなり唯だ無記名證券に關しては個人課税を行ふこと困難なるが故に天引課税の際高き税率を課するの外なからん然れども記名證券の利子及配當金に關しては申告及配當仕拂證明法に依りて之を個人所得に合算し累進率の課税を適用せざるべからず

第三 は個人所得の種類に關す

個人の所得は負擔力同じからざる異種の税源より成ること既述せる所なり故に伊國の所得税は動産所得、企業所得、純勞働所得及公務勞働所得の四種を區別し動産所得は全額を査定し企業所得は八分の二を控除して査定し勞働所得は八分の三を控除し勤務所得は八分の四を控除して査定し而して其上に同一の比例税(百分の十三、二〇)を課せり、佛國の改革案は各個収入税に於て各個の税源に充分精細なる割引査定を爲したる上税率に於て資産所得に百分の四、企業

所得に百分の三半、勤勞所得に百分の三を課税する計畫なり、普國は勤勞所得に關し職務に伴ふ必要費を控除せしめて査定す、英國は最近に至り勞働所得の税率を一磅に付十二片の普通率より九片に輕減せり之に反して我現行法は査定に於ても税率に於ても此等異種の所得間に何等の區別を存せず、集計の儘ま同一の累進率を課するものなり是れ決して適當にあらず宜しく資産所得、企業所得、勤勞所得の三種に區別し査定額又は税率上の取扱を別にし査定の時も必ず勤勞所得に付職務上必要な費用の控除を爲したる上に行ふを可とす

唯だ茲に勤勞所得の割引査定又は税率輕減に關して注意せざるべからざる事あり成るべく其の適用は普通勞役者及下級吏員の勤勞所得に限ること是れなり元來勤勞所得は文字通りに解釋すれば勞働者、傭人、職工等普通勞役の給金及び官吏、教員、技術者等特別勤勞者の俸給、給料、手當、歳費、恩給、年金を包含すと雖も特惠を此の全部に及ぼすべきものにあらず、高級の官吏、技術者の勤勞所得の如きは其の耐力に於て小企業家の企業所得より薄弱なりと云ふを得ず、殊に其の恩給及年金に至りては純然たる動産所得なり之を勤勞所得とすること既に

甚だ誤されり須らく資産所得として全額課税の査定法を用ゆべきなり

第四 は控除科目問題に關す

我現行法は勤勞所得の査定に於て何等の控除を爲さず又は個人の各所得を總合する後に於ても此の總所得より何等の控除を爲すことなし然るに普塊、伊等に於ける立法例は勤勞所得に付職務に伴ふ必要の費用を控除して之を査定す且つ一般所得税の特色は總所得より彼の各個収入税が控除し得ざる共通の必要費及人身上の負擔を控除することを得せしむるに在り故に普塊の如きは納税者の支拂ふべき債務の利子、定期金、年額六百麻以下の保險に對する保險料を個人の總所得より控除せしむ亦以て參考とすべきなり

第五 は累進税率の等級別に關す

税制上累進及比例制の問題は主として所得税に關する問題なるが所得税に關しても實際上に於ては各國間二様の主義相對して行はるゝを見る一は英、佛、伊の比例制にして他の一は獨塊の累進制なり其の正否得失に關しては既に論述したる所なるが故に再論の要なきも比例制に於ても累進制に於ても各國必

ず免税所得を定め而して比例制に於ては必ず此の免税所得以上或る所得高に達する迄累進的の控減査定を爲すこと是れ殊に注意すべき所とす

例へば英^〇國は免税點を百六十磅とし百六十磅以上四百磅未満の所得は百六十磅を控除し四百磅以上五百磅未満の所得は百五十磅を控除し五百磅以上六百磅未満の所得は百二十磅を控除し六百磅以上七百磅未満は七十磅を控除して各其の殘額のみに課税し七百磅以上の所得は總て控減査定をなすことなく、一定の比例税を課す但し勞働所得は殊に税率を輕減せり伊^〇國は免税點を第二種企業所得に關して五百三十三リール、第三種勞働所得に關して六百四十リール、第四種公務所得に關して八百リール、と爲し其の以上の所得は第二種に關しては千六百六十六リール迄は百六十六リール乃至六百六十六リールを控除し第三種に關しては千二百八十八リール迄は百八十八リール乃至七十二リールを控除し第四種に關しては千リール迄七十五リールを控除す但し第一種の動産所得に關しては免税點もなく又た從て免税點以上の控減もなく直ちに全額の比例税を課す佛^〇國の改革案は英、伊兩國風を折衷し免税額を五千法となし五千法以上一萬法未満は五分の一に査定し一萬五千法未満は五分の二に査定し一萬五千法以上二萬法未満は五分の三に査定し二萬法以上二萬五千法未満は五分の四に査定して比例税百分の五を課し二萬五千法以上は總て全額に對し百分の五の比例税とす之に反して普塊の所得税は我國の如く累進制なり先づ塊^〇國の累

進率を途べんに千二百克(六百フロリン)を以て免税點と爲し此の千二百克以上九萬六千克迄を六十五級に細分し千二百克に對する稅額七克二十(千分の六稅)を初級とし二千克の所得に至りて漸く百分の一稅となり六千克の所得は約百分の二稅を課せらる二萬克の所得に在りては約百分の三稅となり八萬四千克の所得は約百分の四稅を負擔し最高級九萬六千克以上は一萬克毎に二百克を加増し二十萬克以上二十一萬克迄は稅額九千三百克を課し二十一萬以上は各一萬克毎に五百克稅を加増し茲に始めて最高稅率として百分の五稅を見んとするも遂に百分の五には達することなし

普國の一般所得稅も免税點を定め之を九百麻と爲し此の點より以上に普通累進稅率と特別輕減稅率とを設く普通累進稅率は九百麻以上十萬四千麻迄を三十二級に細別し特別輕減稅率は六千五百麻未滿の所得者の爲め其の有する扶養者數に應じ普通累進稅率の適用上一級下げ乃至四級下げの特恵を與ふるものなり

此等普埃の等級別を採つて我が現行所得稅の等級別に對照せんか精粗緩急同日の論にあらず殊に其の稅率歩合に於て注意を要すべきものあるを覺らざるを得ず吾人は左に普國の普通累進稅率表と我が現行所得稅第三種所得累進稅表とを換算の上左に之を示めすべし

普國累進制

| 所得高 | 稅額 |
|-----------|--------|
| 四百五十圓以上 | 三圓 |
| 五百二十五圓以上 | 四圓五十錢 |
| 六百圓以上 | 六圓 |
| 六百七十五圓以上 | 八圓 |
| 七百五十圓以上 | 十圓五十錢 |
| 八百二十五圓以上 | 十三圓 |
| 九百圓以上 | 十五圓五十錢 |
| 千五十圓以上 | 十八圓 |
| 千二百圓以上 | 二十二圓 |
| 千三百五十圓以上 | 二十七圓 |
| 千五百圓以上 | 三十圓 |
| 千六百五十圓以上 | 三十五圓 |
| 千八百圓以上 | 四十圓 |
| 千九百五十圓以上 | 四十六圓 |
| 二千圓以上 | 五十二圓 |
| 二千二百五十圓以上 | 五十九圓 |

我國累進制

| 所得高 | 稅額 |
|-------|-----------|
| 三百圓以上 | 六圓以上 |
| 五百圓以上 | 十二圓六十錢以上 |
| 千圓以上 | 三十四圓五十錢以上 |
| 二千圓以上 | 七十八圓二十錢以上 |

| | | | |
|-----------|-------|---------|-----------|
| 二千五百圓以上 | 六十六圓 | 三千圓以上 | 百三十八圓以上 |
| 二千七百五十圓以上 | 八十二圓 | | |
| 三千圓以上 | 九十圓 | | |
| 三千二百五十圓以上 | 百圓 | | |
| 三千五百圓以上 | 百十圓 | | |
| 三千七百五十圓以上 | 百二十圓 | | |
| 四千圓以上 | 百三十圓 | | |
| 四千二百五十圓以上 | 百四十圓 | | |
| 四千五百圓以上 | 百五十圓 | | |
| 四千七百五十圓以上 | 百七十圓 | 五千圓以上 | 三百圓以上 |
| 五千二百五十圓以上 | 二百圓 | 一萬圓以上 | 七百五十圓以上 |
| 五千七百五十圓以上 | 二百三十圓 | 一萬五千圓以上 | 千三百七十圓以上 |
| 六千二百五十圓以上 | 二百六十圓 | 二萬圓以上 | 二千三百二十圓以上 |
| 六千七百五十圓以上 | 二百九十圓 | 三萬圓以上 | 四千八百五十圓以上 |
| 七千二百五十圓以上 | 三百圓 | 四萬圓以上 | 八千五百圓以上 |
| 七千七百五十圓以上 | 三百三十圓 | 五萬圓以上 | 二萬三百五十圓以上 |
| 八千二百五十圓以上 | 三百六十圓 | 十萬圓以上 | |
| 八千七百五十圓以上 | 三百九十圓 | | |
| 九千二百五十圓以上 | 四百圓 | | |
| 九千七百五十圓以上 | 四百三十圓 | | |
| 一萬圓以上 | 四百六十圓 | | |
| 一萬二千五百圓以上 | 四百九十圓 | | |
| 一萬五千圓以上 | 五百圓 | | |
| 一萬七百五十圓以上 | 五百三十圓 | | |
| 二萬圓以上 | 五百六十圓 | | |
| 二萬二千五百圓以上 | 五百九十圓 | | |
| 二萬五千圓以上 | 六百圓 | | |
| 二萬七百五十圓以上 | 六百三十圓 | | |
| 三萬圓以上 | 六百六十圓 | | |
| 三萬二千五百圓以上 | 六百九十圓 | | |
| 三萬五千圓以上 | 七百圓 | | |
| 三萬七百五十圓以上 | 七百三十圓 | | |
| 四萬圓以上 | 七百六十圓 | | |
| 四萬二千五百圓以上 | 七百九十圓 | | |
| 四萬五千圓以上 | 八百圓 | | |
| 四萬七百五十圓以上 | 八百三十圓 | | |
| 五萬圓以上 | 八百六十圓 | | |
| 五萬二千五百圓以上 | 八百九十圓 | | |
| 五萬五千圓以上 | 九百圓 | | |
| 五萬七百五十圓以上 | 九百三十圓 | | |
| 六萬圓以上 | 九百六十圓 | | |
| 六萬二千五百圓以上 | 九百九十圓 | | |
| 六萬五千圓以上 | 一千元 | | |
| 六萬七百五十圓以上 | 一千三十圓 | | |
| 七萬圓以上 | 一千六十圓 | | |
| 七萬二千五百圓以上 | 一千九十圓 | | |
| 七萬五千圓以上 | 二千圓 | | |
| 七萬七百五十圓以上 | 二千三十圓 | | |
| 八萬圓以上 | 二千六十圓 | | |
| 八萬二千五百圓以上 | 二千九十圓 | | |
| 八萬五千圓以上 | 三千圓 | | |
| 八萬七百五十圓以上 | 三千三十圓 | | |
| 九萬圓以上 | 三千六十圓 | | |
| 九萬二千五百圓以上 | 三千九十圓 | | |
| 九萬五千圓以上 | 四千圓 | | |
| 九萬七百五十圓以上 | 四千三十圓 | | |
| 十萬圓以上 | 四千六十圓 | | |

(備考) 普國の此稅率は千九百〇九年に千五百圓以上に對し本稅の百分の五乃至最高百分の二十五の臨時特別稅を附加せらる故に例へば五萬圓以上の二千三百

圓稅は二千八百七十五圓となる然かも所得百分の五、七稅に過ぎず

彼れは定額稅にして我れは歩合稅なり定額稅の細別せられ歩合稅の大別せらるゝは大體に於て當然のことなるも塊の六十四級普の三十二級に對し我が十二級に過ぎざるは短粗急進の稅率制と云はざるべからず

殊に一萬圓以下の等級別と一萬圓以上の等級別との比較に於て我國と普國との制度は全く正反對の傾向に在り我國に於ては一萬圓以上の等級を徒らに細別し一萬圓以下の區別甚だ粗なりと雖も普國は一萬圓以上の區別を粗にして一萬圓以下の區別を著しく精細にせり我所得稅に於て一萬圓以上の所得は六等級に分かれたれ七歩五厘の稅率より起りて十萬圓の所得に至り二割の高率を定めたるも實際に於ては一萬圓以上十萬圓迄全體に一割稅とすると何等異なることなし何となれば此間の所得全額は四千四百六十萬圓にして之に對する一割稅の收入四百六十萬圓は現在の一萬圓以上の所得稅收入四百八十萬圓と伯仲の間に在ればなり斯かる細別を設けて而かも世界無類の所得二割稅を掲ぐるの必要果して何れに存するか吾人は一萬圓以下の所得を十五六級に細

分し一萬圓以上の所得を二三級に大別し十萬圓以上の所得は何千圓を増す毎に何百圓を加税すと云ふ如き方法に出づるを穩當なりと思惟す

第五 は税率及収入額に關す

税率に關して外國例を見るに普國の一般所得税は定額税にして正確の歩合を示めずを得ずと雖も最下級九百麻四百五十圓に對する税額六麻(三圓)は僅かに千分の六税にして千二百麻の級に至りて百分の一税となり、三千麻より百分の二税となり、六千麻より百分の三税となり、一萬五千麻より百分の四税となり、十萬麻(五萬圓)に至りて四千六百麻(二千三百圓)即ち百分の四・六を示めし最高級十萬四千麻以上の所得は四千麻を加ふる毎に百八十麻を加徴する法にして加増所得の百分の四を加徴するに過ぎざるが故に所得高に對する百分の五税を以て殆んど達することなき限度と爲せるを見る但し千九百〇九年五月二十六日官吏増俸支給法により之れが財源に充つる爲め千九百〇九年四月一日より千二百麻以上の所得に對し最低本税の百分の五より最高本税の百分の廿五に至る臨時特別税を設くるに至りしかば本税及此の追加税を合すれば最高税率

は百分の五・七に達すべき計算となる奥國の一般所得税も亦た其の税率は最低千分の六に相當する定額定税より起り最高百分の五に達せざるべき計算の定額税を以て終ること既に前段に陳べたる所の如し英國は比例税にして所得一磅に付十二片を原則とし其の割合百分の五なること亦疑なきなり、佛國は單純の動産所得税にして而かも其の税率は百分の四の比例税なり、伊太利に至りては英國風の所得税を以てして其の比例率は百分の十三・二〇の高きを示めせり、惟ふに普埃の如き複課制度の一般所得税と英伊の如き單課的の所得税とは其の税率に於て前者は低く、後者は高きの相違あるべきこと勿論なりと雖も本邦の如き複課制度の所得税に於て最低二步税より起り僅かに十二級にして最高二割の高税を存するは如何にしても苛重なりと云はざるべからず、之を矯正するは一般所得税の單複制度又は之に均しき統一所得税に改めて高き税率を保存するか然らずして地租、營業税に對する複課制度として一般所得税を存せんとせば低率に輕減せざるべからざるや論を俟たざる所なり

各國の税率は斯くの如く概して低く我國の税率は斯の如く高きに拘らず其

の収入額は却て左の如き差違あり

三九八

| 國名 | 税率 | 收入額 | 歳入百に對し | 直税百に對し |
|----|----------|-------------------|--------|--------|
| 英國 | 百分の五 | 一九〇〇年 六三、三九六、四三八 | 三〇 | 七割 |
| 普國 | 最高百分の五、六 | 一九〇七年 二九〇、〇〇〇、〇〇〇 | 七 | 七割 |
| 澳國 | 最高百分の五 | 一九〇八年 一八六、五〇〇、〇〇〇 | 六 | 六割 |
| 伊國 | 百分の十三、二 | 一九〇八年 二二九、三〇〇、〇〇〇 | 一〇 | 四割 |
| 佛國 | 百分の四 | 一九〇七年 八四、四〇四、五〇〇 | 二 | 一割四歩 |
| 日本 | 最高百分の二十 | 一九〇〇年 三二、九〇〇、〇〇〇 | 六 | 二割三歩 |

(備考) 普國及我國税率は個人所得の税率を掲げたるものにして法人所得の税率は更らに高きに在り

我國の所得税収入額三千二百萬圓は國民の課税所得高八億三千九百萬圓より生じたるものにして其の平均割合は百分の三、四に過ぎず若し英國流の比例五歩税とするも四千二百萬圓を得べし然るに最低百分の二より百分の二十に至る急勾の税率を以てして僅かに平均三歩四厘に該當する収入額を得るに過ぎず根本は英國の課税所得高六億五千萬磅、普國の課税所得高三十億麻と云ふ如き國民所得の大なるものなきに依ること勿論なりと雖も課税方法の不備亦

其の大なる原因を爲せりと云ふべし

既に英國、普國及伊國の如きは所得税を以て直接税の要部を支配し財政及經濟上の屈伸力に適應する税制組織に進めりと雖も我國の所得税は未だ斯くの如き位地を占むるに至らずして収益税に對する附隨收入の地位に在り將來の財政需要を察すれば屈伸力に乏しき地租及營業税を廢して佛國税制改革案の如く統一所得税を組織するの得策なるを信ず而して其の収入額も平均一割税の方針を以てせば一億三千三百萬圓に達し地租營業税の廢止に對する財源を得べき理由あり之に關しては余輩別に財政整理論の著を有す

地方自治體に於ては學理上所得税を行ふに適せずとせらる地方税としては不動産に關する物税最も適當にして統一的の所得税は各地區々の査定と相容れざるが故なり是れ各國共に地方所得税の實行少なき所以なり獨逸の諸邦は舊時に於て等級所得税の制度盛に行はれたるも遂に千八百九十三年其の大部分を國家の所得税に移し之に代へて地方には地租、家屋税及或種の營業税を讓渡したるが今尙ほ國家所得税の附加税として地方の財源たるもの少からず我

國に於ては地方税として國家所得税に對する附加税を許るせりと雖も地方課税制限法に依り府縣税としては國税の百分の四、市町村税としては國税の百分の十五以内と制限せらる其の四十三年度に於ける収入額は左の如し

| | |
|--------|-----------|
| 府縣附加税 | 一、三一、二七六 |
| 市附加税 | 二、二〇四、八六八 |
| 町、村附加税 | 一、九五一、四五四 |
| 計 | 五、四六七、五九八 |

地方に依り雜種税又は特別税の名稱に於て輕微なる三百圓未満所得にまで賦課す特別所得税を存するものなきにあらざるも重要なるものは殆んどなきなり

第六項 鑛業税

鑛業税は營業税の一種にして國に依りては營業税中に掲載するものあるも概して其の發達は營業税よりも古きに屬し特別法を以て之を規定し營業税法より除外するを常とす

我鑛業税は其の沿革甚だ古く明年四年太政官布告に生まれり、此の布告は確

實の見込ある場合に於て國家の爲めに鑛山開採の權利を賃貸し且つ相當の租税を課すべきを示せり其の税率は明治六年七月太政官布告第二百五十九號日本坑法を以て之を規定したるが此の法によれば坑區に對する年額借區税(五百坪に付一圓乃至半圓)と坑物に關する坑物税(代價百分の三乃至二十)とより成れり然れども當時鑛業甚だ不振にして負擔重きを感じしかば八年一月太政官布告第二號を以て當分の内坑物税を廢止することとなせり

明治二十三年九月法律第八十七號を以て新たに鑛業條例を制定するに及び坑物税を復興して鑛業税と稱し借區税を鑛區税に改め爾後兩税を併課し以て今日に至れるものなり

鑛區税は其後三十八年三月法律第四十五號の新鑛業法並に三十七年及三十八年二回の非常特別税法に依り増徴を受け其の現行税率は試掘及探掘の二種に別たる

| | | | |
|----|-----------|-----|---------|
| 試掘 | 一千坪毎に金三十錢 | 収入額 | 四七三、四五五 |
| 探掘 | 一千坪毎に金六十錢 | 同 | 六六六、五一二 |

鑛産税は砂鑛以外の鑛産物の市場價格を標準として課するものにして其の税率は左の如し

鑛産價格 百分の一 收入額 八六二〇八四圓

此外砂鑛に關し三十八年一月第二回の非常特別税を増徴するの時新に砂金採取地税なるものを起し遂に四十四年法律第九號を以て砂鑛區税法の制定を見るに至れり其の税率は左の如し

河床砂鑛區 一町毎に 金三十錢
他の砂鑛區 千坪毎に 金三十錢
收入 一、一、二六圓

以上三種の收入合計は四十四年度豫算に於て鑛業税として二百一萬三千百七十七圓を示めす

地方自治體の財源としては鑛業法(八十九條)に規定する所ありて砂鑛區税法(第二條)も此の規定を採用せり之に依れば國税百分の十以内に於て地方附加税を課することを得とせらる而して四十三年度に於ける府縣の豫算及四十二年度に於ける市町村の決算に依るに其の收入額は

府縣鑛業税附加

市町村鑛業税

合計

一五六、九八八圓
九九、七五七圓
二五六、七四五圓

外國の例を見るに英國は所得税法に於ける企業所得の外に千九百十年四月二十九日の法律を以て鑛物權税を起せり之に依れば鑛山の貸賃價格を課税標準とし其税率は貸賃價格二十志に對する一志即ち百分の五税なりとす其の收入は同國地價税六十萬磅の中に在りて區分明かならず佛國も亦た營業税以外に特別の鑛業税あり鑛區の大小に依る一方基米に付十法の定額税と企業純收入に依る百分の五の比例税とより成る其收入は千九百六年に於て四百一萬二千五百法を示めせり普國は始め營業税外に特別鑛業税を存し而かも其の標準は鐵鑛を除くの外採出鑛物の販賣價格百分の二税を課せしこと略ぼ我制度に類せしが千八百九十三年七月十四日の法律を以て舊ライン護岸税と共に之を全廢し今は鑛業會社に一般所得税及一般財産税を課するのみ奧國の鑛業税も千八百九十六年十月の法律に依り舊產額歩合税を改めて普通企業收益税を課するに止めたり

之を要するに我が鑛業税が產物價額を標準として歩合税を課するは收入税と消費税との見解區分せられざる古代税制の遺物にして今は外國の諸例に倣ひ純收入税に改めざるべからず

第七項 賣藥營業稅

賣藥營業稅は其の名の示めすが如く營業稅の一種なるが其の發達は一般營業稅より頗る古く既に明治十年一月太政官布告第七號賣藥規則に依り藥劑一方に付年稅二圓と營業鑑札料一方一枚二十錢とを賣藥營業者に課したるに起れり後ち幾度か小改正あり二十九年には一般營業稅の設定ありしにも拘はらず此營業は衛生警察上の取締を要する免許營業なるを以て單に課稅の目的に成れる營業稅より除外し依然特別の營業稅として存せらる非常特別稅法に依り累進制の賣藥營業稅を附加することとなりたるが四十三年三月法律第八號を以て非常増率を統一して永久稅と爲したるとき從來本稅と併行し來れる賣藥印紙稅の賣藥稅法中に本稅を合併し改正賣藥稅法となし其中に一般營業稅より本稅を除外することを明にし且つ稅率を累進制の從價稅となせり之を現行の制度とす此の現制に依れば賣藥營業者は藥劑一方に付一年間製造高の定價總額に應じ毎年左の賣藥營業稅を課す(賣藥印紙稅は別とす)

定價總額

稅額

定價總額

稅額

| | | | |
|-------|------|-------|------|
| 三百圓未滿 | 三圓 | 二萬圓未滿 | 三十二圓 |
| 五百圓未滿 | 五圓 | 三萬圓未滿 | 四十二圓 |
| 千圓未滿 | 七圓 | 五萬圓未滿 | 五十七圓 |
| 二千圓未滿 | 九圓 | 七萬圓未滿 | 七十二圓 |
| 三千圓未滿 | 十二圓 | 十萬圓未滿 | 八十七圓 |
| 五千圓未滿 | 十七圓 | 十萬圓以上 | 百二圓 |
| 一萬圓未滿 | 二十二圓 | | |

新賣藥稅法は從來の賣藥規則中賣藥營業稅に關する規定のみを合併したるものなるを以て營業鑑札料には關係なく該鑑札料は依然として存す

此の稅の收入は四十三年度に於て二〇一、五〇六圓を示めす、外國に於ては英國の印紙稅中此種の名稱あるを認むるの外其の類例を見ず地方財政に於ても斯る特別の直接稅なし我地方自治體に在りては直接國稅の附加稅として之を存するも詳細を知らず

第十九章 利得課税各論

第一項 特質及種類

利得課税とは財産及財産的價値の移轉又は變化に依りて偶爾的に生ずる利得に賦課する所の租税の謂にして其の財産とは有形の資産及商品のみならず收益の基本と看做さるべき無形の財産例へば發明權、法人權、一定の職業權の如きをも包含し財産的價値の變化とは例へば地類、地目の改良に依り又は近傍地方の發達に依り財産の價値の増減する如きを云ふ而して財産の移轉及價値の變化が法律上又は經濟上の行爲によるものなるときは之を行爲税と稱し其の移轉及變化が不行爲に依り僥倖的に生ずるものなるときは増富税と稱す然れども學者は兩者を總稱して單に財産移轉税又は交通税と稱することあり

利得課税の意義は斯くの如しと雖も吾人は更らに其性質を明かならしむる爲め他の税と對照して其異同を辨ぜんとす

利得課税は收入課税と均しく收入の基本と看做さるべき資本的財産及價値に

關係するものなりと雖收入課税の如く繼續して所有者に生ずる收入を税源とせず資本物が生産者より生産者又は職業者に向て流動する經濟行爲中臨時に遭遇する状態又は自然的の價値變化に従ひ臨時の利得を税源とする者なり
 次ぎに利得課税は消費税と均しく物件の賣買移轉に際して課せらるると雖も消費税の如く消費物に課するものにあらずして収益的の財産殊に資本を以て課税物件とするものなり

利得課税中行爲税は公權によりて法律行爲を確實ならしむるに際し徵收せらるると云ふ點に於て手数料殊に司法上の手数料に類似せる所ありと雖も手数料は公權の或る反對給付に對して一層深き關係を有し特別の費用に對する特別の報償なるに行爲税は費用の報償にあらずして負擔力主義の公課なりとす但し此の差別は公課の高及方法によりて之を知るの外なく結局は程度上の差別に過ぎざる如きを以て場合に依りては明かに判別するを得ざるものあり各國の立法も概して然りとす

● 是に於てか利得課税の特質と稱すべきものは財産及價値の移動する時機に

於て個人が利得する臨時の税源に關すと云ふ點に歸す而して其の職分は直接税及間接税の足らざる所を補充し自ら特別の位地を租税制度中に占むると同時に課税の方法は間接税に近似し能く納税者をして税金の支拂上著しく苦痛を感じしめず又た徴收費の僅少なること並に世の進歩と共に益々發達すべき利益を有するに在り、之れを此税の利益とす

然れども利得課税は又た幾多の缺點あり、今其の重要なものを左に掲げん
 第一に利得課税は之れを一切の財産移動に及ぼすこと甚だ困難なるが爲め勢ひ財産移轉中の一部分に課税しながら他の部分を逸するの恐あり、蓋し財産を永く世襲するものは實際上其の價值を増加せるに拘らず移轉せざるが爲め此の課税を逸せらるゝなり、但し近時は此等に對し相續税及土地増價税なるものを設くる國ありて稍々其の缺點を補ふを得たり

第二に利得課税は取引の發達せる都市人民の負擔多くして農業的獨自經濟の地方村落は之を負擔すること少なし

第三に利得課税は實際上利益ある取引行爲にも又た損失の取引行爲にも課せ

らる、故に吝嗇的の資本蓄積家は課税を免かれて活用户竝に浪費者の財産より支拂はるゝ不利あり

第四に利得課税は好景氣の時所に於ても不景氣の時所に於ても取引行爲に關して同一の負擔を課し彼の収入課税の如く義務者の財産及収入事情を斟酌せざるの缺點あり

第五に利得課税は相續税の如きを除くの外概して間接税に類し其の支拂義務者すら既に不定なるが故に負擔に關して看過すべからざる缺點を有す例へば其の取引行爲に干與する當事者中弱者の地位にある者始めより契約に従ひ納税し且つ其の儘ま負擔することの如きは通例なればなり

之に利得課税に關しては其の行爲税に於て成るべく輕率の課税を爲し増富税に於て重課するの原則を守るに力めざるべからず

利得課税の種類は極めて雑多なり加ふるに各國の實際制度は或は手数料と混同し又は其の一部を他の種類中に合同せるもの少からざるが故に一定の標準により明瞭に其の分類を爲すこと困難なりとす、然れども今假りに財産及財産

的價格の移動に伴ふ行爲上の利得と不行爲上の利得とに依りて分てば行爲税及増富税の二種となる

第二項 行爲税

行爲税は經濟的行爲に依りて利得を享くる場合の課税にして之れに屬するものは各國一樣ならざるも我國の税制に於ては登録税、印紙税、取引所税、通行税、兌換券發行税及骨牌税を數ふべき乎

第一、登録税

登録税は財産及財産的價値の移轉又は移動を官簿に登録せんとする時に支拂ふ所の租税なり其の移轉又は移動と云ふは財産及價値の得喪、保存、移轉、消滅又は種類變換の如き法律上又は經濟上の事實にして主として個人の取引行爲自體に關するものなり此の登録は法律行爲の効果を他人の侵害より保持するに必要なると同時に個人が營む權利生活の目錄となり權利爭議に於ける證據力を供給するものとす例へば(一)戶籍登録(二)土地及抵當登記(三)商業登記(四)特許商標著作登録(五)法人及組合登記(六)船舶登記(七)貴族及特權登記(八)職業的資格登

記(九)礦業登録(十)國債登録の如き場合に登録の申請者より之を徵收す是れ此等の財産及價値は何れも將來に收益を生ずべき有形又は無形の固定資本を成すものにして一種の負擔力を表するものなるが故に其の登記の際に於て之を賦課するなり

我國の登録税は明治二十九年三月法律第二十七號を以て創設せられ爾後三十年法律第三十一號、三十二年法律第六十號及同第八十三號、三十三年法律第四十四號、三十四年法律第二十六號、三十五年法律第八號、三十八年法律第九號、第五十七號及第五十八號、三十九年法律第三十五號、四十二年法律第十四號及三十一號、四十三年法律第十一號を以て幾多の改正を經たり
本税も三十七年及三十八年の非常特別税法に依り定率外の増徴を受けたるが最後四十三年三月法律第十一號を以て非常増徴率を本税に加増し以て現行登録税の定率と爲せり

現行の規定に依れば課税物件の種類は甚だ多く大別廿一種にして細別は無數なり左に其の大別を掲げん

- 一、不動産に關する登記 其の細別は二十一に分かる就中相續(千分の五)他の無償取得(千分の六十)買買交換(千分の三十五)世襲創設(千分の二十五)買、抵當(千分の六)の如き最も重要なり
- 二、船舶に關する登記 其の細別は十五種なり相續、取得以下前項に比し幾分低率なるものあるも大體に於て相同じ
- 三、鐵道、軌道原簿登録 此の細別は三種なり抵當登録(債權額千分の二)を最も重要とす特に放資を奨励するの主旨に出づ
- 四、工場財團登記簿登録 此の細別は四種なるも抵當登録(債權額千分の二)を主とす
- 五、礦業財團登録 此の細別は四種なるも抵當登録(債權額千分の二)を主とす
- 六、船籍登録 此の細別は四種なるも新規登録(毎十噸五十錢)を最とす
- 七、土地臺帳登録 此の細別は十一種なるも新規登録(地價千分の二十)地價の設定、修正(各地價千分の十)開墾、免租及据置年期附與(各地價千分の十)を最とす
- 八、商事其他營利法人登記 此細別は十九種あり、株式會社及株式合資會社設立(拂込株金及出資額千分の五)他の會社設立(出資額千分の四)増資(増資拂込千分の五)合併、組織變更(十分の二)債券發行(總金額千分の二)を以て最とす
- 九、財團法人及非營利社團法人の登記 此の細別は八種なるも歩合税にあらざして每件一圓五十錢以下の定額小税なり産業組合、同聯合會、同中央會、漁業組合、同聯合會の登記亦た之に準せらる

- 十、商事及民事登記 此の細別は七種なるも商號新設等に關するものにして皆每件七圓以下の定額税なり
- 十一、辯讀士名簿の登録 新規書換、取消の三種に分れ每件二十圓以下の定額なり
- 十二、醫師、藥劑師、獸醫、蹄鐵工登録 其の細別は新規及變更の二種にして各件十二圓以下の定額税なり
- 十三、海員官簿の登録 此の細別は新規及變更の二種にして海員の等級及種類に依り每件二十圓以下の定額税なり
- 十四、著作權登録 此の細別五種あるも實權設定(債權額千分の六)を歩合税とし他は每件五圓以下の定額税なり
- 十五、特許に關する登録 此の細別六種あるも實權設定(債權額千分の六)權利處分の制限(債權額千分の四)を除くの外は每件(十圓以下)定額税なり
- 十六、意匠に關する登録 此の細別亦六種にして大體前項に同じ二件の外每件定額税なり
- 十七、實用新案權登録 細別六種にして二件の外每件定額税なること前項に同じ
- 十八、商標に關する登録 細別二種にして每件(十圓以下)定額税なり
- 十九、礦業權に關する登録 此の細別は十三種あり其の中抵當登録(債權額千分の六)礦業權又は抵當權處分の制限(債權額千分の四)を除くの外每件(二百圓以下)多種定額税なり

廿、砂鑛業に關する登録 此の細別九種あり中二件は前項の如く歩合税にして他は每件又は鑛區に依る定額税なり

廿一、漁業權、入漁權登録 此の細別は十六種あり中に就き先取特權の保存、取得(債權額千分の六)外三件を除くの外皆な每件(二圓以下)定額税なり

廿二、法人の不動産又は船舶登録 此の細別三種に分たるも公法人の取得(價格千分の一)及び私法人の合併組織變更に依る取得(千分の五)を最とす

登録税を免除する場合は主として第十九條に之を規定す、之に依れば(一)政府自己の爲にする登記、(二)府縣郡市町村其他公共團體に於て公用に供する不動産の登記、(三)社寺、堂宇の敷地及墳墓地に係る登記等なりとす、徵税の方法は收入印紙の貼用に依らしむるを原則とするが故に豫算上印紙收入中に合算せらるる但し税額五百圓以上なるときは現金納付を申出づることを得と定めらる

我登録税の收入は印紙收入中に合算せられて豫算上特別の位地を有せざるも大藏省實際の調査に於て四十三年度は實收千六百七十萬圓に達すと云ふ

外國の立法例に於ては本邦の如く特別の登録税を存するもの甚だ少なし英國、獨逸及埃國の如きは概して印紙税の中に之を包含せしむ印紙税に包含せし

めざるものは個々の特別税とし又は手数料として存するが如し獨り我税制の模範國たる佛國及伊國は印紙税の外に登録税を存せり然れども其の内容に於ては彼我甚しく相異れり、佛國の登録税は相續税及契約證券税を包含すること、税率は殆んど皆歩合税なること、定額税は全體の一割に過ぎず、且つ我税法の大部分を占むる手数料類似の課税を存せざること、是れ其最も異なる所なりとす

(參考)佛國の登録税概要

| | | | |
|----------------|-----------|-----------------|----------|
| 第一、動產移轉(國有を除く) | | 第二、不動産有償移轉(國有も) | |
| 有價證券 | 百分の〇、五 | 本 稅 | 百分の五、五 |
| 記名式 | 百分の〇、二五 | 附加 稅 | 百分の六、八七五 |
| 無記名式 | 百分の一、五〇 | 第三、證券契約 | |
| 動產讓與 | 百分の二、五〇 | 負債證券 | 百分の一、二五 |
| 年金契約 | 百分の二、五〇 | 手形拒絶 | 百分の〇、六二五 |
| 職役移轉 | 百分の二、五〇 | 清算、保證 | 百分の一 |
| 競賣及公賣 | 百分の〇、三〇、三 | 生命保險契約 | 百分の〇、五二 |
| 動產貸貸 | 百分の〇、三五、五 | 海上保險契約 | 百分の一 |
| 動產供給契約 | 百分の一、二五 | 火災保險契約 | 百分の一 |
| | | 第四、無償贈與(略) | |

第二、印紙税

印紙税は狭義を以て云へば民事上又は裁判上の證書又は裁判所に提出して證明の用に供し得べき一切の財産及權利關係の書類方式に關する課税なるも印紙貼用又は押印による収入方法は獨り行爲課税の爲めに使用せらるゝのみならず汎く各種の公金取立に利用せらるゝが故に廣義に於ては手数料も消費税も將た稀れには直接税の收入をも包含すべし又た其の實際に於て印紙は賣下に依りて總括的に公金を收入し賣下後に於ける各種公課に對する貼用額を知ることを容易ならざるが故に各國概して廣義に於て印紙税と稱し手数料をも合算するを例とす然れども我國の税法上に明記せらるゝ印紙税の主要なるものは極めて狹義にして財産權の創設、移轉、變更又は消滅を證明する證書、帳簿及財産權の追認又は承認を證明すべき證書及證券に賦課するものなり

我印紙税は明治六年二月太政官布告第五十六號受取諸證文印紙貼用心得方規則に發源せり後ち十七年五月太政官布告第十一號を以て證券印紙規則を制

定し之れにも爾後數度の改正ありたるが三十二年三月法律第五十四號を以て新たに印紙税法を制定し複雑なる從來の證券印紙規則を廢止せり是れ現行法の基礎なり後ち更らに三十四年四月法律第十六號、四十年三月法律第二十七號、四十二年二月法律第四十二號を以て追次改正し遂に四十三年三月法律第十四號に依り非常特別税の税率を加増して本税の定率と爲し更らに四十四年三月法律第四十一號を以て少許の改正を加へたり

其課税物件及税率は左の如し

| | |
|--|------------|
| 一、五圓以上の記載ある各種證書 | 萬分の五 |
| 二、約束手形 一通毎に | |
| 記載金高二百圓以下は三錢 | 同 三萬圓以下は一圓 |
| 同 千圓以下は五錢 | 同 五萬圓以下は二圓 |
| 同 一萬圓以下は二十錢 | 同 十萬圓以下は四圓 |
| 同 二萬圓以下は五十錢 | 同 十萬圓超過は七圓 |
| 三、特種證書及帳簿 一通、一册毎に | |
| 委任狀、爲替手形、銀行預金證書、船荷證券、運送貨物引換證、倉荷預證券、倉荷買入證券、 | |
| 保險證券、株券、債券、株式申込書、地上權、永小作權、地役權證書、使用貸借、貸借、履借、寄 | |

託定期金契約證書、定款及組合契約書、權利變更に關する證書、追認承認證書、物品切手、賣買仕切書、受取書、金高記載なき證書、擔保品差入證書、擔保品預證書
通帳
列取帳
三錢
二十五錢

印紙税を免除するものは左の如し

- 一、國庫金の取扱に關し發する證書
- 一、慈善又は公共事業の爲めにする金員物件の寄附にし人民より官廳公署に提出する證書
- 一、俸給、給料、歳費、手當金、賞與金、年金、恩給金、扶助料、旅費及救恤金の受取書
- 一、小切手
- 一、金高五圓未満の爲替手形、約束手形
- 一、金高一圓未満の物品切手
- 一、金高五圓未満若しくは金高記載なき又は運送契約に依らざる送狀
- 一、金高五圓未満若しくは金高記載なき又は營業に關せざる受取書
- 一、金高五圓未満若しくは記載なき又は非營業者に發する賣買仕切書
- 一、主たる債務の證書に記載する擔保契約
- 一、證券の裏書及手形の裏面に記載したる受取書
- 一、株券、債券の譲渡を證明する裏面記載

- 一、手形の引受、保證
- 一、手形及證券の拒絶證書
- 一、手形及證券の覆本謄本

我印紙税の收入は印紙收入二千五百萬圓中に合算せられて登録税と均しく其區分明かならざるも大藏省の實際調査に依れば約二百九十萬圓なるが如し人多くは税法の不勵行に原因して斯くの如く收入少なしと評す

外國の印紙税は實に區々たり英國の印紙税は我印紙税法記載の外國手形税、銀行券税、骨牌税及相場取極書、印紙税を含み佛國の印紙税も我印紙税法記載の外國手形税、銀行券税、骨牌税、骨牌印税、利券税、相場印税、富籤及賭券印税、通行印税、自動車許可券印税、監査役報酬印税及不動産移轉印税の如きを含み其内容既に甚しく異なるのみならず其の税率も單に我印紙税法の如く記載金高萬分の五と云ふに止まらず何れも萬分の五以上千分百分乃至十分の歩合税を含むこと頗る多し

今ま左に我印紙税法に掲載せる普通契約書、受取證、手形、保險證券、債券、株券、運送證券等に關し日、英、佛、獨の稅率を左に比照せん

| 種類 | 日本 | 英國 | 佛國 | 獨逸 |
|------|-------------------|----------------------|--------------------------|---------------------|
| 契約證書 | 萬分の五 | 千圓以上 五十錢 | 民事一件四十錢—二圓六十錢 商事 萬分の五 | 百分の一 百分の三分の一 |
| 受取書 | 二錢 | 四錢 | 千分の一 | 三厘 |
| 手形 | 約束 三錢—七圓 爲替 二錢 | 一號 萬分の五 他手形 萬分の五 | 四錢 | 凡そ萬分の五 |
| 保險證券 | 二錢 | 百圓迄 四錢 二百五十圓迄 十二錢 | 千件八十錢—一圓二十錢 | 百分の二十分の一 百分の二分の一 |
| 債券 | 二錢 | 無記名 五十錢 他一枚 萬分の五 | 百分の一、二〇 | 百分の三 |
| 株券 | 二錢 | 萬分の五 | 千分の六 | 百分の二 |

(備考)獨逸の欄に於ける契約證書、受取書及保險證券稅は普國の印紙稅なり又我國は債券及株式に付登錄稅として、會社設立稅として拂込千分の五及債權千分の二を課するあり、但し佛國は此の上に登錄稅千分率あり

以上は普通の印紙稅なるが特別印紙稅に至りては更に後段の所に於て比較すべし

第三、取引所稅

取引所稅は有價證券又は取引商品の賣買に依り生ずる利得を稅源とする利得課稅の一種にして殊に有價證券の取引に重を置き有價證券賣買稅又は相場稅の稱あるものなり

我國の取引所稅は明治八年五月太政官布告第八十八號米穀相場所條例及明治七年十月太政官布告第七號株式取引所條例に依り取引所手数料其他現收の總金高に對し米穀に在りては十分の四、株式に在りては十分一稅と定めたるに始まる、後ち明治十五年十二月太政官布告第六十五號を以て兩取引所仲買人の納稅規則を發布し定期賣買高に應じて各約定代金を標準とし賣買雙方より米穀に在りては千分の五、株式に在りては千分の一、金銀に在りては千分の二、半とし轉賣買戻は無稅とせり其後明治十八年太政官布告第三十八號を以て各取引共に稅率を輕減し次いで明治二十一年十一月勅令第七十五號を以て各取引の稅率を輕減すると同時に萬分の六の一率となせり二十六年法律第五號を以て取引所法を制定し同時に法律第六號を以て取引所稅法を制定し以て法律的基础を備へり是れ大體に於て現行法なりとす之れに關し彼の非常特別稅法

二及四十三年三月法律第十二號國債取引を免税すに依り變更を加へられたる結果は現行法として左の税率を成すに至れり

| | | |
|-------|---------|--------|
| 定期商品 | 買入各約定代金 | 萬分の十二、 |
| 定期株式 | 同 | 萬分の十二、 |
| 地方債證券 | 同 | 萬分の五、 |

直取引、延取引及定期轉賣買戻は之を無税とす法律上の納税義務者は取引所と定め取引所は毎一个月分の各約定代金高に應じ翌月五日迄に届出て二十日迄に納付せざるべからず然れども取引所は取引所手数料に添附して仲買人に轉嫁し仲買人は之を仲買人口錢に添附して賣買注文主より支拂はしむるものなり但し賣買注文主は雙方より指定の手数料及口錢を支拂ふが故に實際は前記の税率の二倍となる計算なりとす

此の税の收入は四十四年度豫算に於て三百六十六萬千二百十圓を示めせるが四十三年度の實收に依れば全國商品取引所の數四十五、株式取引所の數四箇所を以て左の計算を示めす

| | | | | |
|------|------|---------------|----|-----------|
| 商 品 | 約定代金 | 一、〇一四、五三五、三四六 | 税金 | 一、二一七、四四九 |
| 有價證券 | 同 | 二、〇一八、一七〇、一八九 | 同 | 二、四二一、八〇〇 |
| 計 | | 三、〇三二、七〇六、二六四 | | 三、六三九、二四九 |

外國の立法例を見るに英國は印紙税として資本移轉の取引證書に對し百磅に付二志半の税額を課す約千分の一、二五に該當すべし佛國は印紙税中相場印税として取極書價格萬分の一を課す但し同國には有價證券の移轉に關し記名式千分の五の登録税あることを注意せざるべからず獨逸は帝國の取引印紙税として國內に行はるゝ有價證券の普通取引に關し萬分の三を課し取引所の取引には萬分の四を課せり埃國は證券賣買税として株式及株券の取引に關し一取極即ち一萬クロイネンに付一クロイネンの税他の證券には四十ヘラを課し取引所外の賣買にも賣買證券毎に十乃至二十ヘラを課税す此等相場税に關する各國の收入は他と混同して計算せらるゝが故に明かならず獨り佛國は千九百〇八年の豫算に於て千五百二十萬法、埃國は同年に於て百三十七萬五千クロイネンを掲せり

我國取引所稅輕減の問題は以上の如き外國例に比し殊に有力に感ぜらる、吾人は之れと併せて直取引延取引轉賣買戻及取引所外有價證券賣買に關する課税をも研究するの要ありと思惟す

第四、通行税

通行税は人及貨物の移轉に關する經濟行爲が生ずる利得を税源として課する運輸税の一部に該當するものなり歐洲諸國に於ては運輸税の全形を備ふるもの多しと雖も我國は旅客の運輸のみに關する通行税を施行す

我通行税は日露事變に際し戰時財政の一財源として明治三十七年四月法律第三號非常特別税法中に新設せられたるに始まり四十三年三月法律第五號通行税法を以て獨立したるものなり

此の税は汽車電車及汽船の乗客に課するものなるも乗合馬車人力車及船舶の乗客は之を課税外に置けり且つ外國行の汽船に乗じ外國に赴くもの及び鐵道軍事供用令に依り乗車するものを免税す

課税の標準は一回通行の里程と客室等級とに依りて區別あり若し往復乗船

車の契約を爲したる場合には往復の里程を通算して課税し貸切多人數回數又は定期乗船車の契約を爲したる場合に於ては規定税額の五倍を課することゝし其税率を左の如く分類せり

| 里程 | 一等 | 二等 | 三等 |
|-------------|-----|------|----|
| 二百哩又は二百海里以上 | 五十錢 | 二十五錢 | 四錢 |
| 二百哩又は二百海里未滿 | 四十錢 | 二十錢 | 三錢 |
| 百哩又は百海里未滿 | 二十錢 | 十錢 | 二錢 |
| 五十哩又は五十海里未滿 | 五錢 | 三錢 | 一錢 |

右通行税の徴收は運輸業者が乗客より乗船車賃を領收するの機會を利用し之に合算して取扱はしむる後ち毎月取纏め該運輸業者をして之を稅務署に納付せしむるの法を採れり元來運輸税は貨物運輸を主とするが故に間接税に屬するものとせらるゝも我國の如く單獨に旅客の通行税を設けたる場合に於て而かも其の課税の方法上述の如くんば此の税は直接税の系統に屬するものとす

斯くの如くして我通行税の收入は新設以來年々五萬圓乃至十二萬圓の増進を

爲せるが明治四十三年度の實收に依るに左の如し

| 種別 | 乗客數 | 稅額 |
|----|-----------------------------|----------------------------|
| 汽車 | 一六、五七五、五〇〇 <small>人</small> | 一、六四九、一〇七 <small>圓</small> |
| 電車 | 一四五、〇四三、九二一 | 一、五九八、〇九九 |
| 汽船 | 九、八四五、九二八 | 一六二、二三八 |
| 計 | 一七一、四六五、三五八 | 三、四〇八、四六四 |

而して明治四十四年度の豫算に於ては三百十八萬四千四百四十圓を掲上せり

外國の立法例を見るに英國は消費稅の科目に編入せる鐵道通券稅として市内交通に於て運賃百分の二、其他の交通に於ては百分の五を課し佛國は印紙稅に於て鐵道貨券の三等級に従ひ短期は五仙、十仙、二十仙、長期乗車券には二十五仙、五十仙、一法を課し貨物の鐵道領收書には普通七十仙、大急行三十五仙を課するの外特に運輸稅に於て普通人體及貨物の運賃に對し一割稅、貴重品及犬の運賃に對し一割二步、地方線及輕便鐵道には三步を課する制度なり

獨逸は印紙稅として貨物に對する運送證券印紙稅と旅客に對する通行印紙稅

とを別にせり運送證券稅は海運及陸運に分ち内國鐵道運送に關して二十五麻未滿の貨物は二十扁、二十五麻以上の貨物は五十扁とす通行印紙稅は乗車及乗船切符の價格により七級に分ち更に各級を三等級に分ち三等は五扁より二麻二等は十扁より四麻、一等は二十扁より八十麻となせり

奧國は最近千九〇二年七月十九日の法律に依り從來の哩數に依れる定額印紙稅制度を廢して運賃比例制度を採り運賃稅として貨物及旅客運賃に對し幹線鐵道に在りては一割二步稅、地方線に在りては六步稅、小鐵道に在りては三步稅となせり

露國及伊國も運賃歩合制を採り露國は人體及貨物輸送とも百分の十五、伊國は二步乃至一割三步を課す

斯くの如くして各國の收入を見るに左の如し

| | | | | | | | |
|----|-------|-------|-----------------------------|----|-------|-----|-----------------------------|
| 英國 | 一九〇八年 | 鐵道通券稅 | 三五〇、〇〇〇 <small>圓</small> | 奧國 | 一九〇八年 | 運賃稅 | 一九、六二五、〇〇〇 <small>圓</small> |
| 佛國 | 一九〇八年 | 輪稅 | 七七、七五〇、〇〇〇 <small>法</small> | 露國 | 一九〇八年 | 運賃稅 | 七八、〇〇〇、〇〇〇 <small>圓</small> |
| 獨逸 | 一九〇八年 | 運送證券稅 | 一四、〇〇〇、〇〇〇 <small>馬</small> | 伊國 | 一九〇七年 | 運賃稅 | 三〇、五〇〇、〇〇〇 <small>利</small> |
| 同 | 一九〇八年 | 通行印紙稅 | 四二、〇〇〇、〇〇〇 <small>馬</small> | | | | |

哩數定額制度よりも運賃歩合制度の合理的にして且つ得策なること外國の諸例に依りて明かなりとす唯だ旅客以外貨物運賃に關する運輸税を本邦に於て現時新設すべきや否やは研究を要せずんばあらず通行税を運賃歩合税とせば市内短距離間の通行税は之を減免することを得べし。

第五 兌換券發行税

日本銀行が發行する兌換銀行に對し二種の租税を課す、一は保證發行税にして他の一は制限外發行税とす

保證發行税は明治三十二年に始まれるも國立銀行時代に於ても既に國立銀行税として銀行券發行税を存したり、國立銀行税は明治五年十一月布告第三百四十九號國立銀行條例中に於て銀行益金内より進て相當の税金を納むべしと豫告したるまゝ久しく實行せざりしが明治十年以降地租輕減の結果歲計補填の必要を生じ明治十一年九月布告第二十九號を以て銀行紙幣下付高の千分の七と定め爾來營業滿期の最終明治三十二年四月三十日に至るまで國立銀行税として年々約二十二萬圓の收入を示めせり

此三十二年に至り國立銀行紙幣の銷却終ると同時に明治三十二年法律第五十五號を以て日本銀行の兌換券に關する保證發行制限を八千五百萬圓より一億二千萬圓に擴張したるが此の特權に對し政府は日本銀行をして益金分納を爲さしむるの法案を提出したるも當時の第十三議會は之を現行の發行税に修正し遂に同三十二年法律第五十六號兌換券發行税法として之を發布せり此の現行法に依れば日本銀行は保證準備發行制限一億二千萬圓以内に於て發行する兌換券の毎月平均發行高に對し其の發行税として一ヶ年千分の十二半の割合を以て政府に納税せざるべからず但し政府の特命に依り一ヶ年一步以下の低利又は無利子を以て政府又は他へ貸付けたる兌換券は課税發行高に算入せずとせり此の種の貸付に屬するものは政府無利子貸上金二千二百萬圓正金銀行低利融通貸約二千萬圓乃至三千萬圓なりと云ふ

右は制限内保證發行の課税なり此の外に制限外保證發行の課税あり

制限外發行税は既に明治二十一年七月勅令第五十九號を以て兌換券條例明治十七年布告第十八號に改正を加へ正貨準備發行高の外一定の制限内に於て

公債、大藏證券又は確實なる證券商業手形を保證として更らに兌換券を發行し得るの特權を附與したるとき其の一定の制限を超へて日本銀行が市場の景況に依り増發せざるべからざる場合に於て大藏大臣の許可を受け制限外に保證發行を爲すときは其の増發高に對し一箇年百分の五を下らざる割合を以て發行税を納付せしむることとなせり、此の課税は財政上の目的を以てするにあらずして一は以て通貨の濫發を防ぎ一は以て健弱各種の企業を淘汰する金融上の政策に基くものなり

斯くの如くして四十三年度に於ける兌換券發行税の收入及其内譯は左の如し

| 種類 | 發行高 | 税額 |
|------|---------------|---------|
| 保證發行 | 六六五、五五五、九六〇 | 六九三、二八七 |
| 限外發行 | 八九五、四九四、一四二 | 一一二、六七〇 |
| 計 | 一、五六一、〇五〇、一〇二 | 八一五、九五七 |

外國の立法例を見るに英國は特別の發行税を存せず印紙税法に依り銀行券に課税す其の税率は一磅迄五片、百磅迄十片一八志半、百磅以上は百磅毎に八志

半(千分の四、二五)を課す

佛國は正貨準備發行税、萬分の二、保證發行税、萬分の外に配當金百分の四の納付金を課す、奧國は限外發行税年五歩の外七歩以上配當の利益殘額に對し半額の納付金を課す、白耳義國も限外發行税二厘五毛の外金利六分以上騰貴の爲め生ずる利益の四分の一を納付金と爲さしめ、獨逸帝國は限外發行税五歩以上の外、政府分配金を受く其の方法は利益金より先づ株主に對し資本金百分の三半の配當を差引き其殘額より一定の積立金を控除し其の殘額を政府と株主に折半す而も尙ほ株主の配當之が爲め年六歩に達するときは其の以上の額に付政府に於て四分の三、株主に於て四分の一の割合を以て之を分配するに在り、米國に在りては兌換券流通税千分の五、預金税千分の二半及資本税として千分の二半を課すと云ふ、此等各國の收入は明かならずと雖も獨逸帝國は千九百十年に於て發行税二百七十一萬五千麻の外利益分納金千五百五十九萬麻を示めせり要するに限外發行税を別とし此の以外に於て兌換券發行税を設くるものと利益分納金を採れるものとの別あり而かも後の方法に依るもの多きを認む蓋

し兌換券發行税は間接税にして轉嫁の歸着を爲すに反し利益分納金は此の傾向なく且つ財政上の収入は頗る多きものあり前者は資本通貨の流通に多少の障害を與ふべきも後者は全く斯る障害なきを以て分納全制度の適當なること論を待たず

第六、骨牌税

骨牌税は本來支出課税の系統に屬すと雖も各國共に印紙税と爲し我國亦た印紙帖用に依りて之に課税するが故に便宜上印紙税の一種として茲に掲ぐ我國の骨牌税は明治三十五年法律第四十四號骨牌税法に依り新設したるものにして骨牌の製造又は販賣者より之を徵收するも之を購求する者の出費所得に於て負擔せらる

課税と關連して製造免許の手数料を徵收す其免許料は製造所一ヶ所に付毎年六十圓とし製造者より徵收するものなり骨牌税は製造又は輸入の骨牌一組に付二十錢の定額税なり一組毎に包裹して特別の骨牌印紙を貼用せしむ此税に依りて得る國庫の収入は素より輕微にして殆んど發達性もなく新設當初よ

り十五六萬圓に過ぎずして最近に至りては往々却て減少せるの狀況を示めせり四十四年度の豫算に於て印紙收入中僅かに十四萬圓を掲上せるに過ぎず

外國に於ても骨牌税は概して輕微にして獨立の位地を與ふるに足らず英國は骨牌印税として一組三片佛國は四十五仙乃至一法半の印税を課し獨逸帝國は特別の印紙税として帝國建國の當初より重きを置きたる爲め其の税率は一組の枚數に依り一組に付三十扁及五十扁の二種に過ぎざるも收入は少からず英國は同様の種別に依り一組に付三十ヘラ、六十ヘラの二種とし其他伊國及露國も此の課税ありと雖も之を略す此等の國に於ける收入を見るに千九百八年に於て佛の三百十二萬五千法を最とし獨逸の百三十萬麻之に次ぎ英國は六十八萬克英國は千八百九十六年に於て二萬二千四百磅を示めせり

第三項 増富税

増富税は利得課税の一種にして不行爲に因り個人又は一家が僥倖する所の利得を税源とする税類なり通例之に屬せしめらるゝものは相續税及土地増價税なりと雖も兵役税の如き亦之に屬せしむるの理由あり此外國に依りては富籤税の如き亦之に屬すべし然れども吾人は以下主として相續税、土地増價税及

兵役税の三種に關して説述すべし

第一、相続税

相続税は私有財産に關する現行法制の結果、一の個人に起る事件に因り何等の行爲なき他の個人が財産の増加に依りて生ずる利得を税源とする課税なり故に此の税は負擔に格別の苦痛なく現時の社會組織及資本状態に於て收入益々増進すべく又た増進せしめざるべからざるものとして各國の採用し擴張せんとする所のものなり然れども其の一個人と他の個人とは何等の關係なきものにあらず此の關係は又た各國の家族制度に依りて相異り歐米諸國に於ては法律上兩者全然分離せる個人關係を有し之が爲め相続は一個人の事件に因り他の個人の増富を意味すと雖も我國の家族制度の如く法律上及經濟上戸主の支配する一家經濟を社會の單位と見做す所に在りては相続の爲め此の一家經濟に何等の増富を爲すものにあらず何となれば相続は個人に採りて増富なるも一家に採りては増富にあらざればなり而して其の個人を本位とするか將た一家を本位とするか各國に於ける實際上の家族制度に依りて異なること亦た已

むを得ざるなり

歐米の如き個人主義の家族制に於ても事件の起れる個人と他の個人との間に於ける親等關係の疎密は之を認め相続税の課税方法として相続財産價格と親等關係の有無及疎密に依り累進差等の税率を設くるもの多し一家主義の家族制に於ては此等親等關係に依りて課税方法を異にするの外其の親等の益々密接して一家經濟組成の關係あるものに對しては増富税主義に依らざる方法を採らざるべからざる理論を認む然れども我相続税は増富税主義を以て制定せられたり請ふ先づ我が相続税法の概要を左に述べん

我國の相続税は明治三十八年一月法律第十號を以て之を新設し從來登録税法に於ける相続に關する特別税率を輕減すると同時に本法に於て家督相続税と遺産相続税及之に類似する贈與税とを規定せり而して其の課税標準は相続財産價格に採り其の税率は親等關係に依りて數等級に區別せり

相続財産とは死亡其他法定の原因(失踪、隱居、失籍、去家、戸主權喪失)によりて相続開始したるとき被相続人が日本内地に有する財産の一切を指し其の範圍は

動産及不動産、不動産上の権利其他一切の財産権、債権、動産上の権利其他の財産権、工業所有権に及ぶべく又た贈與財産も脱税防止の主旨に依りて之れを加算す

此等相續財産の價格は精密なる規定に依りて査定せらるゝも直ちに此の總價格を以て課税標準とせず此の總價格中より(一)被相續人の支拂ふべき公課(二)被相續人の葬式費用(三)被相續人の債務を控除し其の殘額を以て課税標準とす是れ其の實際に増加せる相續人の利得を算出せんが爲めなり

此の課税標準は其金額の多少に従ひ等級を分ち法定相續及び遺産相續の種類に従ひ更らに各相續に於ける親等關係の遠近に依り税率を區別す而して此の税率の區別は謂ゆる超額累進制にして全額累進制と異れり

| 家督相續 | | 民法九百八十五條選定相續人 | |
|-----------|-------|----------------------|-------|
| 課税價額 | 直系卑屬 | 指定又は選定相續人、直系尊屬又は入夫相續 | 率 |
| 五千圓以下の金額 | 千分の十 | 千分の十二 | 千分の十五 |
| 五千圓を超える金額 | 千分の十二 | 千分の十四 | 千分の二十 |

| 遺産相續 | | 其他の者 | |
|-----------------------------|---------|---------|---------|
| 課税價額 | 直系卑屬 | 其他の者 | 率 |
| 一萬圓を超える金額 | 千分の十四 | 千分の二十五 | 千分の二十五 |
| 二萬圓を超える金額 | 千分の十七 | 千分の二十 | 千分の三十 |
| 三萬圓を超える金額 | 千分の二十 | 千分の二十五 | 千分の三十五 |
| 四萬圓を超える金額 | 千分の二十五 | 千分の三十 | 千分の四十 |
| 五萬圓を超える金額 | 千分の三十 | 千分の三十五 | 千分の四十五 |
| 七萬圓を超える金額 | 千分の三十五 | 千分の四十 | 千分の五十 |
| 十萬圓を超える金額(其五萬圓毎に(百萬圓に至る止む)) | 千分の五を加ふ | 千分の五を加ふ | 千分の五を加ふ |

| 課税價額 | | 其他の者 | |
|-----------|--------|--------|--------|
| 千圓以下の金額 | 千分の十五 | 千分の十七 | 千分の二十五 |
| 千圓を超ゆる金額 | 千分の十七 | 千分の二十 | 千分の三十 |
| 五千圓を超ゆる金額 | 千分の二十 | 千分の二十五 | 千分の三十五 |
| 一萬圓を超ゆる金額 | 千分の二十五 | 千分の三十 | 千分の四十 |
| 二萬圓を超ゆる金額 | 千分の三十 | 千分の三十五 | 千分の四十五 |
| 三萬圓を超ゆる金額 | 千分の三十五 | 千分の四十 | 千分の五十 |
| 四萬圓を超ゆる金額 | 千分の四十 | 千分の四十五 | 千分の五十五 |
| 五萬圓を超ゆる金額 | 千分の四十五 | 千分の五十 | 千分の六十 |

七萬圓を超える金額 千分の五十
 十萬圓を超える金額は其の五 千分の五を加ふ
 萬圓毎に(百萬圓に至るまで) 千分の五を加ふ
 四三八
 十分の六十五
 千分の五を加ふ

此の超額累進税法は全額累進税法に比し溫和漸進の利益あり例へば今ま課税標準一萬二千圓の財産に關し直系卑屬の家督相續開始したる場合を見るに全額累進法に依りて直ちに其の全額に前記千分の十四を適用すれば百六十八圓の税額となるべきも此の超額累進法に依れば此の一萬二千圓中最初の五千圓は第一率千分の十に従ひ五十圓の課税を受け此五千圓を超過する第二の五千圓は第二率千分の十二に従ひ六十圓の課税を受け最後一萬圓を超ゆる二千圓に至り始めて第三率千分の十四に従ひ二十八圓を課税せられ合計に於て一萬二千圓の税額は百三十八圓に過ぎず殊に此の關係は一萬圓と一萬一圓と云ふ如き場合に於て税額の差甚だ少く最も適當なるを感ずべし唯だ此の超額累進法は計算煩雜なるが故に納税者の側より見て自己の負擔額を即知し難しとの缺點あるも各稅務署には計算表を存置し而かも其の表は意外に簡單なるが故に一般に之を示めし置くの方法を採ること極めて容易にして之に依れば納

税者は直ちに自己の負擔を知るを得べし

生前一年内の贈與は家督又は遺産の兩場合に於て課税標準中に之を加算し税率の適用を爲すと雖も生前贈與に屬せざる遠き贈與は如何と云ふに場合に依りては脱税の目的に出づることなしと云ふべからず故に法律は其價額が五百圓以上にして被贈與者が推定の相續人なるとき又は分家の戸主又は家族なるときは遺産相續が直ちに開始したるものと看做して遺産相續税を課することとせり

相續税免除の場合第一に家督相續に於て課税價額が千圓未満のとき第二に遺産相續に於て課税價額が五百圓未満のとき第三に軍人軍屬の戦死又は戦時の傷病に起因したる死亡により相續開始したるときと定めらる此外五年内に相續再開したるときは前の課税價格丈け後の課税を免除し七年内に相續再開を見たるときは前相續税の半額丈け後の課税を免除することと規定せらる且つ相續税の納付には百圓以上の税額に對し擔保を提供せしめて五年以内の年賦延納を許すの道を開けり

斯くて我國の相続税が國庫に與ふる收入額は三十八年新設の當初四百三十萬圓を得るの豫定なりしが四十一年度迄は豫定に達せず四十二年度に至り略ほ豫定に近づかんとして四十三年度法律第四號を以て家督相続税に輕減を加へ且つ百圓以上の税額に付年賦延納の制度を採りたる爲め四十三年度の豫算は百五十萬圓に激減し四十四年度の豫算に於て僅に百八十六萬二千九百四十七圓を掲上せるに過ぎず然れども四十三年度に決定したる税額は約三百五十萬七千六百二十三圓に達せり

| 種別 | 人員 | 課税價格 | 決定税額(四十三年度) |
|------|---------|--------------|-------------|
| 家督相続 | 二九、一〇一人 | 一四三、七六〇、四四六圓 | 三、三二四、九一七圓 |
| 遺產相続 | 四、三四五人 | 八、七八一、一七一 | 二二二、七〇六 |
| 計 | 三三、四四六 | 一五二、五四一、六一七 | 三、五二七、六二三 |

實況斯の如しとすれば將來は蓋し適當の財源たる位地を得べしと豫想せらる

茲に於て外國の立法例を見るに先づ

英國は千八百九十四年印紙税より分離して二種の相続財産税を獨立せしめた

り其の一は遺產税にして直系親屬者の相続及百磅未満の財産には課せず親疎に依る等級税にあらざして單純に財産價格に依り等級を附したる歩合税なり、其の税率は財産價格に從ひ百磅の一步税より百萬磅の一割税に達し其以上は超過額に對し一割一步乃至一割五歩迄の累進課税を採れるものなり其の二は遺言及相続税にして遺言税は動産に課するを云ひ相続税は不動産に課するを云ふ此税は直系親族の相続に課するも配偶者の相続及千磅未満の財産には課せず配偶者以外親等の近遠に從ひ(財産價格に依る等級なく)一步税より一割税に達するものなり故に此の兩制を合して財産價格及親等關係の等級を附したる税率となる

佛國の相続税は登録税中に存し千九百二年の改正を受けて今は親等關係と財産價格とに依り兩様の等級を設け直系相続は財産價格の百分の一より百分の五に至り配偶者は百分の三、七五より九に至り兄弟姉妹は百分の八、五〇より十四に至り伯叔甥姪等は百分の十より十五、五に至り六等親及非親族は百分の十五より二十五に至る故に最低一步税より最高二割五歩税なりと云ふべし

獨逸は千九百六年從來各邦の印紙税中に存したる相続印紙税を移して帝國の特別税となし直系卑屬及配偶者の相続並に五百麻未満の財産に課税せず其課税方法は英國の兩制を合したるものに從ひ普通率として單に親等關係の近遠に從ひ(財産價格による等級なく)財産價格百分の四より百分の十に達し此の外に附加率として親等に依らず單に財産價格の大小に從ひ二萬麻に對する普通率の一倍一割より

百萬麻に對する普通率二倍五割の累進法を採れり故に獨逸の相続税は最低四歩、
り(二萬麻以上は最低八歩四厘、最高三、割、五、歩、税なりと云ふべし)

英國の相続税は手數料の一種にして登録税に該當するも親等關係及財産種類及
價格に従ひ直系親屬及配偶者に對する一步税(不動産は二歩五厘)より四親等内傍系
親に對する四歩税(不動産は五歩五厘)及他一切の場合に對する八歩税(不動産は九步
九厘)に達す但し百クロネン未滿の財産は免税とす故に同國の相続税は最低一步
税より最高九歩九厘税なりと云ふべし

伊國の相続税も尙ほ手數料の名残を有すと雖も最近の法律に依りて不動産相續
の課税は三年間の猶豫を與へたるのみならず親等關係及財産價格に依る累進課税
の方法をも採用せり之に依るに百リ一未滿の相續は無税とし其れより三百リ一
ラ迄は直系親屬及配偶者の相續税を一リ一の定額とし其れより千利迄は前者の
相續税を百分の〇、八とし後者の相續税を百分の三とす、而して此等の親屬者が受く
る千リ一以上の相續及び此等以外の者の受くる一切の相續に關しては歩合的の
累進法を採れり即ち五萬リ一ラ迄(前記親屬者は千利以上)は一步六五より一割五歩、
十萬リ一ラ迄は二歩より一割六歩三厘、二十五萬リ一ラ迄は二歩四厘より一割七步
六厘とし進んで百萬リ一ラ以上は三歩六厘より二割二步とす故に伊國の相続税は
最低一步以下より最高二割二步税なりと云ふべし

以上諸國の相続税収入は概して千九百八年の數字に依るに英國の收入最も多額

にして佛國之に次ぎ獨、伊、奧亦之に次ぐと云ふ順序なり

| | | | |
|----|-------------------------|----|---------------------------|
| 英國 | 一九、八八〇、〇〇〇 ^噸 | 獨逸 | 三六、〇〇〇、〇〇〇 ^噸 |
| 佛國 | 二四、〇〇〇、〇〇〇 ^法 | 伊國 | 四〇、〇〇〇、〇〇〇 ^{リ一ラ} |
| 奧國 | 二七、〇〇〇、〇〇〇 ^克 | | |

(參考)獨逸は總收入の四分の一を各邦の財源に交付し殘餘四分の三を帝國の收
入とす佛國は外に贈與税二五、〇〇〇、〇〇〇法あり

我國は特種の家族制度に徴し且つ英獨の實例に倣ひ直系親屬に對する相續
税を無税とするは余輩最も其の當を得たるものと信ずと雖も今は尙ほ我相續
税收入の九割を直系相續に依れる有様なるを以て直系相續税を廢することは
相續税全廢と均しきものあり之を除けば税率の累進は外國の諸例に比して概
して我は尙頗る低位に在り故に先づ差當り直系相續税を更らに半減し他の税
率を増加し漸く以て直系相續に對する誤まれる増富税主義を矯正するの外な
し

第二、土地増價税

眞に増富税の意義あるものは土地増價税ならん、此税は土地所有者の勞費行

爲に因ることなく單に社會の發達通貨の低落又は近傍に偶發する變化に因り土地の價格增高し之が爲め一家經濟をして自然又は偶然に取得せしめたる増富を税源とするものなり之れが課税の結果は特別に苦痛を感ずる負擔者を生ずるの虞なくして公共財政が分配を要求するに最も理由ある財源たるのみならず其の方法に依りては土地に關する投機を抑制するの一助たるを得べし

理論は斯の如し然れども實際は頗る難問なり國內偶然に土地移轉の事實起る毎に過去に溯りて其土地の原地價を明確にし之に爾來至當に要したる維持費改良費及普通の利子を加算し此の合計を移轉時の現賣價より控除し以て實際の差増利得を算出し之を標準として賣主に賦課せざるべからず平素土地に關する稅務及登記の完備せる國に非ずんば事決して容易ならず加ふるに此の制度は土地の移轉頻繁にして高低激甚なる都會に於てこそ數年の後ち各地の地價確定し爾後の變化を測定すること易きに至り且つ課税の利益も少からざるべけん然れども村落の土地に至りては永く同一人の手に所有せらるゝもの多く課税の利益少きのみならず地價の差増を査定すること頗る至難なり其他

地租登録税、相續税との關係及動産増價に對する權衡等を考察すれば考察するに従つて幾多の難問に逢著せざるを得ず唯だ各地方小區域に於て土地事情に近適せる位地を利用し土地の増價に密接の關係ある政費の爲めに市街地に之を施行する場合は比較的難問の尠なきを得ん是れ歐洲に於ける都市自治體又は海外の小殖民地に於ける都市が既に久しく實行せる所以なりとす

然れども英國及獨逸帝國は最近に至り此の税を國稅として實行せり其の方法の複雑繁瑣なる茲に詳述するを得ざるが故に單に其の梗概のみを示めさん

英國は地價税の名を以て千九百十年四月二十九日の財政法律に依り土地價格の自然増加を税源とする増價税を新設したるが其の主たるものは土地の賣買貸借及相續の場合に適用す其の課税方法は賣買の對價、貸借の收益還元價格又は相續開始時の現地價を總價格とし此の總價格より建物竹木の價格、庭園の地價、水道料、土地改良費、土地の負擔使用制限解除費及地方改良税等を控除し之を純現地價とし之より從來の原地價を控除し之を假増價額とし之より原地價の一刻を控除したるものを以て純増價額とし之に對して五分の一税を課するの制度なり而して其の謂ゆる從前の原地價なるものは本法施行後第一回の移轉貸借に在りては特に千九百九年四月三十日現在の地價に依り第二回以後の移轉貸借に在りては前回課税當時の現地

2105
2204
2301
2302
2303
2304
2305

價を以てす又た法人及組合の場合に於ては定期に地價を評價し千九百十四年四月五日並に再後十五年毎に之を賦課することとせり以上は普通市街宅地の場合なるが法律は別に非宅地増價の課税として期明税(貸定期明き)空地税及び鑛山増益税を設け其の課税方法は一樣ならざるも大體の主旨は相同し此等土地増價税の收入は千九百十年度の豫算に於て六十萬磅を掲せり

獨逸帝國は千九百十一年二月四日の法律を以て帝國土地増價税を採用したるが課税の範圍は英國の例よりも狭く單に宅地、非宅地の所有權の移轉のみに限らるる面かも相續の場合を除き算出の方法も英國と異り最前取得の原地價に其の後施されたる永久的改良の費用を原地價の四歩と推定して之を加算し此合計より後の賣却純價格(賣却に要せる費用を控除せるもの)を差引き其殘額を以て差増額とす而して其の原地價なるものは買得の時支拂ひたる價格と稱するのみにて別段の規定を見ざるも登記あるものは登記價格登記なきものは實際の取得價格と認むべきもの又は當時の時價なるが如し、但し本税施行を見越して豫め不動産合同會社又は組合を組織し高き評價を附し置くのみならず實際は此等會社の株式持分を賣却して土地投機と同様の利得を得ながら既に久しく自治體の土地増價税を連脱したるの事實に鑑み且つ收入増加の目的に依り法律の效力を遠く千八百八十五年一月一日に溯及して此等の連脱を帝國税に於て一網に打盡くさんとしたり、税率は新なる移轉が前取得後近き期間内に起れる場合と遠き後に起れる場合とに依りて異なり

又た原地價及改良費合計額に對し増價額の程度が大なると小なるとに依りても異なる例へば増價程度が一割以下にして移轉の發起が前取得後尙ほ十二年以内なるときは一割税、十二年以後なるときは九步税、二十年後なるときは八步税、三十年後なるときは七步税と遞減し又た増價程度が二倍九割以上にして其移轉が前取得後十二年以内に起れるときは三割税、十二年後なるときは二割七步税、二十年後なるときは二割四步税、三十年後なるときは二割一步に遞減せしむ是れ法律が規定する所有年限及増價程度に依る税率累進の最低及最高の計算を例示したるものなり此の最低最高の間無數の等級あるを知らざるべからず法律は土地の大なる投機を抑制するの主義なるを以て價格二萬鎊を超過せざる不動産の賣却又は五千鎊を超過せざる非宅地の賣却は總て之を課税外に置きり斯くて獨逸帝國の收入豫算は總收入の六分を帝國に四分を地方に與ふるの見込に於て二千萬鎊を掲せり

本邦に於ては地方にも國家にも斯かる課税の存することなし近時之を本邦に新設せんと論頗る盛なるものあり國税としての英獨兩制度は實行の日尙ほ甚だ淺く成績如何を判ずるに苦しむと雖も地方税としての外國例は既に頗る好成績を挙げ居り、古るき臺帳地價と非強制の登記との外地價の真正に關して常用の材料なき本邦に於て之を一般的の國税とするは財政上の危險少か

らず土地政策としては必ずしも國稅ならざるべからざる理由なし今後大に要すべき地方事業は何れも地價の増加に關する重要原因たらざるものなく而して之を行ふべき地方の財源は既に枯渴し國庫の財源をも分與せざるべからざるの狀況に在り此點は獨逸帝國が其課稅權を慣例上間接稅に限られて軍備及官吏増俸等の經費に充つる爲め間接稅たる土地増價稅を地方財源より奪ひ課稅權の分野を明かにしたるとは全く反對の事情あることを知らざるべからず吾人は若し我國に於て煩雜を忍び土地増價稅を新設するの要ありとせば國稅とせずして地方稅とするの適當にして且つ無難なるを思惟す

第三、兵役稅

兵役稅は増富稅と稱するに適せざるやを知らずと雖も爲すべき一般の義務より偶然に個人經濟が負擔を免ると云ふは不行爲上の利得なり此利得を稅源とする課稅なりとは云ひ得べし此意義に於て兵役稅は正當に不行爲上の利得課稅に屬せざるべからず是れ兵役を免せられたる個人が利得を得たりと云ふにあらず此個人を家族とする一家の個人經濟が偶然に利得を得たりと云ふの

み其利得は恰も彼れ一家の經濟が支出すべき租稅の義務を偶然に免れたると同一の利得なり故に此稅は個人稅とせずして戶主稅とするに適するものなり人或は曰ふ「兵役は國民の名譽的義務にして之が爲め苦痛を受くる個人經濟は之を以て名譽とすべく決して負擔の公正を云々すべきものにあらず且つ如何に彼れが經濟上の苦痛ありとするも之を他の免役者より徵收する兵役稅を以て補助する如き方法を條件とするにあらざれば彼れが苦痛を感ずること能はざるべし然るにも拘はらず兵役者と免役者との負擔を公正にすと云ふ意義を以て兵役稅を設くるに於ては兵役をして一種の有給勞務たる如き誤解を生ぜしめ兵役義務の神聖を汚瀆するの甚しきものなり故に兵役稅は不可なり」と是れ嘗て我國の稅制整理調査會にも現はれたる說なり然れとも吾人の見る所は之れと異れり吾人の論據は兵役者の受くる苦痛が名譽的なるや否や等にあらずして免役者を生ぜる個人經濟が偶然に免稅と均しき利得を享くと云ふ點に在り兵役も租稅も共に均しく憲法上に於ける國民一般の義務なり一を名譽とし他を不名譽とすべき差異あることなし否な縱令へ斯る差異ありとするも

個人經濟に取りては一の生産的勞力を提供するの義務を偶然に免るゝと、負擔すべき租税を偶然に免るゝと其間異なる所なく其の義務の名譽的なる否とに拘らず共に均しく彼れが經濟上に於ける偶然の利得たるに相違なきなり、此偶然の利得は負擔力の存する所にして之を税源とする課税は普通の課税の如く正當なりと云はざるべからず

兵役税は免役に依る偶然の利得を税源とすべきものなるが故に主として落籤に依り又は自己の意思を以て左右し得ざる事實(不合格)に依り兵役を免れたるものを生じたる個人經濟に課せらる

此の課税は未だ我國に行はれざるも佛、奧、匈、瑞の諸國に於ては久しく之を行へり獨逸に於ては幾度か企圖せるに拘らず未だ實施せらるゝに至らず

佛國の兵役税は人頭税に類して毎年六法の定額税を主とするも之に資産標準の三級別追加税を加ふ、奧國の兵役税は財産及所得を標準とせる十四級別の課税を爲し最下級年額一フロリンより最高年額百フロリンに至る、匈國も大體之に類す、瑞西は年額六法の外に財産所得を標準とせる等級的附加税を設

け一人の負擔年額三千法を超ゆべからずと規定せり而して其收入は概して小額なるが、奧、瑞兩國の如きは共に其の收入の全部又は一部を軍事關係の費用に使用することに制限し居れり左に千九百六年度の各國收入額を擧ぐ

| | | | |
|----|----------------------------|----|----------------------------|
| 佛國 | 二、九二八、五〇〇 <small>法</small> | 奧國 | 二、〇六〇、〇〇〇 <small>克</small> |
| 匈國 | 二、三七六、〇〇〇 <small>克</small> | 瑞西 | 未詳 |

獨逸に於ては兵役税の新設に對する反對論中特に其の課税方法に重きを置くもの多し、一定の兵役税を上納して兵役を免れたる如き感覺を國民に與ふるは軍國主義の容れ得べき所に非ずと云ふに在りて之が爲め最近獨逸に於ける兵役税新設の計畫は之を遺産税と併合せんとせり其の方法は有資産者の死亡し遺産税を課するに方り若し其の死亡者が生前に於て兵役を果さざりしものならんには遺産税の附加税として其の遺産純價格の千分の十五に相當する兵役税を徵收するに在り是れ一種の新案なりと雖も斯の如きは兵役税が兵役義務を偶然に免れたる不行爲上の利得に課するものなりと云ふ觀念を引起すに遠かり實際上納税の義務心を鼓舞する所以にあらず勿論其丈け兵役と課税と

交換するの感覺ありとの非難を少からしむる所以なるも是れ決して税金納付を條件として兵役を免るゝにあらず兵役の免除は別個の事實により先づ免ぜられ其の免ぜられたる後に於て納税の義務を生ずること明白の事實なるが故に斯る感覺は若し起すものありとするも其は敢て取るに足ざるものなり

故に吾人は本邦に於ても兵役税を新設し二年間一戸に付年額五圓の定額税の外所得税納附者の家に對し所得高に應じ年額五百圓以下の累進税を設くるの必要ありと信ず

明治四十二年の税制整理調査會が兵役税に關し調査せる所に依れば我徴兵適齡に達したる壯丁の數は五十一萬二千八百一人にして内不具廢疾の爲め兵役を免ぜらるゝ者、服役中傷痍疾病の爲め現役を免ぜらるゝもの及び貧民救助を受くる者等免税すべき人員は凡そ十三萬七千四百六十二人となる計算なるが故に差引三十七萬五千三百三十九人(人口千分の七・五)は毎年の課税人員に屬すべく而して現役期間二年間年額五圓を徵收するものとすれば二年目よりは

定額税 三、七五三、三九〇

を得べく此上に所得税納税義務者百二十五萬人の中、免役者に屬するもの假りに其の千分の七・五とし(九千三百七十五人)之れに對し其の所得階級に従ひ左の累進税を課することとせば

| 第一年目 | 課税人員 | 税率 | 收入見込 |
|---------|----------|---------|-----------|
| 所得五百圓未満 | 五千人 | 一人三十圓 | 一五〇,〇〇〇 |
| 所得三千圓未満 | 四千人 | 百人 | 四〇〇,〇〇〇 |
| 所得三千圓以上 | 三百七十五人 | 平均三百五十圓 | 一三一,二五〇 |
| 計 | 九千三百七十五人 | | 六八一,二五〇 |
| 第二年目 | | | 六一,二五〇 |
| 合 計 | | | 一,三六二,五〇〇 |

斯くて定額税と所得等級税とを総合すれば約五百一十一萬五千八百九十圓を收入し得べき計算となる

章 結

吾人は茲に本章の利得課税を總括して併せて地方自治體に關し述ぶる所あらんとす

國税として各國の利得課税を總括し其の收入を見るに各國の税名一様ならざるが故に事甚だ容易にあらず吾人は寧ろ國別に其税名及び收入を一覽に供するに止めん

英國(千九百十年)

| | |
|-------|-------------|
| 印紙税 | 九、六九〇、六二九 |
| 相續税 | 二五、七〇八、九九五 |
| 鐵道通券税 | 三三五、八一七 |
| 地價税 | 五〇九、〇二五 |
| 計 | 三五〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 歲入歩合 | 一割七歩 |

伊國(千九百十一年)
印紙税 七六、四〇〇、〇〇〇

佛國(千九百十一年)

| | |
|------|-------------|
| 印紙税 | 二四〇、八一、三〇〇 |
| 登錄税 | 七六六、七五七、七〇〇 |
| 取引税 | 一一、五三三、〇〇〇 |
| 兵役税 | 一九〇、六二〇 |
| 計 | 四一六、八〇〇、〇〇〇 |
| 歲入歩合 | 二割三歩 |

獨逸(千九百十年)
印紙税 一九六、七五、五〇〇

奧國(千九百十年)

| | |
|-------|------------|
| 登録税 | 九三、六〇〇、〇〇〇 |
| 相續税 | 四五、一〇〇、〇〇〇 |
| 他の行爲税 | 九、四七〇、〇〇〇 |
| 計 | 八九、二〇〇、〇〇〇 |
| 歲入歩合 | 九歩 |

印紙税 五九、二五五、五〇〇克

登錄税 一一五、五二七、二〇〇

通行税 二〇、三〇〇、〇〇〇

兵役税 一九〇、六二〇
二、〇六〇、〇〇〇

計 七六、四〇〇、〇〇〇

歲入歩合 八歩

日本(明治四十四年度)

| | |
|------|------------|
| 骨牌税 | 一、八一三、〇〇 |
| 相續税 | 三四、〇〇〇、〇〇〇 |
| 計 | 九三、八〇〇、〇〇〇 |
| 歲入歩合 | 六歩 |

印紙税(賣藥印) 四、九三七、七九四

登錄税 一六、七〇〇、〇〇〇

骨牌税 一四二、〇〇八

通行税 三、一八四、四〇〇

兌換券税 一、〇三三、八九七

取引所税 三、六六一、二一〇

計 二九、四〇〇、〇〇〇

歲入歩合 五歩

要するに佛國は此課税に依り總歲入に對し二割三步に相當する收入を國庫に取得するも我國は僅々五歩に過ぎず、經濟取引に關する此の課税の率は佛國の如く高きを不可とすること勿論なるも亦た我國の如く不動産の取引に高率を課し而かも動産の取引に甚しき輕率を課し(取引所税は稍々高率なり其他規定の不備又は不勵行等に依り收入の意外に少額なるは注意を要すべき所なり殊に我印紙税及通行税に至りては税率寧ろ簡粗に過ぎ且つ印紙税の取締勵行を欠ける如き攻究を要する所なり

地方自治體の財政は國庫の財政の如く多種の利得課税を有せず是れ他なし此課税の物件は移動頻繁にして廣域に渉るもの多く地方的に畫分せらるゝもの甚だ少なきと地方各地間往々競争排斥等の行はるゝ虞あるとに依る之を外國の例に徴するに概して亦た然りとす

英國の地方自治體は不動産收益の特別的直接税のみにして素より利得課税に屬するものなく佛國は印紙税の部門に於ては地方の課税殆んどなく唯だ登録税の部門に於て多數の地方課税を存せり例へば巴里市に於ける動産賣買税(百分の一税)官

務及職務の移動税(百分の一、二、五)營業權讓渡税(百分の一、二、五)貨物輸送貨税(百分の〇、三、二)等の如き是れなり

獨逸に於ては印紙の發行を以て國家の特權と爲し之れと關連して印紙貼用に依る地方印紙税を許さず然れども印紙に依らずして財産の移轉に關する法律行爲の課税は各邦の規定に依りて之を留保せり之れが爲め地方税中に動産及不動産の賣買税頗る多く存せり但し最も多く行はるゝは不動産移轉税なりとす是れ其最も地方的の取引なるに依る普國の地方自治體は多種多額の間接税を有するも其中の四割一步六厘は財産移轉税を以て之を占むと云ふ即ち市自治體の間接税總額三千萬麻中二百五十七萬麻は此の財産移轉税なりとす此の財産移轉税に關連して普國の各市は土地増價税を加設したるもの多しフラングフルト、アム、ケルン、エツセン、ドルモンド、ケルセン、キルヘン、ウイスバーテン、ウイテナウの如き是れなり、フラングフルトの土地増價税は有名なるが複雑なるを以て之を略し(地方財政學參照)簡單なるケルンの土地増價税に付説述せん同自治體は千九百五年二月二十三日及四月六日の租稅條例に依り從來一步の財産移轉税を二歩に引上げ之れと土地増價税とを連結し取得後宅地に在りては五年内非宅地に在りては十年内に土地の移轉ありたる場合に於て其の原地價に對する現賣價の増價が一割以上なるときは財産移轉税の外其の純増加に對する一割乃至二割五歩を課し五年後又は十年後の移轉なる場合に於ては純増價の三分の一を徵收することゝなす斯くてフラングフルトに於ては收

入凡そ九十萬圓を収め、ケルンは約三十萬圓を擧ぐと云ふ

我國の地方財政に於ては間接税甚だ少なく従つて利得課税に屬するもの亦た少なし府縣の雜種税中に於て又は他の特別税として我地方財政が有する財産移轉税(二三八、七四五圓)牛馬税(二四三、二六三圓)市場税(四八、九四八圓)軌道税(四六、二四圓)建物建築税(一四、八七三圓)の如きは利得課税に屬するものと稱し得ざるに非ざるべきも車税(三、三二八、四一四圓)船税(二〇、二七七七圓)及電柱税(一七、九四三圓)等の如きは通行税の性質よりも寧ろ職業税、出費税若くは手数料的の性質を有するものなるが故に利得課税に屬せしめざるを妥當とすべし

第二十章 支出課税各論

支出課税は個人經濟が消費的の物件及勞力を消費し若くは使用する事實及分量に従て課する所の租税の總稱にして消費税、使用税及關税に分れ消費税は更らに飲料品税及日用品税に分るゝも其の課税方法に至りては大要左の五種の外に出でざるが如し

第一、生産課税法

此方法は飲料品又は日用品が其の生産手續中に存する間に於て賦課する方法にして原料課税、製造課税、成品課税の三種あり原料課税は生産用原料の分量歩留又は耕地面積に従て税額を定むるものにして消費税の名に對し其生産手續中餘りに早き時機に於て測定する粗なる方法と稱すべく従て目的の消費者に租税を轉嫁せしむるに適せず生産者自ら負擔したるまゝ租税及租税の利息を回收し得ざるの恐あり且つ其の負擔は原料の歩留、技術の巧拙並に規模の大小に依り頗る不公平を見るべし歩留とは一定の原料より製出せらるべき成品

の歩合にして原料の良否及技術の巧拙に従つて異同あり使用原料より成品歩合を推定し又は成品量より使用原料高を推定するは共に往々不公平を來すべし但し推定歩留により課税するは場合に依り技術を奨励するの效あることあり何となれば生産者は法律上の推定歩留より以上の成品量を得て租税の負擔を軽減せんと力むるに由るなり然れども結局課税の不公平なるは免るべからず之に反して製造課税は容器又は半成原料高に應じ製造中の標準に従つて課税するものにして原料課税よりも稍々消費に接近すること勿論なるが未だ製造成品の技術的結果をも見るに至らず従つて尙ほ企業規模の大小等による成功上の差違あるも之を斟酌するに適せず且つ常時煩雜の監視を加ふるにあらざれば代用品の混入を防ぐを得ざるの虞あり又た多少税金の利息を損せしむ到底不公平たるを免れず成品課税に至りては生産課税法中最も發達せるものに屬す生産手續最終の成果に付き其の品位及價格を斟酌して一定量毎に課税するを通例とす此の方法は其生産者の數少くして各所に散在せず従つて製造場の監督容易なる場合に於て適當なる課税法とす然れども眞の消費迄には尙

ほ多くの距離を存し税金の利息に相當する負擔を加ふる缺點を避くるを得ず且つ物品に依りては製造終了より實際消費に至るまでの間に著しく減耗し又は損敗することあるを以て益々税金外の負擔を多からしむるの傾きあり

第二、流通課税法

此方法は生産後物品が移送販賣せらるゝ時點に於て其の數量又は價格を標準として課するものにして最も消費に接近せる時機に於て負擔力を測定す之を分てば搬出課税及販賣課税の二法となる搬出課税とは製産場より消費場に向て搬出し又は搬出後一定の場所に倉入する際に課税するの謂なり搬出税倉入税及入市税と稱するもの即ち是れなり關税の如きも概して此の種類に屬せり販賣課税は販賣者又は小賣業者を納税義務者として課するものにして消費に最も近き時期に於て消費者の負擔に歸せしめんとするものなるも監督頗る困難にして徵稅費亦た甚だ多きの缺點あり

第三、豫約課税法

此課税法は一定の期間に於ける生産又は販賣高の總額を推定し以て個々の

計算及監督に要する費用と煩累とを省略し其の總額に付租税を一度に前拂せしむるものなり實際の精査に課するよりも粗にして逋脱の虞あり然れども敏活迅速の商品に關する場合の如きは之を用ゆるを便とすることあり

第四、專賣課税

專賣には單に加工又は販賣のみを國家の獨占する部分、專賣と製産及販賣を國家の獨占する完全專賣との二種ありと雖も其の收入行爲より云へば國家の企業收入に屬し學者に依り之を私經濟收入に屬せしむ又た學者に依りては總收入より企業費を控除せる純益を以て國家の獨占に基く強制收入なりとし之を租税に屬せしむ余輩は專賣を以て國家が租税賦課の手段として課税物件に關する企業其者を自ら引受け企業費を以て收稅費とし純益を租税とするものなるが故に企業及純益を一體として之を租税と看做さんとす

此の專賣課税に於ては(第一)に國家の經費科目を増加するも企業利潤の全體を國庫に收むるが故に國庫の收入額は歩合租税によるよりも巨大なるべく(第二)に官吏の勞務及會計法上の手續甚だ敏活を缺くと雖も此は官業たるが爲め

と云ふよりは大企業たるが爲めと云ふの適當なるものにして之に對しては大體に於て生産費の節約と云ふ利益を以て應ふるを得べし(第三)に個人の企業を減じ他の租稅收入を失ふも他の租稅收入減は專賣益金の多に比すれば概して論ずるに足らず(第四)に個人企業の場合の如く競争による生産過多又は産額の不同に基く企業の盛衰は少なく從て一定の勞力は安全に且つ永く需要せらるべく(第五)に消費需要の變化に對しては一々適應せしむるの困難なる事情あるも製品の精撰に依り消費者をして不當に高價なる供給に接せしむるの恐れ尠なし(第六)に原料供給の民業には確實安全の價格を保證して其の産業に健全なる發達を遂げしむるの利あるのみならず(第七)賣下價格の減免に依り特種産業用慈惠用醫藥用其他公益の目的用に對し特惠を與ふることを得べし(第八)に企業の獨占に陥り易き又は期節若くは交通不便の爲め價格の變動又は差異甚しき一般の需要品は專賣の爲め投機相場の動機を避け又は價格の不均一を免るゝを得べし要するに專賣課税は制度として財政上及經濟上得策なること論を待たざるも謂ゆる此等の利益は之を擧ぐることを得と云ふに止まりて各國

の實際は必ずしも然りと云ふを得ず原料の買収、製品の賣下に關し情實の纏綿することあり懶惰不改善の企業となることあり官吏の腐敗を來すことあり官權を不當に強大ならしむることあり弊害も實際に於ては決して少からず故に充分の注意及監督を加ふるの要あるは勿論なり

第五、免許課税法

此方法は一定の貨物に關する生産又は販賣の特權を一定の資格ある個人に免許することとし之に對し年々徵收する所の料金にして一面は手数料の如く他の一面は營業税の如き形を有するものなり消費課税の方法としては餘りに粗なるものにして到底主要の方法とするに適せず僅かに附從の方法として國により採用するに過ぎず

余輩は以下諸章に於て支出課税の分類に従ひ狹義の消費税、使用税を論じ而る後に國境消費税たる關税を論ずべきが茲に今更此等の課税が其の收入に於て各國の財政上如何なる位地を占むるやの概念を作らんが爲めに税類及收入額の概覽表を左に掲げ置かんとす

各國消費税概覽表 (關税を除く)

英國 (一九一〇年)

| | |
|------------|-------------|
| 火酒税 | 一八、七五、三〇六 |
| 麥酒税 | 一三、七六、三二七 |
| 免許税 | 七、七七、四四三 |
| 鐵道券税 | 三五、一六六 |
| 特許藥税 | 三五、六四六 |
| 其他 | 三三、九四五 |
| 計 | 三九〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 歲入歩合 | 一割八歩 |
| 獨逸 (一九一〇年) | |
| 飲料税 | 三二、三〇三、九四〇 |
| 鹽税 | 五、〇四八、〇〇〇 |
| 砂糖税 | 一四七、一七六、〇〇〇 |

佛國 (一九一一年)

| | |
|------------|-------------|
| 飲料税 | 四三九、九九、〇〇〇 |
| 鹽税 | 九、七四、三〇〇 |
| 砂糖税 | 一六四、五四七、九〇〇 |
| 煙草專賣 | 五〇五、〇六四、四〇〇 |
| 磷寸火藥專賣 | 六、六三三、〇〇〇 |
| 雜種税 | 四六、五五六、七〇〇 |
| 計 | 四八六、〇〇〇、〇〇〇 |
| 歲入歩合 | 二割七歩 |
| 伊國 (一九一一年) | |
| 物産税 | 一八三、五〇〇、〇〇〇 |
| 入市税 | 五、六三九、七六 |
| 煙草專賣 | 三〇二、五〇〇、〇〇〇 |

| | | | |
|------------|-------------|--------|------------------|
| 煙草專賣 | 三六、二四、〇〇〇 | 食鹽專賣 | 八五、五〇〇、〇〇〇 |
| 燈燃火稅 | 三〇、〇三、〇〇〇 | 富籤專賣 | 九五、〇〇〇、〇〇〇 |
| 其他 | 一一、四〇〇 | キニノネ專賣 | 二、五〇〇、〇〇〇 |
| 計 | 三九三、〇〇〇、〇〇〇 | 計 | 二六、〇〇〇、〇〇〇 |
| 歲入歩合 | 二 | 歲入歩合 | 三割一步 |
| 埃國 (一九一〇年) | | | |
| 消費稅 | 三七一、三六、〇〇〇 | 飲料稅 | 九三、三五、三〇〇 |
| 飲料販賣稅 | 二、三三、〇〇〇 | 各消費稅 | 三五、四六、三六 |
| 鹽專賣 | 四八、二九、二〇〇 | 專賣益金 | 六二、三四六、四〇六 |
| 煙草專賣 | 二七三、一四七、〇〇〇 | 賣藥及狩獵稅 | 一〇年 二、四六五、四六一 |
| 計 | 二七七、〇〇〇、〇〇〇 | 計 | 一九三、〇〇〇、〇〇〇 |
| 歲入歩合 | 二割三步 | 歲入歩合 | 三割五歩 |
| 日本 (一九一一年) | | | |

第二十一章 消費稅

第一項 飲料品稅

消費稅は更らに分つて飲料品稅及日用品稅の二種と爲すこと既述の如し此の二種は間接稅に屬し概して間接の轉嫁を爲す

飲料品稅は消費稅中主要の稅目にして各種の飲料を以て課稅の物件となすものなり各國の現制に於て其の重要なものを求むれば火酒稅、麥酒稅、葡萄酒稅の數種にして其の課稅方法は露國及瑞西の如き酒精專賣の方法を採るものあるも多くは皆な概して生産課稅法又は流通課稅法に依る此の外に他の菓實酒稅、酢稅及鑛質飲料稅の類あるも此等は極めて微々たるものとす

輒近各國の租稅は國稅として直接稅の重要漸次に失墜し之れと反對に間接稅の重要益々増加するの有様なること既論の如くなるが其の間接稅の發達に關し最も重大の關係を有するものは此の飲料稅なり然れとも近時は飲料に付き衛生飲料と非衛生飲料との差別を設け生葡萄酒其他の菓實酒及鑛質飲料の

課税は最低の率とし麥酒税之に次ぎ火酒及其の混成酒は酒精飲料又は非衛生飲料と稱し最高率の課税に従ふ

飲料税の種類は國に依り自ら相異なるも本邦の飲料税は左の如し

酒造税

沖繩縣酒類出港税

酒精及酒精含有飲料税

麥酒税

醬油造石税

自家用醬油税

本邦の消費飲料は自ら本邦特有の性質を備ふるも醬油を除くの外は其の課税漸次に酒精分を本位とするに至り外國例に接近しつゝあり而して其の課税方法は外國に尙ほ往々行はるゝ生産課税の方法に屬する最終の階段たる成品課税に近かさもの及び更らに進んで流通課税法中搬出課税の境遇に達せるものなり成品の石數を査定し其の査定高に對して定額税を賦課し又は其搬出の

際其の製造者より徴收す以下順次各税に付略述すべし

第一、酒造税

酒造税は其の起源頗る古し酒は我國民の主要食品たる米穀を以て醸造するものなるが故に鎌倉時代に在りては往々酒造を禁止し又は著しく之を制限したることあり徳川時代に至りては造酒を以て一つの特權と見做し酒造家に臨時運上金を命じ且つ賣價に對し租税を課せり明治元年五月會計官布達に於ても大體此の舊制を襲用し造酒百石に付二十兩の上納と年額五兩の冥加金を徴したりしが明治四年七月太政官布告は清酒濁酒及醬酒に付免許料免許税及醸造税の三種を設定せり免許料は醸造免許の鑑札手数料にして免許税は從業者一人毎に課する定額税に屬し醸造税は醸造物の價格に對する歩合税なりしなり然るに明治八年二月太政官布告第二十六號酒類税則は免許料及免許税を合して酒造營業税(一種に付十圓)となし濁酒及醬油の課税を廢して清酒請賣業者に酒類請賣營業税を(五圓の定額税課し別に醸造業者には醸造税として賣價十分の一の歩合税を課すること)せり其後明治十年十二月太政官布告第八十一

號は濁酒營業税を復活し十一年九月太政官布告第二十八號は白酒味淋、燒酎、銘酒の種類を設け税率も賣價歩合に依らずして造石税主義となし清酒一石に付一圓に定めたり遂に十三年九月太政官布告第四十號は從來の酒類規則を酒造税則と改め釀造税を造石税と改稱し造酒の種類を第一類釀造酒、第二類蒸餾酒及第三類再製酒に改め其税率も各種一圓方引上げ且つ酒造營業税を酒類免許料とし製造場一箇所に三十圓の定額税を課することとせり後ち十五年には十月太政官布告第六十一號を以て各種造石税二圓方の引上を行ひ濁酒製造に制限を加へ及自家用酒の取締を嚴にし免許鑑札料を徴せりと雖も他は大なる變化なく以て二十九年の酒造税法を見るに至れり

明治二十九年三月法律第二十八號は酒造税法にして大要に於て現行法の基礎なるが酒類を清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎、酒精の六種に限り他の酒類は特別の税法に依ることとし且つ自家用酒税を獨立せしめて同年法律第二十九號を以て其の税法を定め從來の酒造免許税は之を廢して營業税法に依らしむることとし造石税の税率を前記十五年の税率に比し各種五圓方引上げたり三十一年十

二月法律第二十三號の改正は造石税の税率を更らに五圓方増徴したること及び酒精含有量の標準を採用し各種酒類一定量以上の含有酒精分に對し増加税を設けたることを以て主要の事項とす次いで北清團匪事件の後三十四年法律第七號を以て廣く酒精分主義を注入し三十八年一月法律第三號の改正に依り燒酎の種類を五種に分ち税率を二圓以上増加し各種の酒類にも一定の酒精分以上は一度毎に一石七十五錢を課することとなしたり

之に對して三十七年及三十八年の非常特別税を増し各種を通じて約五圓方の増徴を見るに至り其儘を今日に之を繼續して左の如き現行税率を成せり

| | | |
|-----|-------------------------------------|---------|
| 第一種 | 酒精分二十度以下の清酒、濁酒、白酒、味淋及酒精分三十度以下の燒酎 | 一石に付二十圓 |
| 第二種 | 酒精分三十五度以下の燒酎 | 二十五圓 |
| 第三種 | 酒精分四十度以下の燒酎 | 三十圓 |
| 第四種 | 酒精分四十五度以下の燒酎 | 三十五圓 |
| 第五種 | 酒精分二十度を超ゆる清酒、濁酒、白酒、味淋及酒精分四十五度を超ゆる燒酎 | 同一度毎に一圓 |

第二、沖繩縣出港税

沖繩縣は酒類の製造消費に關し慣習の寛假を要するものあり明治二十一年

勅令第十二號を以て縣内の消費を自由ならしむる代りに内地其他へ移出するとき出港税を課することとせり其の税率は始め定額税にして内地酒造税の税率か變更せらるゝ都度改正せられしが最後の四十一年法律第二十五號に依り現行する所の税率は内地造石税の三分の二と云ふ歩合税に定めらる

廣義の酒類税には尙ほ六酒以外の酒精含有飲料税及び麥酒税あり本邦は之を特別法律に依り賦課せり

第三、酒精税

酒精税とは我國に於て酒精及酒精含有飲料税と稱するものゝ謂なり酒精含有飲料とは主として混成酒の謂にして酒造税法列記の酒類及麥酒にあらざる酒類なり但し葡萄酒及菓實酒は特に課税せず本税は明治十五年布告第十七號を以て酒造税則の支配を受けしが二十六年法律第十七號を以て酒精營業税となり、二十九年法律第三十號を以て混成酒税となり三十四年法律第八號を以て酒精及酒精含有飲料税となり後ち非常特別税の附加を受けて増率の儘ま四十年法律第十九號を以て現行の定率を成すに至れり其の定率は一石に付酒精

分一度毎に金一圓の割合とす但し酒造税との權衡上酒精分に拘らず必ず一石に付二十一圓を下ることを得せしめず

酒精酒類及酒精含有飲料を一定の工業用に使用する場合には政府の承認を受けて使用するものに限り各造石税に相當する戻税を受くるを得べし(三十九年四月法律第四十六號、工業用酒精酒類其他酒精含有飲料戻税法)又た外國に輸出したる場合にも戻税を受くることを得(三十四年三月法律第十號)

第四、麥酒税

麥酒税は北清事件後三十四年法律第十二號を以て新設したるものにして三十七年及三十八年の非常特別税法に依り税率を増加し四十一年法律第二十號を以て増率を合し現行の定率となせり此税も造石數を査定し賦課するものにして其の税率は製造石數に應じ一石に付十圓の割合を以てす此れ亦た其の輸出に關しては戻税法の適用を受く

吾人は左に酒造税、沖繩縣酒類出港税、酒精税及び麥酒税の收入統計を擧ぐべし

| 酒造税 | | 査定石数 | 税額 |
|----------|-----------|------------|----|
| 清酒 | 三、九二二、〇七三 | 七八、四二〇、一二二 | |
| 濁酒 | 二二、一五三 | 四四二、五五一 | |
| 白酒 | 六、五四七 | 一三一、〇六八 | |
| 味淋 | 五三、四一六 | 一、〇六八、五九八 | |
| 焼酎 | 二七、三五三 | 四、六七七、八七四 | |
| 計 | 四、一九六、四七七 | 八四、七四〇、二三四 | |
| 酒精含有飲料税 | | | |
| 酒精 | 一四、一一八 | 一、三二〇、〇八七 | |
| 含有飲料 | 九、七七〇 | 二一九、二三一 | |
| 計 | 二三、八八八 | 一、五三九、三一八 | |
| 麥酒税 | 一五五、七四一 | 一、五五七、四〇〇 | |
| 沖繩縣酒類出港税 | 三、〇一二 | 七〇、二八八 | |
| 合計 | 四、三七九、一一〇 | 八七、九〇七、二四〇 | |

四七四

第五、醬油税

醬油税は本邦特有の消費税にして其發達は酒造税と歴史を同ふし明治八年迄は酒類規則中に規定せられしが同年二月太政官布告第二十六號を以て一旦

廢止せられたり然るに十八年軍備擴張費の爲め同年五月太政官布告第十號を以て醬油税を復活し醬油税則と稱せり此の税則に依れば本税は營業免許税年税と造石税との二種より成り二十一年六月勅令第四十七號を以て造石税の種別を醬油と溜とに分ち現行法の基礎を定めたるも主義に於ては變更なかりしが明治二十九年國稅營業税法の新定せられたる爲め同年四月法律第六十四號を以て醬油税則中營業免許税に關する規定を廢止し茲に本税は全く造石税のみとなれり更に三十二年二月法律第二十五號を以て税率を増加すると同時に自家用醬油税を起し自家用料に半税を課することゝなせり之に對し三十七年及三十八年の非常特別税法を以て戰時増率を加へ後三十九年三月法律第十六號を以て醬油税則及自家用醬油税に改正を加へ非常特別税法の増率を各本法に統一したり之を現行の定率とす現行の定率に依れば本邦の醬油課税は二種より成る一は醬油製造人に課する醬油造石税の税率にして他の一は自家用醬油税の税率是れなり左に之を掲げん

醬油造石税

第二十一章 消費税 第一項 飲料品税

四七五

| | | |
|--------|--------|---------|
| 一、醬油 | 諸味一石に付 | 一圓七十五錢 |
| 二、溜 | 製成一石に付 | 一圓六十五錢 |
| 自家用醬油稅 | | |
| 一石未満 | 五十錢 | 二石未満 一圓 |
| 三石未満 | 二圓 | 四石未満 三圓 |
| 五石以下 | 四圓 | 五石以上禁制 |

醬油の原料たる鹽は政府專賣に屬し之を醬油製造人其他に賣下くるに何等の割引なきを以て鹽價の引上げらるゝときは醬油の負擔を増加することゝなる輸出の醬油には戻稅を與ふ醬油課稅の收入は左の如し(四十三年度)

| 種別 | 査定高 | 稅額 |
|-------|------------|------------|
| 醬油溜 | 二、二〇五、五七四石 | 三、八五六、〇七七圓 |
| 自家用醬油 | 一、五六〇、九六七石 | 七九四、一三六圓 |
| 計 | | 四、六五〇、二一三圓 |
| 輸出戻稅 | 二九、七八一石 | 五二、六九七圓 |

茲に於て我國の飲料品稅は酒類及醬油の課稅を合計して總計九千二百五十五萬七千四百五十三圓となり其の總歲入に對する歩合は一割七歩を爲し租稅

總額に對すれば約三割の多きを占む

外國の飲料品に對する消費稅の立法例は課稅制と專賣制との二種あること既述の如し英國は課稅制にして飲料稅として火酒稅、麥酒稅の二稅とす火酒稅は製品課稅にして尋常酒精分のもの一瓦に付十一志の稅率を課し麥酒は麥酒元液稅にして一バレル毎に七志六片を課し輸出には獎勵法を設けらる此の二稅の外英國には二酒の醸造蒸餾業、販賣業、小賣業に關する免許料あるも定額稅にして他の諸業の免許料と統一的に規定せられあるのみならず寧ろ營業稅の性質を有するが故に之を略す而して右二稅の收入は千九百十年の豫算に於て火酒稅は一八、七五一、二〇六磅を擧げ麥酒稅は一、二七六、七二一七磅を擧げたり合計約三億千萬圓にして同國總歲入に對する一割五分を示めし租稅總額に對すれば一割七歩に當る

佛國の飲料稅は葡萄酒稅、火酒稅、麥酒稅及酢稅の四種なり葡萄酒稅は生葡萄酒一ヘクトリットルに付一法五十仙、釀子酒八十仙、人造のものは酒精分に依り四十仙乃至六十仙とし火酒稅は成品稅として一ヘクトリットルに付二百二十法、移入稅として市の大小に依り七法五十仙乃至三十仙、變性酒精二十五仙、十五度以上のベルモット及びリコールは半稅とし自用釀造は總て無稅とす麥酒稅は麥芽液一ヘクトリットルに付二十五仙の製造稅あるのみ輸出には戻稅の獎勵あり酢稅は酸味により一ヘクトリットルに付五法乃至五十二法五十仙の等級あり而して此等諸稅の收入は千九百八年度に於て葡萄酒稅七六、一二五、〇〇〇法、火酒稅三四七、二五〇、〇〇〇法、麥

酒税一四、七五〇、〇〇〇法合計に於て約一億七千四百八十萬圓に該當し總歳入の一割強を占む

獨逸は火酒税、麥酒税、三鞭酒税の三種あり、火酒税は消費税として酒精一リトルに付一麻〇五乃至一麻二五、釀造税として釀造高の多少に依り、一ヘクトリトルに付四麻乃至十四麻を課し移入税として一ド、チエントネルに付二百七十五麻乃至四百麻に至る複雑の高税を課す次ぎに麥酒税は原料使用高に依り一ド、チエントネルに付十四麻より二十麻に至る等級税を課し一年間百五十ド、チエントネル未満の小醸造は毎ド、チエントネル十二麻とし自用釀造は年額を五ド、チエントネル以下に制限し一ド、チエントネルに付四麻の低率を課す、三鞭酒税は葡萄酒を交へたると否と及價格の等級により一リ一瓶十麻より一麻に下たるの等級税を課す而して此等諸税の收入は千九百八年度に於て火酒税一、一六、九〇〇、〇〇〇麻、麥酒税五、一七五、〇〇〇〇麻、三鞭酒税四、九二〇、〇〇〇〇麻、合計に於て概算は千五百萬圓に該當し總歳入の一割二歩を占む、

伊國は火酒税、麥酒税及釀造飲料税の三種なるも課税の方法としては尙入市税あり成品税又は製造税あり頗る複雑を極む火酒税は入市税の外成品税として原料の強弱に依り九等級に分ち一ヘクトリトルに付最下百二十リトルより最高百八十リトルに至る、麥酒税は冷却舟に於ける麥芽液に課する製造税にして其税額は一ヘクトリトルに付一度毎に一利二十仙とし最低を八度と推定し最高を十六度として其

割合の課税を行ふ釀造飲料税は總て一ヘクトリトルに付四リトルを課税す而して此等諸税の收入は千九百七年に於て火酒税三九、二五〇、〇〇〇リトル、麥酒税五、三七五、〇〇〇リトル、(釀造飲料税收入未詳)合計に於て概算我千七百六十萬圓に該當す之に對する入市税の賦課額明かならざるが故に總歳入に對する割合を定むるを得ず 埃國の飲料品税は火酒店舗税、火酒税及麥酒税の三種とす、火酒店舗税は眞の消費税と云はんよりは寧ろ免許税又は特別營業税に屬し其の收入も二百五十萬克(千九百八年)に過ぎず之に反して火酒税は生産課税法と流通課税法との二種あり前者の法は主として小蒸溜所に對し後者は大蒸溜所に對し生産課税は蒸溜設備に依り又は用具の外形に依り酒精度を推定し一ヘクトリトル酒精度に從ひ一度九十ヘラの割合を以て課するも一定の小蒸溜者は尙ほ輕減を加ふ、流通課税法は官の監督の下に在る大蒸溜所より移出する場合(入庫又は輸送)に於て課す其の税率は大蒸溜所に於て既に精密に測量したる査定に依り一ヘクトリトルに付一度毎に九十ヘラと一克十ヘラとの二率あり酒精度一定量の上下を以て之れを區分す自家用火酒は或る制限内に於て免税するのみならず農家小蒸溜者に對して各移出酒一ヘクトリトル毎に二克乃至四克の保護金を與ふ其の他輸出酒に對する獎勵金及工業用酒に對する免税あり麥酒税は麥芽液に課するものにしてサカリメートルに依りヘクトリトル酒精度を抽測し毎ヘクトリトルに付三十五ヘラの税率を課す一萬五千ヘクトリトル以下の小蒸溜者には其の多少に依り税額百分の五、十、又は十五、を割引するも自

家用麥酒として免税することなし此外麥酒には火酒と異りて一般的の内部消費税あり之に關しては封鎖市と開放地の別ありて封鎖市(ウイン及びトリスト市の如き)に移入するときは移入税を課すると同時に内部生産の麥酒にも附加税を課す而して此等諸税の収入は千九百八年に於て火酒店舗税二百五十萬克、火酒税九千五百萬克、麥酒税七千六百五十萬克其のウイン及トリストの附加税五百七十五萬克合計に於て概算我が七千八百八十八萬圓に該當し總歳入の六歩を占む

地方自治體に於ても飲料税を存するもの多し

英國の地方財政は飲料税を自有せざるも千八百八十八年の地方行政改革及び千八百九十六年地方農業税施行延期の結果地方財政の不足を補ふ爲め國庫は免許税及相續税の收入を半讓すると共に國家の麥酒及火酒税に對する地方附加税を許與したり其の税率は麥酒一パーレルに付三片、火酒一瓦に付六片と固定す其の収入は千九百三年に於て百三十萬磅に達す

佛國の地方財政は入市税として多種の消費税を有し就中飲料税最も多きを占む此の飲料税は千八百九十七年十二月二十九日の衛生飲料税廢止法に依り衛生飲料に屬する葡萄酒、菓酒、麥酒及釀質飲料税を殆ど全廢したるが(千九百一年一月一日より實施)之に代へて火酒税及酒精税は増率の上之を存せり巴里市の例に依るに酒精税は純酒精分一リットルに付從來二百二十法なりしに更らに百五十六法二五を加徴することゝなれり是れ同市衛生飲料税の全廢による減收の補填に供せんが爲め

なり

普國の地方自治體に於ては帝國法律に依り葡萄酒税、麥酒税及火酒税を設くることを得と規定せらる然れども其の税率は帝國法の定むる最高税率を超過すべからず其の現行の制限は葡萄酒及麥酒に在りては國税の二割、火酒に在りては酒精五十五度迄一リットルに付八扁七三なり且つ此の最高限内に於ても國內産物の地方消費税は總べて各地を通じて同種に付同率の課税ならざるべからずと制限せらる、

我國の地方制度に於ては地方消費税を禁ずることなく又た之が課税制限率の規定を存することなし然れども事實に於て飲料税と稱すべきものなし單に用具又は業體に對する雜種税に於て幾分之に類するものありと云ふに過ぎず

第二項 日用品税

日用品税とは吾人が生活上日々消耗する固體物に課する消費税の謂にして各國の現制に於て重要なものを擧ぐれば穀物税、肉類税、鹽税、砂糖税、織物税、油税、賣藥税、煙草税、茶珈琲税、チコリー税、石鹼税、蠟燭税、燐寸税、火藥税、紙税、廣告及曆税等とす穀物及肉類税は現今獨逸のザクセン、バーデン及埃匈國に存するも一般には廢止せられたり食鹽に對する課税は專賣法に依るもの頗る多く埃匈、瑞

西、希臘、セルビア、ルーマニア、土耳其、モンテネグロ、英領印度、支那の如き是れなり
 煙草に關しても、埃、匈、佛、國、伊、西班牙、葡萄牙、セルビア、ルーマニア、土耳其の如き專
 賣法を採り、火藥及硝石に關しては、軍事上及び警察上の目的を主として、各國大
 抵政府專賣法を採れり、尙ほ佛國は、燐寸に對し、伊國は、マラリヤ病の爲め、キニ
 ネに對し、政府專賣を行ふ、普、埃、伊三國の富籤は、豫算上、煙鹽專賣と均しく專賣の
 稱を附せるものもあるも、制度上、決して完全の政府獨占にあらざるが故に、單に官
 業と稱するを適當とす

本邦に於て日用品税に屬するものは左の如し

- 砂糖消費税
- 織物消費税
- 石油消費税
- 賣藥印紙税
- 食鹽專賣益金
- 煙草專賣益金

樟腦專賣益金

此等の課税方法は專賣を除き皆な概して流通課税法に依り工場移出又は販
 賣の際に徵課するものなり專賣も概して製造及販賣の專賣に屬す

以下順次に付き略述すべし

第一、砂糖消費税

本邦の砂糖消費税は明治三十四年法律第十三號砂糖消費税法に起り其以前
 は關稅ありたるのみ是れ他なし本邦の砂糖は甘蔗糖に屬し當時は其の產地た
 るもの沖繩、大島、小笠原島、九州及四國等に亘れるに拘らず其産額甚だ少なく(三
 十三年六、九六六、七三一)斤僅かに全國需用の十分の一、半を充たすに過ぎず而か
 も益々減産して殆んど皆外國輸入の香港糖、支那糖、比律賓糖に依りて補給せら
 れんとする(同年輸入糖四〇四、五七八、五〇〇)斤有様なるに精糖(色相十五號以上)
 の關稅は條約に依り甲百斤に付七十四錢八厘、乙百斤に付八十二錢七厘と協定
 せられ國內精糖の發達のみならず精糖低價輸入の爲め粗糖の發達も期すべか
 らざりしを以て粗糖輸入に對する國定關稅の引上と共に輸入精糖に對する國

内消費税を課せんとする主趣に於て明治三十四年本税を新設したるものなり而して其最初の税率は各百斤に付第一種(八號未滿の粗糖)二圓、第二種(十五號未滿の赤糖)一圓六十錢、第三種(十五號以上の精糖)二圓二十錢、第四種(二十號以上の精糖)水糖二圓八十錢と定めたり、本税は内外兩糖に賦課するものなるも事實は輸入糖多額なるを以て精粗の外糖が關稅の上に本税を附加せられたるに過ぎざると同一にして翌三十五年の消費稅及輸入稅收入は消費稅に於て六、六九三、九八三圓輸入稅に於て一、〇六六、一五五圓合計約七、七四八萬餘圓に過ぎざり然るに本稅法は同時に臺灣にも施行せられ臺灣は天然の適地に加ふるに直接の保護獎勵を以てしたりしかば粗糖の産額は頗る倍加し内地の産額も漸次に恢復し來れるに際し三十七年及三十八年の非常特別稅として消費稅第一種に一圓、第二種に二圓八十錢、第三種に三圓三十錢、第四種に四圓七十錢を増徴することとし内地粗糖には原料保護を加へたるを以て三十八年に於て内地の粗糖産額五七、〇八六、二〇三斤に増加し臺灣の粗糖産額は八二、七五三、二五九斤に増加し中七千萬斤を内地に移入し來れるの勢となれり斯くの如くして明治四

十年には内地の産糖尙ほ五六、六四七、五三七斤に過ぎざりしも臺灣の産糖は一〇七、二一〇、五一五斤に激増し約九千四百萬斤を内地に移入し内地精糖の原料又は直接消費糖となりて外國精糖の販路を侵かすに至る、斯くの如くして最近明治四十三年に於ける國內需用に對する内糖外糖の關係は大に其の面目を一變し外糖の輸入は粗糖一億八千六百五十萬斤、精糖千三百七十八萬斤合計約二億萬斤に減少し内地産糖は九千八百萬斤に増加し臺灣の粗糖産額は三億四千萬斤の巨額に達し國民の消費額約五億三千五百萬斤(糖密及糖水を除く)に對し巨額の剩餘を生じ海外輸出六千九百萬斤の精糖を統計上に示めずに至れり以上は砂糖消費稅及砂糖に關する沿革の主要なるが最後に四十一年二月法律第一號を以て非常特別稅率を本法に整理し尋いで内地黑糖擁護の爲め四十二年法律第二十號を以て改正を加へ次いで四十三年四月法律第三十三號及四十四年四月法律第五十七號を以て條約及關稅の改正に伴ひ砂糖の種別を改正し多少稅率を變更したり之を現行の制度とす左に種別及稅率を表示す

(一) 砂糖

| | | |
|-------------------|-----------------|---------|
| 第一種(色相十一號未滿) | | 四八六 |
| 甲、 | 榨入黑糖 | 百斤に付 二圓 |
| 乙、 | 榨入白下糖(含蜜のもの) | 同 二圓五十錢 |
| 丙、 | 其他のもの | 同 |
| 第二種(十五號未滿) | | 同 三圓 |
| 第三種(十八號未滿) | | 同 五圓 |
| 第四種(二十一號未滿) | | 同 七圓 |
| 第五種(二十一號以上) | | 同 八圓 |
| 第六種(氷砂糖、角糖、棒糖等) | | 同 九圓 |
| 糖蜜 | | 同 十圓 |
| (二) | | |
| 第一種(氷砂糖製造の時生ずるもの) | | |
| 甲、 | 糖分を蔗糖として計算したる重量 | 百斤に付 三圓 |
| | 全重量の七割を越ゆるもの | 同 九圓 |
| 乙、 | 其他のもの | 同 二圓 |
| 第二種(其他の糖蜜) | | |
| 甲、 | 糖分七割超過のもの | 同 三圓 |
| 乙、 | 其他のもの | 同 九圓 |
| (三) | | |
| 糖水 | | |
| | | 同 八圓 |

此の課税は内地消費の目的を以て各製造場、關稅又は保税倉庫輸入糖に對すより引取らんとする時に徵收するものにして免稅及戻稅の規定あり、免稅の場合には本法中に規定せられ(一)引取後六ヶ月内に外國に輸出するもの、(二)製糖用又は酒精製造用の原料として政府の承認を得たるものは是れなり、戻稅には輸入稅に對するものと消費稅に對するものとあり、今ま消費稅の戻稅に關して之を見るに特別法に依りて二種の戻稅を存せり、其の一は明治四十一年三月法律第二十七號煉乳原料砂糖戻稅法にして他の一は四十二年三月法律第十八號輸出菓子、糖果原料砂糖戻稅法なり、之れに依れば内外兩糖とも此等の原料に使用せられたるときは既納の消費稅に相當する金額を政府より下戻することに規定せらる。

外國糖は以上の消費稅の外に輸入關稅あり、此の輸入關稅は今や全然國定稅率の關稅にして砂糖に關する特別の協定なきに至れり、其の稅率は第一種二圓二十五錢、第二種二圓五十錢、第三種三圓、第四種四圓二十錢、第五種四圓五十錢、第六種四圓八十錢とす(糖蜜糖水を略す)但し此の關稅は明治三十五年三月法律第

三號輸入原料砂糖戻税法により輸入原料糖を使用し消費糖又は輸出糖とする場合に對し一定の條件を以て一圓四十五錢乃至二圓二十五錢の戻税を附す
 斯の如くして砂糖消費税の收入は内地産糖及精製糖の消費税移入臺灣糖を原料とせる精製糖の消費税並に輸入外糖の消費税より成り内地消費の目的を以て工場又は税關等より引取らるゝ時に調定す其の四十三年度に於ける收入は實收に於て千六百二十八萬九千五百五十六圓を示し其の内譯は左の如し

| 種別 | 引取斤數 | 税額 |
|------|-------------|------------|
| 第一種 | 九九、五二一、一六五 | 二、二六六、六六四 |
| 第二種 | 一、八一九、三九七 | 九一、〇三五 |
| 第三種 | 一四、三七六、四二〇 | 一、〇〇九、〇八一 |
| 第四種 | 四六、〇六一、二六九 | 三、六八四、九九五 |
| 第五種 | 九五、一五二、八三七 | 八、五六三、七四八 |
| 第六種 | 三、四二五、〇一二 | 三四二、五〇四 |
| 糖蜜糖水 | 一七、八八二、九九二 | 三七一、五二九 |
| 計 | 二七八、二三九、〇五三 | 一六、二八九、五五六 |
| 外に | | |

| | | |
|-------|-------------|------------|
| 輸出用糖 | 八七、七〇四、三一 | 無税 |
| 承認原料糖 | 一八七、一四二、六四九 | 無税 |
| 合計 | 五五三、〇八六、〇一三 | 一六、二八九、五五六 |

(備考)輸出用糖及原料糖引取高の計算には糖蜜糖水を除けり

此の國庫收入と關連して財政上及糖政上必要なるは之が爲め關稅收入及び臺灣砂糖稅收入が如何なる變化を及ぼせるや並に糖價に對する稅率の問題なりとす吾人は茲に此の消費稅關稅收入及臺灣砂糖稅收入に關する累年表を左に掲げて參考に供せんとす

| 年次 | 内地消費税 | 平均 | 臺灣消費税 |
|--------------------|------------|-----------|-----------|
| 三四年 | 一、四八二、九五二 | 一、五五六、四〇〇 | 三七二、一九〇 |
| 三五年 | 六、六九三、九八三 | | 七七七、九四三 |
| 三六年 | 一二、〇一四、〇六六 | 二、四五七、六六二 | 七六一、七八九 |
| 三七年 | 九、八〇七、〇五一 | | 一、四五四、〇五〇 |
| 三八年 | 一一、四七九、三二三 | 三、二五九、三三七 | 一、八六六、五四五 |
| 三九年 | 一八、〇三三、九八三 | | 二、三九九、九八七 |
| 四〇年 | 一六、一七八、二三四 | 六、五五六、〇五六 | 二、〇〇〇、八七六 |
| 四一年 | 一九、六八四、三一九 | | 六、五三二、九九五 |
| 第二十一章 消費税 第二項 日用品税 | | | 四八九 |

| | | | |
|-----|------------------|-----------|------------|
| 四二年 | 一三、二七〇、一八九 | 四、五〇四、二八八 | 五、四六七、八六三 |
| 四三年 | 一六、二八九、五五六 | 四、二四九、九八九 | 一、一七、七二四 |
| 四四年 | 豫算 一四、七二七、二八八 | 二、八八六、〇九九 | 一〇、七四五、九二八 |
| 四五年 | 一三、七八九、七九〇 | 未知 | 八、一三三、〇〇〇 |

四九〇

次に糖價に對する税額の割合を考ふるに新輸入税率は外糖の著港原價に對し第二種以下には四割を課する計算に依り第三種以上は五割を課するの計算に依り従量率を算當したるものなるが外糖は此の上に著港の後ち消費税として輸入税の倍額又は其以上の税額を課せらる故に輸入糖の負擔は約十五割の従價率を受くることとなる而して内地糖は約十割の消費税を負擔するに止まるも自然に外糖の價格と權衡を保つべき點に引上るべきを以て此等課税の爲め現今の糖價は約十五割の騰貴に在りと云ふべし

第二、織物消費税

織物消費税は明治三十七年法律第三號非常特別税法を以て毛織物に従價一割五歩の課税を爲したるに始まれるが翌三十八年の非常特別税改正法に依り毛織物以外の織物に従價一割の課税を爲すこととなり、次いで四十三年三月法

律第七號に依り獨立の織物消費税となれり

此の法律に依れば毛織物も他の織物も共に價格一割税にして製造場、税關又は保税倉庫より織物を引取るとき引取人をして納税せしむ此の法に於ても免税と戻税との場合を規定しあり免税は(一)外國に輸出する織物又は製品として外國に輸出せんとする織物及び(二)自家用の爲め自ら製造する織物に行はる戻税は(三)消費税を納付したる織物又は之を以て製造したる物品を外國に輸出したる場合なりとす而して課税標準たる價格は引取の際に引取者より政府に申告せしめ不當の申告と認むるときは政府に於て評定し之に異議あれば二人以上の鑑定人を選定し其意見を徴して政府決定すと定めらる本税の收入は未だ著しく發達の模様なし

| | | | |
|-----|------------------|-----|------------|
| 三八年 | 一七、八〇六、二九〇 | 三九年 | 一八、八三〇、四六三 |
| 四〇年 | 一九、一八四、〇七三 | 四一年 | 一九、六四一、〇七〇 |
| 四二年 | 豫算 一五、四八九、七五四 | 四三年 | 一九、〇六八、八〇二 |
| 四四年 | 一八、六一七、五六四 | | |

四十三年度の實收千九百餘萬圓の内譯を見るに綿織物の税額は全收入の半

を占め絹織物及び毛織物之に次ぐ

| 絹織物 | 課格 | 税額 |
|-----|----|------------|
| 絹織物 | 同 | 五、一九二、一〇六 |
| 綿織物 | 同 | 一、七九一、一一四 |
| 麻織物 | 同 | 八、三八五、七四七 |
| 毛織物 | 同 | 三、二二二、一三二 |
| 其他 | 同 | 三、二二二、一三四 |
| 計 | 同 | 一九、〇六八、八〇二 |

我國の四十二年に於ける此種織物の製造高は價格に於て二億六千三百萬圓に達す其の中織物又は製品として外國に輸出せらるゝものは價格に於て六千七百萬圓を算せり差引内地に於て消費せらるゝものは一億九千六百萬圓とならざるべからず之に對して四十二年度の課税價格は一億四千八百萬圓を査定せり故に其の殘額約四千八百萬圓を以て自家用織物と見做すべきなり此計數より見るときは全國織物總額中半額は課税せられ他の半額は課税せられざるものとなる是れ此税が徵税の煩累及不公平を非難せらるゝ原因の一ならん然

れども公平の期し難き最大の原因は申告の價格に在り同じく引取税たる關税の織物は從量税たるに反し一層取引頻繁の内地引取に對し從價法を採れること既に甚だ煩累の大なるものあるのみならず各地各人の申告價格に對する政府官吏の評定決して正鴻を得べからず各地間の不公平は蓋し甚大なるものあらん試みに絹織物の各地製造高と之に對する課税査定高との割合を見るに群馬と石川とは殆んど同じく九百五十萬圓の絹織物を製造するに之に對する課税價格は群馬に在りては五百六十萬圓にして税額五十萬圓を擧ぐるに石川に在りては課税價格僅かに百六十萬圓の査定にして税額十六萬圓を擧ぐるに過ぎず殊に甚しきは福井なり其の絹織物製造高は約二千百萬圓なるに課税價格は僅かに百九十萬圓にして税金十九萬圓に過ぎざるの事實なり素より輸出關係ありと雖も以て斯くの如き懸隔の甚しきを説明するに足らざるなり織物の消費税は外國にも其例なく且つ織物は我が重要輸出品たると同時に全國全面に涉りて企業者散在せり其の中に就き一半を無税にし一半に課税すと云ふは難税なりと云はざるべからず

第三、石油消費税

石油消費税は三十七年法律第三號非常特別税法を以て一石に付一圓の消費税を課したるに生まれり、然れども此時は非常特別税法を以て外油の輸入に對し國定税率を増加したる爲め外油の見越輸入を防ぐの一時的必要より本税を暫設したるものにして約半年を経、三十八年の非常特別税法により廢止したり、然るに其後四十一年に至り他の消費税増徴と共に同三月法律第二十一號を以て石油消費税法を制定し永久税として一石一圓の税率を賦課することゝなれり、徵税は製造場、税關又は保税倉庫より移出の時に於てし、輸出には免税の道を開けり

我國に於ける石油鑛業は尙ほ甚だ振はず、最初三十七年非常課税の際に於ける原油産額は百萬石なりしも、四十二年に於ては百六十五萬七千石に達せり、然れども製油高としては約其の半額強にして之れを瓦ロン(凡そ二升五合に當る)に換算すれば約三千三百萬瓦ロンにして、外油輸入高約七千一百萬瓦ロン(製油五七、四二〇、四七、三瓦)に對し尙ほ總需要額一億萬瓦の三分の一に過ぎず、故に其の收入は

| | | | | |
|-----|-----------|---|---|-----------|
| 内地油 | 六七三、八七五 | 石 | 税 | 六七三、八七五 |
| 外油 | 一、三二五、七四五 | | 税 | 一、三二五、七四五 |
| 計 | 一、九九八、六二〇 | | 税 | 一、九九八、六二〇 |

四十三年度の實收に於て百九十九萬八千六百圓に過ぎざるのみならず、其の大部分は關税を負擔し來れる外油の消費税より成る

製油一石一圓の税率は一石を約四十瓦に換算して十瓦に付二十五錢の税額に相當す、製油の原價は平均十瓦二圓の計算なるが故に此の消費税は一割二歩の従價率を成すべし、
外油は此外に勿論關税あり、關税は新國定關税に於ても舊率を保續し少しも改めたる所なし、原油は十瓦に付き十七錢より三十六錢に至るが故に平均一割五歩税ならん、製油は従價二割より十瓦に付き九十六錢即ち約五割税に至る

今や石油の需要は瓦斯及電氣の流行に壓せられて生産及輸入減少の傾あり、而かも今後は動力用、工業用、道路用、害虫驅除用等の方面に於て新需要に應ぜざ

るべからず而して是等の用途は燈火用と異り最も生産的の意義に富むものなるが故に課税減免の研究を要するが如し燈火用石油と雖も瓦斯及電燈に比すれば其の需要者の階級甚しく異なるの事情あり瓦斯及電燈に何等の消費税なく獨り石油にのみ之を存するの理由は大なる考究を要すべし

第四、賣藥税

賣藥税は明治十五年十月太政官布告第五十一號賣藥印紙税規則に依り各賣藥の定價を標準とし約一割に相當する定額税を課したるに始まり後ち三十八年五月法律第七十一號賣藥税法を以て之が法律上の基礎を定むると同時に改正を加へたり是れ現行法なり

此の意義に於て賣藥税は印紙に依る消費課税にして間接税に屬す之れと相竝んで別に賣藥營業税なるものあり此の賣藥營業税は明治十年一月太政官布告第七號賣藥規則に依り賣藥營業税藥劑一方に付年税二圓及び營業鑑札料一方一枚二十錢を營業者に課する直接税なり此の特別營業税に對し非常特別税法を以て定價總額に依る累進制の臨時附加税を加増せしが後ち四十三年三月

法律第八號を以て之を永久税に整理すると同時に印紙税たる賣藥税法と營業税たる賣藥規則とを合併して單一の賣藥税法となし其の中に營業税と印紙税とを規定することゝ爲せり然れども印紙税の税率は舊に依り定價一割税にして變更なし

其の收入は豫算上印紙收入中に合算せらるゝも四十三年度の調査に於て二百二萬七千圓を擧ぐと云ふ賣藥營業税收入二〇一、五〇六圓は別なり

第五、食鹽專賣

食鹽專賣は明治三十八年一月法律第十一號鹽專賣法を以て戰時財政補填の爲め創設したるものなり此の法に依れば殆んど販賣のみの專賣にして各地海鹽の生産者は採鹽に従ひ政府の倉庫又は簡單なる引渡場に送致せざるべからず政府は之に對し年々前年末に於て豫告する等級付賠償價格に依りて鑑定の上、等級を定め之れに賠償價格を交付す此外、政府は外鹽及殖民地鹽の輸入を獨占し特命を以て私人會社の輸入を委託す

政府の内地鹽賠償價格は鑑定等級を五等に分ち百斤に付最高一圓四十二錢

より最低一圓に至る

我が内地の鹽田は專賣施行の當初、約八千九百九十三町なりしも四十一年には七千九百五十三町に整理せり之を現今の製鹽反別とす、然るにも拘はらず製鹽高は當初の九億四千百萬斤に對し、今尙ほ九億四千六百萬斤(三萬七千平均十斤)を擧ぐ、此の中政府が前記賠償價格に依り明治四十三年度に買上げたるものは九億四千四百六十六萬九千五百六十二斤にして其の價格千二十四萬三千四百八十五圓に達す、是れ鹽專賣事業の根本的支出に屬す之に依れば百斤の平均的賠償價格は約一圓八錢に過ぎず

外國鹽(英獨及關東州)の購買は當初より増加し四十三年度に於て三千三百七十萬千二百九十一斤を示めし其の價格二十二萬五千三百三十圓なるが故に百斤平均六十四錢に該當す、臺灣鹽の購買は五千五百八十四萬九千九百斤を示めし其の價格四十萬圓なるが故に百斤平均七十錢に該當す

以上内外鹽の收納購買高合計は十億三千四百二十一萬九千九百斤を示めし其の價額千八十六萬九千圓にして百斤平均一圓〇四錢に該當す

收納購買の鹽は全國二十箇所の販賣官署及二十四箇所の引渡所に官費回送を爲すが爲め政府は右賠償及購買代金の外に回送費を要するも此の回送先きに於て鹽を賣渡すときは回送及荷揚倉入費の七割を元賣捌人より徵收するこゝとす此の回送費は四十三年度に於て八十八萬八千二百六圓を支出せり

以上是れ鹽專賣事業の重要な歳出科目を爲すものなり

收納鹽の賣渡價格は元賣捌人に對しては前記の賠償價格の上に百斤に付一圓四十八錢(十錢に當る)を加へ之より其の五歩を控除せる割引價格を以てす是れ一般定價なり輸出鹽、移出鹽、特別用途鹽、農工鑛漁用は賠償價格に唯だ七錢を加ふるのみ之を特別定價と稱す一回一萬斤以上の買受者には割引なきも元賣捌人の如く政府より直接に買受くることを得せしむ此等何れの場合に於ても回送を要したるときは回送費七割を徵收すること既述の如し、臺灣鹽、關東州鹽及歐米鹽に關しては一般定價及特別定價とも別段の賣渡價格を定む斯くて四十三年度に於ける内地鹽の賣渡は一般定價によるもの九億五千一萬八千八百八十一斤を示めし其の價額二千三百三十三萬九千二百八十八圓(百斤平均二圓四十四錢)に達し特別

定價によるもの二千三百八萬四千三百二十七斤其の價格二十六萬九千五百八十四圓(百斤平均一錢)を示めす兩者合計に於て九億八千三百十三萬二千四百八斤其の價格二千三百四十萬八千八百二圓となり賣渡價格の平均は百斤二圓三十八錢に該當す

此の外指定引渡の簡易方法にて賣渡す鹽は一般定價によるもの及び特別定價に依るもの合計に於て二千六百四萬三千七百六斤を示めし其の賣渡價額は六十三萬八千十四圓なり此の百斤平均賣價は二圓四十錢に該當す

斯くて收納鹽及指定引渡鹽の賣渡合計は十億九百七十七萬六千百十四斤を示めし其の總賣價二千四百四萬六千八百十四圓となる是れ實に鹽專賣事業の重要な歳入科目を爲すものなり

以上の計數は一方に於て賠償購買價額及回送費を事業直接の重要費と爲し他方に於て一般定價及特別定價の賣渡價額を事業直接の重要収入とす單に之を差引するときは左の事業収益を生ず

賣渡代價 二四、〇四六、八一四

百斤平均 二圓三十七錢

收納價額 一〇、八六九、三三一

一圓四錢

廻送費 八八八、二〇六

交付金 八六六、六五八

差引 一一、四二四、六二九

然れども四十三年度の賣渡代價の實收は前記の額に達せずして專賣局年報には二〇、五三二、一八〇圓と記載せらる延納許可及未収入のもの約四百萬圓に達したるに因る

交付金は一般定價を以て賣渡したる鹽を用ゐて特別定價の特典を得べき特別用途に使用したる場合に於て戻税の意義を以て交付する所の獎勵金に外ならず但し其の額及び條件は勅令に依り詳細に規定せらる

以上收支の外に事務費を始め各種の經費あり亦た諸種の副收入存すること論なし故に前記の差引殘額を以て直ちに鹽專賣益金と看做すを得ず然れども我が專賣局の事業收支は三專賣事業合同の特別會計にして事務費其他の共通經費及收入少からざるが故に之を區別すること難し吾人は先づ以上の數字を

以て鹽專賣事業の概況を知るに満足せざるべからず

惟ふに食鹽の如き代用なき生活必需品にして其生産に期節あり運搬貯藏に巨費を要するものは之を政府の專賣として投機より救ふを以て得策なりとせざるを得ず加ふるに工業用、農業用、漁業用、鑛業用、醫藥用等特別の用途に對する低價供給の目的を達するに於て課税よりも專賣の便なること疑を容れず是れ大體に食鹽專賣の利なる所以なり然れども之れと同時に政府は社會の需要に對し國庫の要求を制限し力めて低安の供給を約し且つ實行せざるべからず故に食鹽專賣に於て多額の收入を期し製鹽及移入鹽を制限する如きは價格と對照して熟考を要すべき問題なりとす當初政府が戰時の勢に迫まり百斤九十錢(二石一圓五十錢)の相場に過ぎざる食鹽に對し一舉に百斤一圓四十八錢(一石二十五錢)の專賣稅率を課したるは既に根本に於て過高なり然るにも拘らず爾後政府は賣渡鹽價を引下げず明治三十九年度に於ける收納鹽賣渡價格は平均百斤に付二圓三十五錢なるもの四十二年度には二圓四十二錢となり四十三年度は少しく整理せるも回送費七割を買主負擔として尙ほ百斤二圓三十八錢に該當す

之に準じて賠償價格も幾分の引上を見たり三十九年度には平均百斤に付一圓三錢なりしもの四十三年度には一圓八錢に該當す是れ一つは製鹽業者の經濟を斟酌したるに依るべしと雖も我鹽田一町歩の製鹽高は平均十三萬八千斤にして其の收穫代千四百九十圓を得べく之を米田の收穫に比するも約四倍を越ゆ故に其の鹽田地代の如き三十九年度に於て平均一町歩二百三十八圓なりしも四十三年度に於ては二百六十七圓を示めし之を四十三年度の米田小作料百九十五圓畑地小作料八十七圓なるに比し如何に我が六千九百町歩の鹽田及び一萬七千人の製鹽業者が專賣の厚き恩澤に浴して一般の高き消費を強ゆるやを知るに足る斯る高價の供給を擁護せざるも鮮臺及關東州は現に遙かの低價(平均百斤七十錢)に供給する多量の食鹽を生ずるに非ずや益々之が生産及移入を獎勵して此程度に内地鹽の價格を引下ぐるに至るも鹽田は尙ほ米田以上の収益あること明かなり是れ今後に講究すべき重要な問題なり

第六、煙草專賣

煙草專賣は煙草稅及葉烟草專賣を経て發達せり始め明治八年布告第百五十

號煙草稅則を以て煙草に從價の印紙稅を課せり以來屢々稅則を改正し脫稅を
 防ぎ歲入の増加を計りしも其の歲入額は最後の明治二十九年度を以てして僅
 々三百十萬餘圓に過ぎず而して收稅費は租稅中第一位を占め約二割五分にも
 達する有様なりしなり日清戰役後財源の需要急なるものあり直ちに煙草の完
 全專賣を行はんとしたるも當時我國民の消費する煙草の九分餘は粗造なる刻
 煙草にして未だ其精製に關する適當の大機械なく殆んど皆な小機械を用ふる
 家内工業に屬し而も各地無數に散在せり政府直ちに製造の專賣を爲さんこと
 一差當り巨額の營業權賠償費及工場設備費を要するのみならず徒らに勞力費を
 要するものにして其成功甚だ疑はしかりしかば先づ明治二十九年三月法律第
 三十五號を以て葉煙草專賣法を制定し原料販賣の不完全專賣を行ふこととせ
 り此の法に於て葉煙草の耕作地を整理すると同時に其の收穫葉は總べて乾燥
 の後ち政府に納付せしめ政府は豫め公示せる賠償價格表に依り鑑定の上之に
 賠償金を交付し依つて政府が收納したる葉煙草は各地に設置せる政府の葉煙
 草取扱所に於て製造業者及葉煙草賣買業者に賣渡すこととせり其の賣渡價格

は賠償金に專賣事務費を償ふべき專賣收入率(初めは十割後には十五割)を加算
 したるものなりき而して爾後之に依りて得たる收入は三十一年には純益四百
 二十五萬圓に過ぎざりしも既に三十四年には千八十六萬圓を擧ぐるに至れり
 然れども各國に行はるゝ煙草製造の完全專賣に在りては更に著大なる純益を
 國庫に與ふるの實例多きのみならず葉煙草專賣に在りては多數の製造業者及
 び賣買業者を開放し彼等の利益を逸する損失あり加ふるに彼等と耕作者との
 間に起り易すき密賣買及び密製造を根絶すること能はず又た政府が財政の都
 合に依り葉煙草の專賣收益率を上下する毎に葉煙草に對する投機を誘起し延
 いて製造の上に粗惡を來すの弊あり且つ夫れ當時尙ほ製造煙草の收益率を引
 上げざるべからざるに際しても引上げられたる原料を以て製造する内國煙草
 は外國品と競争するを得ず結局政府は專賣收益率を据置くの外なき境遇に陥
 らざるを得ず此時に當り日露戰役起り財政上の需要は如何にしてか專賣收入
 率を引上げざるべからざるに迫まれり是に於てか政府は遂に明治三十七年四
 月法律第十四號を以て現行の煙草專賣法を制定し葉煙草の收納製造及製造煙

草の販売を官營とする完全專賣の方法を實行するに至れり

此制度に依れば政府は葉煙草の耕作區域を制限し外國産煙草の輸入を獨占し其の葉煙草耕作者より買收し又は自ら外國より輸入したる葉煙草を全國二十個の官設收納所現今二十一個の專賣支局に收納したる後之を特に新設せる全國三十七個(現今二十五個)の官設製造所に回送せしめ各製造所は其下に分屬せる五十六個の分工場と共に之を分ちて製造し若くは場外私人の賃巻賃刻に委附し依て得たる製造煙草は之を前記の支局又は製造所に於て卸賣し私人の大賣捌人及小賣所をして各種一定の定價に依り消費者に販賣せしむ斯くの如くして政府は從來製造人の取得せる利益煙草賣買業者の中間利益及此等營業の廣告費等に相當せる利益を獨占して專賣收入に加算し得たるが故に葉煙草專賣より有利なること疑を容れず況んや更らに取締費の節省少なからざるに於ておや

然れども斯る有利の事業を行ふには固定資本を要すること論なきのみならず個人の營業權を賠償し其の現有葉煙草及工場を買收せざるべからず是れ即

ち專賣事業の創立準備費にして其額凡そ二千九百四十七萬四千圓を要することとなりき此の資本を投下して然る後政府は紙卷煙草を三十七年七月より刻煙草を三十八年四月より開始し明治四十七年には創業費を償却し尙ほ純益四千萬圓を國庫に提供するの計畫を存したり

紙卷煙草及刻煙草の製造に關しては製造所の完成する迄其一部を場外工業に委附したりしが四十二年度よりは紙卷煙草に關する場外作業を全廢し今は唯だ刻煙草の賃切のみを一部分場外に託し置くの現況に在り

專賣作業の收支及純益は豫算上他の二專賣事業と合同會計の方法を採れるが故に煙草事業の計算は充分に明書するを得ず然れども三專賣事業の收入は約一億二百萬圓にして其の内煙草賣拂代によるもの七千九百萬圓を示めし約其の八割を占むるが故に共通費及共通收入の殆んど八割は煙草事業の計算に屬するものと推定するを得べし

先づ煙草專賣作業の歲出に屬する側より見るに葉煙草の收納を以て始まる、全國葉烟耕作者の數は四十三年度に於て二十三萬三千人を算し其の耕作反別

は二萬九千七百二十四町に達す之を三十九年度の計數に比すれば年々の整理又は他の産業との關係に依り人も反別も少しく減少の傾に在り従つて其の收納量目の如きも三十九年度の千百三十二萬貫一反歩四十貫に對し四十三年度は千八十三萬貫一反歩三十八貫に減少せり而して政府が之を人民より收納するの賠償價格は十八の等級に分ち一貫目に付最高四圓四十錢より最低二十錢に於てす此の等級に照らし鑑定の上賠償したる總價格を見るに三十九年度は九百八十七萬八千にして一貫目八十錢に該當するも四十三年度は總額九百七十三萬八千圓にして一貫目平均八十七錢に上ぼれり此の賠償價格に外國葉煙草の購買費及煙草回送費を加へたるものを以て事業歳出の第一段たる原料費を爲すべし其の四十三年度に於ける額左の如し

| | |
|--------|-----------|
| 賠償價格 | 九、七三八、九三九 |
| 外國葉購買費 | 二八、一七五 |
| 外國煙購買費 | 一〇、四三三〇 |
| 回送費 | 六九一、〇六六 |

計

一〇、五六二、五〇五

事業支出の第二段は製造費なるが是れ即ち共通費にして區分明かならざるも專賣局作業歳出額三千七百九十九萬七千七百圓より前記の計數及其他の事業の原料賠償購買費を除外せる殘額の八割を以て假りに煙草製造販賣費とすれば其額は左の如けん

製造販賣費 一一、三二九、二三〇

以上を合計すれば其の作業費の總額は

總計 二一、七八七、四〇五

となる

之に對する歲入の側として其の主要なる煙草賣却代に屬するものを見るに外國又は殖民地等に葉煙草の儘賣渡すものあり製造煙草となして賣渡すものあり又た内地に於ても外國煙草の儘賣渡す場合ありと雖も其の最も重要なるのは内地收納葉を以て製造したる紙卷、葉卷及刻の内地賣渡高に在りとす此等各種の葉煙草及煙草賣拂代は總計に於て左の如し

製造烟草賣渡高

五二〇

| | | |
|--------|------------------------|------------------------|
| 紙卷 | 六,三三五,五四五 _本 | 二,三三三,三一八 _■ |
| 葉卷 | 九,二四 | 三,七一二五 |
| 刻 | 六,八四九,六七一 _■ | 五,一四八〇,八三九 |
| 計 | | 七,四八四,九二八二 |
| 外國烟草賣渡 | | 四,四五,四〇二 |
| 輸移出賣渡高 | | 四,〇一三,九一二 |
| 總計 | | 七,九三〇,八六〇八 |

茲に於て重要收支の差引を行へば其の純益は

純益 五七,五二一,二〇三_■

となる是れ實に我が烟草專賣の純益と推定し得べきものにして收入の七割強、支出の二十七割に該當し國家全歳入の一割強を占むるものなり之を當初の豫定に對するも早く既に豫定以上の純益に達するものにして稀れに見る成功と稱するを得べし而して烟草の消費は元來決して生活上の必要にあらざり又た其

の消費者も壯年の男女にして其の課税は婦女及未成年者の負擔することなく謂ゆる鹽の如き人頭税の性質を有するものにあらずと云ふべし且つ其の企業は大規模の工事に屬し技術上に於て政府の專賣に適す殊に職工に對する經濟的、衛生的、教育的注意の如き政府當局者の心掛に依りて一般工場に對する模範となり他を刺激改善するの效用をも完ふするを得べし唯だ憂ふる所は一般財政上の壓迫を受け技術を秘密にして製品を粗悪にし一般消費者の嗜好を害するのみならず政府自ら粗製濫造の商業非道徳を示めし一般の工業に救ふべからざる害悪を流布するの虞あるに在り此點は決して忽にすべからざるなり

第七、樟腦專賣

樟腦專賣は殖民地臺灣を以て主眼とし之れと連合の爲め内地粗製樟腦及樟腦油を收納し調理を加へて外國及び内地に販賣するに過ぎず蓋し我が臺灣は世界に於ける樟腦主産地にして其の生産年額は粗製樟腦五百三十六萬斤樟腦油五百八十五萬斤(此の半額を再製樟腦とす)合計に於て樟腦九百七十萬斤を製出し得べし内地は之に反し九州に於て之を産し其の年額は粗製樟腦に於て百萬斤、樟腦油

に於て三百二十萬斤合計に於て樟腦年額二百五十萬斤を製出するに過ぎず而かも内地及臺灣の製腦を合すれば世界市場の需要全額を千萬斤とするも我一手に於て之れに供給し得べく又た而かも我國より外に殆んど之に任じ得るものなき状況に在り人造樟腦及支那樟腦は時々之が競争者たることありと雖も我が價格にして生産費以上に於て少しく引下ぐるときは優に之を操縦し得べきは既に實驗の證する所なるが故に我が樟腦は世界市場に對する獨占の特産物なり然れども之れと同時に若し此の世界市場に於て母子兩地の樟腦互に競争することあらんか内地の樟腦は小額なりと雖も臺灣の樟腦に對する唯一の有力なる競争者たるを得べし之が爲め内地の樟腦は往々巨利を博すべきも帝國全體の貿易政策として策の得たるものにあらず茲に於てか明治三十二年臺灣總督府が同年六月律令第十五號臺灣樟腦及樟腦油專賣規則を制定し樟腦專賣を開始するや内地も亦た之れと相應じて明治三十六年法律第十五號により粗製樟腦樟腦油專賣法を制定し臺灣と共に連合の價格を以て外國市場に臨むべき專賣制度を實行するに至れり故に樟腦專賣は内地の消費を以てする課税

上の專賣制と云はんよりも寧ろ海外の市場を目的とする國際專賣の制度と稱するを當れりとす之を實際に徴するも四十三年度に於ける内地及臺灣產樟腦の販賣高は歐洲に四百三十一萬三千百斤、米國に二百六十五萬六千五百斤、印度に十四萬七千五百斤、内地に百七十萬九千九百斤、合計八百八十二萬六千五百斤と云ふ狀況に在り根本の主義既に以上の如く實際の現況亦斯くの如くなるが故に我が樟腦專賣は我が財政上に於て素より重要な位地を有せず收支の計算も時々往々相償はざらんとすることなきを保せず

今更四十三年度に於ける收支の計算を見るに其の支出に屬する粗製樟腦及樟腦油の買收高は總額百五十三萬六千圓にして其の内譯は左の如し

| | | | |
|---------|------------------------|----------------------|---------------------|
| 粗製樟腦補償費 | 一、〇五四、二八三 ^斤 | 五八七、〇〇四 ^圓 | 五五、五六〇 ^圓 |
| 樟腦油補償費 | 一、六六三、三二八 | 四七七、三五〇 | 二八、六〇〇 |
| 再製樟腦 | 八〇三、一四八 | 四七一、八一九 | 五八、六〇〇 |
| 計 | — | 一、五三六、一七三 | — |

之れと相對して樟腦の賣拂代を見るに樟腦油一六九六、三九七斤の代價五〇

○、四〇七圓(百斤二十八圓八十錢)及び樟腦一、七二八五二二斤の代價一、三六三、九七〇圓(百斤八十圓)を合せ總計百八十六萬四千四百七圓となる計算なるも延納許可を與へたるものあるを以て實際の年度收入は

樟腦及樟腦油賣拂代 一、五、九四、二〇〇圓

と掲記せらる差引僅かに五萬八千二十九圓の収益を爲すと雖も他に樟腦販賣手數料一萬五千三百八十六圓、樟腦委託調理費七千二百六十八圓の支出あるのみならず專賣共通費の分擔も多少は之を計算せざるを得ず要するに内地の樟腦專賣は純益なく寧ろ損失に在りと云ふべし

然れども鹽、煙、樟三種專賣事業全體の計算としては總括的作業の收支及純益左の如し(四十三年度)

| | |
|--------|--------------|
| 專賣品賣拂代 | 一〇一、四三七、六八九圓 |
| 雜收入 | 八五八、六〇四 |
| 計 | 一〇二、二九五、七八四 |
| 俸給費 | 一、八四九、一〇〇 |
| 事務費及旅費 | 一、〇六四、六二七 |

| | |
|---------------------------|------------|
| 事業費 <small>(運送費等)</small> | 一一、八六八、一六六 |
| 原料賠償及購買費 | 二三、一四五、〇六一 |
| 諸支出及機密費 | 三〇、七四二 |
| 計 | 三七、九九七、七〇〇 |
| 差引 | 六四、二九八、〇八四 |
| 内資本減價不納缺損等差引 | 六二、〇八九、五七三 |
| 再差引殘 | |

となる之を現在資本價格千八百二萬千八百三十五圓に對すれば約三十四割餘の純益に當ると云ふ

外國の日用品消費税に關する立法例は項頭既に其の梗概を示したるが如く各國區々たりと雖も茲に其の内容に關し稍々詳しく説述すべし但し骨牌税は獨逸、佛國、英國、埃國、伊國等に關し我國の骨牌税と共に行爲税論に於て既に詳述したれば之を略す

英國の日用消費税は砂糖税、サツカリン税、其の製造販賣免許税及賣藥税なりとす
(1) 砂糖税は千九百一年の戰時に設定したる葡萄酒税にして關税と均しく固體、液體の差別に依り一オンスに付二志九片及二志の二級を存するのみ其の收入は十二萬

磅に過ぎず(2)、サツカリン税は砂糖税の權衡税として前者と同時に設定したるものにして一オンスに付一志三片を税率とす其收入僅に一萬三千八百磅に過ぎず(3)、其他砂糖サツカリン製造業免許税一磅、煙草販賣免許税五磅、同製造業免許税五志五片乃至卅一志十片、煙草小賣商三志三片等の免許税あるも營業稅又は手數料に屬するに至當とす(4)、賣藥稅は藥價に従ひ一俸半乃至三志の印稅を處方書に帖用せしむるものにして印紙稅に屬するも豫算上は獨立して收入三十二萬五千磅を掲せざるが故に茲に之を掲ぐ

佛國の日用消費稅は食鹽稅、砂糖稅、脂油及蠟燭稅、爆發原料稅、廣告稅、煙草專賣、燐寸專賣、火藥及硝石專賣等なりとす(1)、食鹽稅は百基(約一石一斗)に付十法を普通鹽に課し百基に付二法四十仙及三法三十仙を自精鹽に課す其收入は千九百六年に於て千萬法を算す(2)、砂糖稅は千九百三年一月廿八日の法律に依り實際上原料課稅の算定を採り粗糖百基(二百英斤)に付二十五法、精糖二十七法カンテス糖二十八法九十八仙内國葡萄酒五法六十仙を課す其の消費稅收入は千九百八年に於て一億五千七百十萬法を算す(3)、脂油及蠟燭稅は石油關稅の權衡稅として設けられ百基に付三十法の稅率とす(4)、爆發原料稅は千八百九十九年一月十四日の勅令に依るものにして一基(約一升)に付一法五十仙を課す(5)、廣告稅は千八百九十四年に起り官公告、轉居廣告を除くの外一切の廣告に對し一定の印紙稅を課す稅額は土地の廣狹及び廣告期間の長短に従ひ一回一平方メートル毎に一法半、二法及二法半に區別す次に白廣告は一

件六仙乃至二十四仙とす(6)、煙草專賣は千八百九十二年十二月二十六日の法律を以て施行し政府自ら製造及販賣を行ふ耕作は廿五縣及アルゼリーに限りて許可し全國總需要の五分の四を自國內の供給に待たしむ政府之を收納して製造し政府の販賣所に於て全國一様の定價に依り販賣す其の定價は普通煙草一基(二英斤)に付十二法五十仙奢侈煙草、葉卷、紙卷煙草の定價は勅令に依り細定す更らに第三種として特別販賣の煙草あり低價を以て陸海軍の下士、兵卒、關稅看守及一定地域内の人民に限り賣渡すものなり其の收入は千九百六年に於て總入四億四千六百二十五萬法を示めし純益三億七千五萬法を擧げ其の純益歩合は總收入に對し約八割に當る(7)、燐寸專賣は千八百九十年一月一日請負を廢して直營と爲し政府の製作せる燐寸を元賣捌所に賣下げ勅令を以て價格を定む其の賣下價格は五百基より五千基迄は一割四歩の割引を以て、其以上は一割六歩の割引を以てし法令指定の定價に依り小賣せしむ其の收入は千九百八年に於て總入三千八百七十五萬法を示めし純益は二千六百十五萬法を擧げ其歩合は約六割に該當す(8)、火藥及硝石專賣は軍事及警察の目的を主とせるが故に軍務省之を製造せるも財務省に於て之を販賣す外國の火藥は特命の銃砲會社を除くの外は其の輸入を禁止す專賣價格は鑛業火藥一基に付一法五十仙より四法五十仙迄、狩獵火藥一基に付十二法より三十二法五十仙迄の定價を以てす其の收入は千九百八年に於て總入千八百七十五萬法を示めせるも純益に關しては明かならず

○**麻**の日用消費税は帝國の煙草税、砂糖税、鹽税、燈火器及燃火品税なりとす(1)煙草税は千九百九年の改正を以て現行法とし葉煙草税と紙卷煙草税とに區別す、葉煙草税は原料課税にして四アール以上の大面積なるときは普通葉煙草の重量一ド、チェントネル(二百英斤)に付五十七麻紙卷製原料葉煙草の重量一ド、チェントネルに付四十五麻を課し四アール以上の大面積なるときは葉煙草栽培地一平方メートルに付五局七を課す但し税額五十局を下ぐるを得ず紙卷煙草に關しては一本賣のもの千本に付二麻乃至十五麻、一斤賣のもの毎斤八十局乃至七麻を課し外に包紙千枚に付一麻を課す其の收入は千九百七年に於て二千二百六十萬麻を算す(2)砂糖税は萬國會議締約後千九百三年一月六日の改正に依り簡單なる成品課税となしたり、甜菜及甜菜生産物の精製より生ずる固體及液體の砂糖を市場に移出する際に工場主より徴收するものにして其の税額は一基(二斤)に付十四麻の定額とす輸出、自由倉庫入庫中、家畜飼養用及他物製造の原料用の場合を免稅す其の收入は千九百七年に於て一億三千八百六十萬麻を算す(3)食鹽税は千八百六十七年十月十二日の法律を以て從來の國家專賣を課税制度に改易したるものにして税率は純量一ド、チェントネル(約一石一斗)に付き六麻とす課税の方法は製鹽所を制限し此の製鹽所より官の監督する鹽倉庫に入れしめ庫出の際鹽税の徴收を爲すに在り免稅は輸出鹽、醫藥用及普達製造用鹽、一定魚類の漬用鹽、輸物漬鹽、工業用鹽、政府又は其許可を得て災害救助及慈善設備に使用する鹽に及ぶ其の收入は千九百七年に於て五千五百三十萬麻と

(4)燈火器及燃火品税は千九百九年石油關稅の權衡として新設したる電氣瓦斯の燈火設備及燐寸燃火材の課税なり燈火器税は瓦斯及電燈の玉又はランプの包装に對し課税封紙を帖用せしめ其の製造所より市場に移出せらるゝ迄に徴收し燃火品税は燐寸燻幹又は蠟燭等が製造所又は保税倉庫を出づる際包装帖用の方法に依り徴收す燈火器税の税率は電氣白熱燈の玉(五局より一麻迄)瓦斯燈及ランプの個數(一個十局)電氣アーク、ランプ燈線の量(一基六十局乃至一麻)等の標準に依り複雑なる種類に分たれ燃火品税は燐寸、摺附木、燃火材、脂肪及蠟燭の一箱本數を標準とし一箱一局より五局迄の區別あり其收入は千九百十年に於て燈火器税千五百一萬三千麻、燃火品税千五百一萬麻を算せり

伊國の日用消費税は入市税、砂糖税、精油税、燐寸税、瓦斯及電氣税、煙草專賣、食鹽專賣及キニーネ專賣なりとす(1)佛國の入市税は單に地方自治體税のみなるも伊國の入市税は今尙ほ國稅として存するものあり千九百二年一月廿三日の法律を以て漸廢の主義を採り爾來國稅及地方税より廢止せるもの少からざりしが各種飲料入市税の外肉類米乾茶類等に關する入市税を存せり其の税率は詳かならず(2)砂糖税は幾多の變遷を経たる製造課税なり其の税率は千八百九十四年以後製糖分の九十度以上又は以下なるとに依り七十利一五又は六十七利二〇を課す此の外に外糖は九十九利及八十八利の輸入税を負擔す而して此の消費税收入は千九百二年に於て四千九百九十萬利を算せり(3)精油税は千八百九十四年の制定に係り内國油の精製及輸

入油に課す其の税率は百基に付十利なり収入は僅に十二萬五千利に過ぎず(4)燻す
 税も同年の新設に係り税率は三十本乃至六十本まで一仙にして製品は函入とし税
 票を貼付し倉庫に積まざるべからず其の収入は千九百六年に於て九百萬利を算す
 (5)瓦斯及電氣税は石炭瓦斯一立方メートル毎に二仙、鑛油瓦斯一立方メートル毎に
 八仙を課し電氣百ワット毎に六十仙を課す但し自治體の街燈用に使用するもの並
 に燈火及暖室用以外に使用するものは共に無税とす其の収入は千九百六年に於て
 九百五十萬利を算し頗る有望なりと評せらる(6)煙草專賣は千八百八十四年一株式
 會社の委託管理より直營に移し千八百九十年五月一日の定率法に依りて各種の定
 價を法定し耕作地を制限し官の工場に於て製造し九歩乃至一割の手數料を附して
 販賣者に賣下げ法定の定價を以て消費者に賣渡さしむる等殆んど皆な佛國制に同
 じ其の収入は千九百六年に於て總收入二億四千七百七十五萬利にして其の純益は一
 億四千三百七十五萬利を擧ぐ(7)食鹽專賣は千八百六十五年六月十五日の法律を以
 て全國に普及せしめ私人の輸入を禁じ工業及農業用鹽は低價に賣渡し曹達工業用
 は專賣行政の純生産費を以て賣渡すの定めなり且千八百九十五年七月廿一日の法
 律に依り無資の流行病者に限り食鹽無償給與の道を開けり其の収入は千九百六年
 に於て總收入千百萬利にして純益千六百二十萬利の少額なるに過ぎず(8)キニーネ
 專賣は千九百十年十二月廿三日の法律に依り設定したるものにして其の目的は同國
 流行病たるマラリヤに對する國民衛生の救済に存するを以て力めて其の價格を低

價とし總ての人民殊に地方労働者に低安の供給を爲せり其の収入は千九百六年に
 於て百八十七萬五千利の總收入を算し純益は極めて微々たりと云ふ

○塊國の日用消費税は砂糖税、石油税、屠肉税、食鹽專賣、煙草專賣、火藥專賣なりとす(1)
 砂糖税は種々の變化を爲せるが製糖技術進歩の結果最早舊時の生産課税を保存す
 る能はず今は流通課税に依り工場又は自由倉庫を離るゝ際課税することとなれり
 其の税率は百基に付精製糖三十八克を課し粗製糖六克を課す外國輸入糖にも關稅
 と同時に砂糖税を課す(2)カリン輸入は藥材商にあらざれば之を許さず強糖は千
 九百三年後一定の條件(變性等)を以て織物、製革及製紙工業並に石鹼製造用に限り無
 税とす其の収入は千九百八年に於て一億三千八百六十二萬五千克なり(3)石油税は
 千八百八十二年五月二十六日の法律に依り百基十三克の税率を課す輸出は無税に
 して輸入は關稅の上に此の税率を課せらる収入は千九百八年に於て二千六百十二
 萬五千克を算す(4)屠肉税は舊入市税の形を有せる一般消耗税の遺物なり其の現行
 制度は千八百七十七年六月十六日の法律に基くものにして鳥類及野獸以外一切の
 肉類に課するを原則とし徵稅を屠殺、販賣及移轉の際に於てす其税率は大體分量二
 十五基以上又は以下にて區別し土地住民の多少に依り場所の等級を三種に分ち最
 高は百基に付十克〇八より最低二十二ヘラに下る其の収入は千九百八年に於て千
 八百十二萬五千克を算す此の外尙ほ舊消耗税として雜也以下九個の城市には限地
 税又は入市税として酒類、麥酒、麵粉、肉類、脂肪、石鹼、蠟燭油等に對し個數、重量又は容積

に於る國稅あり(此等城市以外の開放都市に於ては一般に葡萄酒、菓實酒稅の外此の居肉稅を課す)(4)食鹽專賣は千八百六十七年十二月二十一日の法律を以て、奧匈兩國協定の上、一様の賣價を定むることとなり、互に販賣費用を加算するも運搬費は加算せずして定率表を制定せり其の最近の定率表は千八百九十九年十二月二十三日の法律なり之れに依れば原産地の生産費に差等あるが故に全國單一價格を以てする能はざるも料理用鹽は百基に付地方別に於て十六克乃至二十克の賣價とし白精の海鹽は十四克四十より十九克四十に至り灰色鹽は九克三十を以て定價とす之に對し兩國政府は各率毎に一克二十迄は定價より割引を以て賣下ぐることを得、奧國は奧國に對し一定量の食鹽を生産費價格を以て與ふるの定めあり學業用、工業用、農業用、學術用及治療用鹽は低價を以て販賣するの道を有せり外國は財務官廳の承認を経て免許料及關稅を支拂はしむ此の專賣收入は千九百八年に於て總入五千五十萬克にして其の純益は三千四百七十五萬克を算す(5)煙草專賣は千八百三十八年に請負制度より改めて直營專賣となし製造及販賣を政府の手に獨占せり耕作は政府の監督に服し一定の地域を定め其の住民に一定量の作付を許せり外國の煙草は商業の目的を以て輸入することを得ず謂ゆる非商業品なり定價は千八百五十一年一月二十八日の法律に依り卸賣及小賣に分ちて之を細定し政府の取扱ひに係る輸入煙草の價格は特別に之を定む軍人及憲兵等には特別低價を以て賣渡すの制を存せり其の收入は千九百八年に於て總收入二億五千九百十二萬五千克純益一億六千六百二十二

萬五千克の巨額を算せり是れ主として定價の高率と紙巻煙草消費の増進によれりと評せらる(6)火藥專賣は眞正の專賣にあらず謂ゆる非商業品と云ふに過ぎず私人の製作は免許を以て之を許るし其の販賣は適當の設備を有する營業者に之れを許るせばなり價格は政府の決定する所に從はざるべからず其の收入は約六百二十五萬克なるも奧匈共同政府の財源に屬す

地方自治體に於ても日用消費稅を存するもの少からず

英國の自治體は全く此種の租稅を存せず佛國は入市稅あり其の中衛生飲料稅は千八百九十七年の改革後殆ど全廢せられたるも獸肉、魚介類、菓實等の食用品、非鑛油入市稅、石炭、コークス、堅薪の燃料入市稅、枯草、蘆麥類の飼料入市稅等は尙ほ之を存せり其の收入額は約一億六千萬法に達すべしと云ふ獨逸に於ても尙ほ穀粉、粉製品、肉類、フエツト、飼料及燃料、石油を含むの地方消費稅を存する所あり普國の千八百九十三年地方課稅法は此等課稅の新設又は増率を禁じたるも屠肉稅の増率が千八百八十七年の法律を以て認められたるに依りて大勢を知り得べし、奧國及伊國の地方自治體は國稅と共に多數の入市稅を存せり其の稅目は肉類、穀類、魚介、石鹼、蠟燭、油類、燃料、石油は除く、パン、バター等に及ぶと云ふ

我地方自治體に在りては日用消費税に屬するもの殆ど無し但し雜種税特別税中屠畜税漁業税は行政上職業税たる直接課税に屬するものとせらるゝに拘はず其の課税方法より見れば頭數又は收穫高を標準とする定額税にして消費税に類すること近きものなり

第二十二章 使用税

使用税は一回の使用によりて消費せられざる物件の消費税にして直接税の性質を有し概して納税義務者が自己の所得の出費に於て支拂ふたる儘ま自ら負擔するの外他に轉嫁すべき機會なきものなり故に直接消費税又は出費税の名あり此の課税に屬するものは住家税及諸多の奢侈税なりとす

住家税は家賃又は居住的條件を標準として居住者に賦課する所の直接税にして英國に於て國税として現存することは家屋税の項に於て併論したる所の如し佛國の人別動産税も居住家族數及動産所得を標準とするが爲め居住課税と見るを得べく其他和蘭及露國に於ても或る意味に於て此の税に屬する住家税の行はるゝを見る然れども概して家屋税として取扱はるゝを以て茲には之を略せん

奢侈税は奢侈用品を課税物件として其の所有者に賦課するものにして財政學上特に狹義に用ゐらるゝ用語なり俗に奢侈税と稱せらるる彼の三鞭酒税煙

草税、絹布税等を指示するものにあらずして永く奢侈的に使用する物件、例へば飼犬、鳴鳥、玉突臺、自動車等に付其の所有者が表示する所の奢侈的所得を税源とする課税を云ふなり

奢侈税設置の理由は租税制度の補充を完ふするに在り換言すれば奢侈税なるものは一方所得税の欠漏を蔽はん爲めに消費的使用に依りて現出する個人の潜在的税源を吸収するを職分とし他方に於ては租税の公正を期せんか爲めに人民の富有社會に向つて附加的消費課税を行ひ以て下級社會が比較的に重荷する間接消費税との權衡を正さんとするに存す故に若し奢侈的消費の一切の機會が悉く課税の範圍に引入れることを得ば能く此の目的に副ふべきなり然れども奢侈的消費は悉く課税するを得ざるが故に此の目的は實際に達せられずして高度の所得を有するに拘はらず不平等且つ不權衡に負擔より逸するもの多きを生ず殊に此税が有する缺點の第一は其の收税費の巨大なるに比して収入の甚だ微々たる點に在り其の収入の稍々大なるものにおいても國家としては到底之を重要な確實的財源とするを得ず、財政上の信頼甚だ少なき

ものなり第二は同一の物件にして奢侈用及職業用を兼ねるもの多し、例へば犬、船車等の使用税の如し此等は比較的多くの収入を與ふるすのなりと雖も一方奢侈用税を高率とし他方に職業用税を輕率とする場合に於て其の結果は如何と云ふに奢侈用の需要を抑制するに伴ひ職業用の供給も價格を引上げるにあらざれば引き合はざることなり、職業用の需要をも制限するに至る是れ此の課税が各地の職業状態に關係する所多くして慎重の注意を加へざるべからざる所以なりとす此の如き事情に依りて使用税殊に奢侈税の大部分は國税として一般的の課税となし財政上の重要を之れに託するよりも各地方の職業、狀況に察し適宜各地方の財源とするの妥當なるを認めらる

本邦に於て使用税に屬するものを求むるに國税としては一つの狩獵免許税あるのみ

我國の狩獵免許税は其の起源甚だ古く維新前に在りては銃器に依り狩獵を爲すものに對し鐵砲役又は鐵砲運上の稱を以て課税したるが明治三年大藏省達を以て此等の名稱を廢止し獵師役とするに及びて職業税の形を有し五年一

月太政官達第二十八號を以て銃砲取締規則を設け同年二月大藏省第二十三號達に依り獵師役を改めて銃獵免許税と稱するに及びて免許料の形を備へたり明治六年一月太政官布告第二十五號を以て鳥獸獵免許取締規則を制定し銃獵免許税を鳥獸免許鑑札税と爲したるは敢て免許料たる形を改めたるにあらざるも職獵と遊獵との區別を立て職獵鑑札税を一圓とし遊獵鑑札税を十圓と定めたるは稍々奢侈税の形を加へ來れるものなり其後數次の改正を經明治二十五年十二月に至り勅令第八十四號を以て新に狩獵規則を制定し狩獵器具を網放鷹、繯繩又は撲に擴張し職獵、遊獵別の外に銃器使用と否とに依り税率を異にせり職業税と出費税との混性を成せしが尋いて明治二十八年三月法律第二十九號を以て狩獵法を發布し職獵及遊獵の區別を廢止し所得税及地租を標準として狩獵者資格の等級を立て各等級に付銃器使用と否とに従ひ甲、乙二種の税額を差別し以て殆んど直接税たる出費課税の性質を發揮したり之を基礎として三十四年四月法律第二號により等級及税額に重要な改正を加へたるものは即ち現行法なりとす明治三十七年及三十八年の非常特別税を加へて四十三年

三月法律第十三號に依り統一したる現行の定率は左の如し

| | | | |
|-----|----------------------------------|------|-----|
| 一 等 | 所得税百圓以上、地租五百圓以上又は營業税百五十圓以上の者及び家族 | 一 期間 | 三十圓 |
| 二 等 | 所得税三十圓以上、地租三十圓以上又は營業税二十圓以上の者及び家族 | 同 | 十五圓 |
| 三 等 | 其他のもの | 同 | 四圓 |

一 期間とは免狀の有効期間にして通例毎年十月十五日より翌年四月十五日迄の狩獵期間に限らる

外國の立法例としては國税として犬税、鷺税、車馬税、狩獵税、俱樂部税、婢僕税、翼琴税、自轉車、自働車税等ありと雖も大國に在りては漸次之を地方自治體に移し小國に於てのみ尙ほ此等をも欠くべからざる財源として保持せんとするの狀況に在り

英國の使用税は住家税、狩獵税、男僕税、車税、貨馬車税、紋章税及犬税之に屬すべし(1)、住家税に關しては家屋税の項に論じたるを以て之を略せん(2)、狩獵税は一年分三磅、更らに短期の分は一磅乃至二磅を課す(3)、男僕税は始め年齢により税率を異にせしが千八百六十九年後は皆一様に十五志とせり、車税は千八百八十四年以後税率を統一し毎年車の大小に依り二磅乃至一磅一志となし(4)、貨馬車税は一様に十五志とせ

り馬に關しては昔時課税ありたりしも千八百七十四年後育馬の必要より無税とせり(5)紋章税は主として馬車に附する紋章に賦課するものにして車の紋章には四十二志他の紋章には二十一志を課す(6)犬税に關しては始め組犬三十六志、風犬二十志、非獵犬八志の差別を設けしが千八百七十八年之を統一して一様に一頭七志半と定め幼犬及羊犬を無税とせり以上此等の収入は住家税を除き奢侈税として千九百八年に十八萬磅を示めせしが狩獵税を除くの外は其の収入を市町村の財政に供與することゝなし獨り狩獵税のみ國庫の費用に充當す

佛國の使用税は其の豫算中雜類税の項下に集計せらる其の重要なものは特別車馬税、自動車税、玉突壺税、俱樂部税、自轉車税なりとす(1)特別車税は千八百七十二年に復興せられたる課税にして坐席の大小及地方別に依り四輪車に年額十法乃至六十法を課し二輪車に五法乃至四十法を課し農業用車を半税とし販賣川、公共及軍事用の車は無税とす馬税は年額五法乃至廿五法にして農工業用、育飼用、販賣用並に乘馬用に課税す(2)自動車税は千八百九十八年の新制にして座敷に應じ地方別に依り普通(二座)のもの二十法より五十法迄を課し四座以上のもの五十法より九十法迄を課し尙ほ其の馬力に從ひ一馬力毎に五法を課す収入は千二百八十六萬法の巨額なるが其の百分の五は當該市町村の財政に供與す(3)玉突壺税は千八百七十一年後旅店及私有の玉突壺に課するものにして地方別に依り年額六法、十五法、三十法及六十法を課す巴里は六十法に該當す販賣用、製造者の玉突壺には課税せず其の収入は百萬

法に達す(4)俱樂部税は亦千八百七十一年の設定に係り俱樂部員の出金及入會金を標準として百分の五、百分の十、百分の二十を課し外に尙ほ家賃の百分の二、四及八、を課す但し學者、慈善、體育、及軍人俱樂部には課税せず其の収入は百三十萬法なりと云ふ(5)自轉車税は千八百九十八年の創設に係り其税率は一輪車六法、二輪車十二法其以上は各五法を加ふ動力機を用ゆるものは各二倍税とす此の収入三百三十萬法を算するも其の四分の一は市町村の財政に供與す、販賣車、公共及軍事車は無税とす、此等奢侈税の收入總額は千九百六年に於て二千五百十二萬五千法を示めす此外に狩獵券印紙税として年額二十八法の奢侈税ありと雖も既に印紙税收入中に合算したるものなり

獨逸の使用税は帝國の自動車印税を最とし各邦の犬税、駕税、車馬税なりとす(1)帝國の自動車税は帝國印紙税中に存するものとし既述の收入計算に入れり自動車使用に關する許可の有効期間一年なるが故に年税なり其税率は一車輪に付十麻、一車體に付馬力に依り二十五麻乃至五十麻を課し外に馬力に付車體に從ひ一馬力二麻乃至十麻を課す但し外人有の自動車には其の滞在使用日數に依り異なる税率を特定す(2)各邦には巴威倫、ウルトテンブルグ、サクセン、パーデン、及ヘッセンに犬税あり然れども其の収入は國家と自治體に於て折半するを原則としヘッセンは國税を一犬五麻とし別に自治體の附加税を許せり普國は原則上自治體税とするも自治體税の存せざる大に限り縣に於て國税として一頭五麻を課す(千八百九十五年七月三十日

の法律(3)、各邦の黨税は普國及アレーメン國に在りては市町村又は郡税に屬すと雖も、ヘツセン國は千八百七十五年一月一日の法律に依り一頭八麻六十の國税とせり

(4)各邦車馬税はアレーメン國に在りし遊樂車馬に課するものなり
其の他伊國には佛國式の自轉車税あり、米國は翼琴税あるも説明を略す

自治體の課税としては本邦に於ても府縣雜種税又は地方特別税として犬税、船車税、水車税、自轉車税、自働車税、雇人税、狩獵税、乘馬税、蓄音器税、補母車税、飼鳥税等あり、犬税は頭數及種類により、船税は西洋形船、日本形船の別及噸數又は石數により、車税は種類及箇數により、水車税は馬力、白、機械により、自轉車税は箇數用途又は構造に依り、自働車は箇數、一人乗、二人乗以上の區別に依り、雇人税は人毎に又は雇人の種類若くは給金により、狩獵税は國税等級に依り、又は銃の種類に依り、乘馬税は頭數又は等級により、蓄音器税は臺數に依り、補母車は輛數に依り、飼鳥税は一羽毎に各地種々の税額を課す

我地方税中雜種税全體の收入は四十三年度に於て八百二十九萬九千圓を示めし、市町村特別税の全額は反別割を除き市の收入五百六十六萬四千圓、町村の收入六十八萬七千圓を算するも此等の全額は皆な使用税又は奢侈税に屬する

ものにあらず今ま重要なる我が使用税、奢侈税に屬すべき前記諸税の收入を列記すれば左の如し

| | | | |
|-------|-----------|-------|---------|
| 犬 税 | 六一〇三八 | 船 税 | 四一七、〇八九 |
| 自轉車 税 | 三四五、〇〇五 | 自働車 税 | 八八七 |
| 車 税 | 二、八四三、二七八 | 雇 人 税 | 九、七六九 |
| 狩 獵 税 | 二八、七一 | 乘 馬 税 | 一七、五五八 |
| 蓄音器 税 | 五一 | 水 車 税 | 二〇七、二二六 |
| 飼 鳥 税 | 七九五 | | |

第二十三章 關稅

第一項 關稅の性質

關稅は廣義に於ける消費稅の一種にして租稅領土の限界を越ゆる貨物の消費に課せらるゝものなり唯た其の徵收が取引行爲の際に行はるゝを以て外形上行爲稅に類すと雖も兩者の性質は全く相異れり何となれば關稅は行爲稅の如く經濟上の取引行爲自身より生ずる新なる利得に課するにあらずして消費即ち個人經濟の出費に於て現はるゝ古き所得に課するものなればなり是を以て關稅に關する評論は消費稅に關する評論と其の主旨を同ふすべきものにして關稅論の目的も主として此の消費稅たる性質に適すべき課稅方法を研究するに存す

然れども關稅は國內消費稅に比すれば幾多の利益を有する消費稅なり今其の重要なるものを列記せんに(第一關稅の徵收は頗る簡單にして且つ監督を爲すに易しく從て僅少の徵收費を以て足るの利益あり此利益は殊に課稅物件が

國內に於て自然に又は法律の力によりて生産することを得ざる場合に於て尤も著しきを見る例へば普佛に於ける茶珈琲及米穀の如き自然に生産せざる例にして英國に於ける煙草の如きは法律の力に依りて生産し得ざる例とす斯る場合に於て其の輸入品に關稅を課するは徵收上最も容易なるべきこと言を俟たず(第二)に關稅は國內の生産及取引に關して國內消費稅が常時の監視を要する如く産業に煩累を與ふることなし從て關稅を主とする租稅制度は租稅負擔者をして酷稅の感を去らしむるの利益あり(第三)に關稅は著しく徵收費を増加することなくして諸種の集量的商品に迄課稅の範圍を擴張するを得べく從て國庫の財政に對し豊富なる歳入を供給するの利益あり(第四)に關稅は幼稚なる國內産業に對する堤防となり外品の競争を避けて其成熟を遂げしむることを得るの利益あり然れども關稅には又た幾多の缺點あり(第一)は關稅の負擔が負擔力に適當すべき轉嫁を期し得ざるに在り此の缺點は間接課稅に共通する缺點なりと雖も殊に關稅は物件の選擇に關し國庫收入上の理由より主として集量的物品を採り而かも其の用途に從て細かに稅率を區分するを得ず粗大なる

從量税に依るが故に富者の消費に對して重課し貧者の消費に對して輕課すと云ふ如き方策を試むるに最も適當せず否な集量的商品の多くは各人の日用品なるが故に之が課税の結果は却て下級人民に重く富者に輕きの傾をして甚しからしむべきなり(第二)は國內生産の産物に對する國內消費税と外國より輸入せらるゝ同種の産物に對する關稅と其の間に正當の權衡を得せしむることの困難あり殊に條約上の關稅協定が存する場合に於て最も然りとす(第三)に關稅は取締上嚴格なる規定を存するが爲めに詐欺密輸及收賄を生ずるの虞多し殊に單一の國定高税率を有する關稅制度に於て然りとす(第四)に幼稚なる或る産業に對し關稅は外品の競争を避けしむる堤防たるの利益ありと雖も之が爲めには國內一般の消費及生産費の負擔を大ならしむるの缺點あり此の缺點は其の期間の長短に依りて甚しく相異なる故に若し他に幼稚産業開發の方法ありとせば先づ之れに依るべく關稅保護の如きは容易に採るべきことにあらず

此等の缺點あるのみならず關稅は往々國際上の修好を妨げ貨物の流通を阻害するものにして各國交通上最も大なる障害を爲すものなるが故に財政上若

し之を廢止し得べくんば廢止するを可とすへし然れとも各國の財政上國內消費税が全歲入の二割乃至二割五歩を占むる現状の存續する間は之と權衡を採りて負擔の公正を維持し併せて亦た殆ど同額の收入を生ずる關稅が廢止の到底不可能なること推して知るべきなり國內産業保護の爲め外國品の輸入を抑制せんと欲せば必ずしも關稅を必要とするものにあらず輸入妨害の目的に供すべき一層屈強なる方法は他に幾多も求め得べきなり故に今日關稅が全く廢止せられざる所以の重因は經濟上の理由にあらざりて財政上の理由にありと云はざるべからず是を以て現今に於ける關稅論は其の課税の技術及行政に關して如何にせば適當なる消費税を完成することを得るやに存することゝなる

關稅は何人が之を負擔すべきや換言すれば真正且つ最終の關稅負擔者は外國の人なるべきや將た内國の人なるべきや又た此等の國に於て其の人は生産者たるべきや將た消費者たるべきやの問題是れなり此の問題は豫め一般に且つ一切の場合に對し適正の定論を爲すを得ず然れども關稅は他の消費税と均しく轉嫁の作用によりて消費者の負擔に歸着すべき傾向を有すること大體の

原則として言明するを得べし唯だ此の傾向は個々現實の場合に於て各別の事情に依り測知すべからざる變化に接することなきを保せず故に茲には普通の順路に於て輸入關稅は内國の消費者之を負擔し輸出關稅は外國の消費者之を負擔すべしと云ひ得るに過ぎず但し兩國内に於ける其時の需要供給の狀況によりて一時又は往々永く反對の現象を呈することあり例へば一國が從來の無稅品に對し新たに輸入關稅を施行し又は有稅品に増稅を課したる場合に於て外國人たる賣主が他の競争より自己の販路を護持せん爲めに故らに従前の價格又は低價を以て取引すること往々見る所なるが然るときは彼れ自ら輸入關稅の一部を負擔することゝなるべく又た輸出關稅に關しても若し外國市場の狀況により競争を恐れて輸出品の價格を課稅丈引上ぐることを得ざるときは前の場合と均しく輸出國の生産者に於て自ら負擔すべきなり更らに著しき反對の現象は工業未だ盛ならざる國に於て頗る永く存続するあり此等の國に於ては工業に必要なる機械又は輸入の工業品に對し國內素より之が競争者を有せず需要の程度甚だ切なるを常とす故に之に課する關稅は其れ丈け輸入品の

價格を騰貴せしめて其の關稅國の購買者之を負擔し而かも此等の國より輸出する輸出品は外國市場に於ける競争に當らんが爲め自國の輸出關稅又は外國の輸入關稅に對し輸出品の生産者又た自ら之を負擔せざるべからず換言すれば此等工業幼稚國に於ては輸入稅輸出稅乃至外國の輸入稅ともに自國の負擔に歸するの傾向ありとす只だ夫れ此等の經過は統計上確的に看取するを得ざるも其の貿易品の價格の高低によりて察すれば略ぼ一斑を卜するに足るべし我國の歐洲貿易の如きは自國の輸入稅も自國の消費者負擔し彼國の輸入稅も自國の生産者之を負擔すと云ふ狀況に在り是れ我國に在りては彼れと競争に堪ゆるもの少く彼れに在りては國產又は他國品の多數が我れと競争すること多きによるなり

第二項 關稅の種類

關稅は徵稅の場所政策の差異賦課の標準及物件の性質によりて凡そ四種に分類することを得べし

第一、輸入稅、輸出稅及通過稅

關稅は其の徵稅の場所によりて分類すれば大別に於て先づ内部關稅(Binnen Zölle) 外部關稅(Aussen Zölle)との二種とするを得べし内部關稅とは國內に於ける適宜の地點(道路橋梁、砦關又は送致中)に於て徵稅する消費稅の謂にして其範圍は國領的の限界よりも少なるのみならず其の場所は強制的性質を有せず他の場所を通過するも之を脱稅と看做すことなし現今獨佛奧に存する入市稅は實に之が遺物に屬せり之に反して外部關稅は一名を領域關稅(Grenz Zölle)と稱し領域的現界に於て徵稅するものにして限界に於ける一定の場所以外より領域を踰越するものは之を脱稅と見做し相當の制裁を加ふ但し此の領域的限界には又た國民的領域と同盟領域と將た國內地方領域との別あり此の別に從ひ國境關稅(Landes Grenz Zölle) 同盟關稅(Verein Zölle)及び國內關稅(Inlands Zölle)の種類あるも國柄に依りては敢て重要の區別にあらず

外部關稅即ち限界關稅に關する重要な他の區別は輸入關稅、輸出關稅及通過關稅の三種とすることは是なり其中に就き吾人現今の交通事情に於ては輸入關稅を以て尤も重要のものとせざるを得ず此の關稅は昔時消費關稅の稱あり

領地限界内の消費を目的として限界外より送致せらるゝ消費物に對し領地限界に於て徵稅するものなるが今日吾人の文明諸國に於て單に關稅と云ふは此の輸入關稅を稱する者なり何となれば今日に於ける關稅は殆んど唯一的に此の輸入關稅を以て消費課稅の目的を達するに十分なればなり之に反して輸出關稅は消費物が内國を去りて限界外に送致せらるゝ時に徵收する關稅なり此の關稅は昔時甚だ盛に行はれ且つ保護政策とも密着の關係を有して其範圍頗る廣濶に且つ其稅率の如きも輸出禁制と稱すべき程に高く往々人爲を以て内國に於ける一定の商品の過剩を保持せんとしたることありき殊に舊商業政策は主として低價品の輸出を避けん爲め竝に既に發達せんとする産業の利益の爲め粗生品を國內に抑留せんとして粗生品の輸出に重稅を課したりき然るに今日に於ては文明諸國大低皆輸出關稅を廢止せり例へば英國が千八百四十二年獨逸が千八百七十三年、和蘭が千八百七十七年、佛國が千八百八十一年、日本が明治三十二年を以て之を廢止したるが如き是れなり蓋し輸出稅は國內産業保護の政策より見るも自由貿易の主義より見るも共に均しく産業及通商の防害

を爲すものとして排斥せざるべからざるものなればなり然れども尙ほ其の數甚だ少く且つ或る重要の爲め之を保存する國なきにあらず例へば露國、葡國、西班牙、瑞西、希臘、芬蘭、ルーマニヤ、英領印度、土耳其、埃及、ブラジル、チュニス及支那の如き是なり是等は概して保護貿易上の政策にあらずして主として財政上の理由にあるや明かなり英國は最近に於て戦時の際、石炭の輸出税を設けたることあり獨逸に於ては戦時にあらざるも保護主義に依り石炭及他一定の原料品輸出税を設けんとするの議頗る盛なりと聞く

通過關稅とは單に關稅領域を通過するに過ぎざる商品に課する關稅の謂にして中古の事情及内部關稅により發達したるものなり然るに近世殊に國際的交通事情の頻繁なるに至りては到底其の形を留むべからず今や各國皆既に之を廢止せり關稅同盟の獨逸聯邦に在りては千八百六十一年に、瑞西は千八百七十四年に、埃國は千八百七十八年に、希臘は千八百四十四年に之れを廢止し今は獨逸及び支那に於ける入市税及釐金の如きを除くの外殆んど其の跡を絶つに至れり

以上の如き變遷なるが故に今日に於て關稅と稱するは主として輸入關稅の謂なり而して吾人が以下に論ぜんとする關稅の主義亦た専ら此の輸入關稅に關するものに外ならず

第二、財政關稅及保護關稅

財政關稅とは財政上の收入を主たる目的として課する關稅の謂にして又た之を租稅的關稅と稱す即ち消費稅の一種として國庫收入上の目的を達する普通の關稅なり從て其の賦課及稅額の如き消費稅上の原則を適用せは足れり其一般の消費稅と異なる所は單に國境に於て徵收すると云ふに存し消費稅の補充と云ふを其の職分とす唯た夫れ財政關稅は消費稅と均しく主として財政上の目的に出づるものなるも或る關稅が果して財政上の目的を主として設定せられたるや將た他の目的を以て設定せられたるやは立法者の主觀的認定に任すへきか否な吾人は客觀的に其の稅率と諸多の事情とによりて之を知らさるべからず吾人は左記の場合を以て財政關稅の表徴と爲さんとす

一 は國內に於て消費稅を課せらるゝ物件と同種又は代用競争を爲すへき

物件の輸入に對し國內消費税と同率又は相當する税率を課する關稅なり
 例へば本邦に於ける麥酒、煙草、酒類等の關稅の如き是れなり蓋し此等に在りては内外兩品の税率殆んど同額なるが故に此の關稅あるが爲め特に內國生品を保護すと云ふべからず是れ單に內國消費税收入を維持する國庫上の理由によりて國內品と競争すへき輸入外國品に同様の負擔を爲さしむるに過ぎざるを以てなり

二 は國內に於て生産せられず又は代用品なき物件の外國より輸入せらるゝに對して課する關稅なり

斯の如き物件は嚴格の意義に於ては甚だ多からず英國の煙草の如き其の好適例と稱するに過ぎざるべし然れども相對的に然るものは國に依りて多々あらん精巧機器或化學成品、藥材、染塗料、或原料品、玻璃、角皮類の如き是れなり斯の如き輸入税は單純なる財政上の意義に依るの外概して課税の理由なきなり

三 は奢侈及不衛生品の輸入に對して殊に重率を課する關稅なり

此の種の關稅は單純に國庫收入上の目的にはあらざるも租稅原理上の理由に

於て存立するものなり世人は往々此等の課税を以て世の奢侈を矯め又は不衛生を防制し若くは正貨流出を抑止するの企圖ありと稱し甚しきは一種の保護關稅なりと論ずるものあるも吾人を以て之を見れば産業保護にあらざること論を俟たず又奢侈及不衛生の防制と云ふことも直接の目的なりと稱し得べからず何となれば此種の課税が高率なる所以は依て以て此等の欲望を抑制することあるも其は個人の經濟上に著しき苦痛を與へずと云ふの考案に外ならず換言すれば負擔力に適應せしむべき租税の原則上當然の考案に基くものにして慾念を防禦するの目的は斯る課税によりて達せらるゝものにあざればなり正貨流出防止の目的も亦た甚だ疑はしきなり若し此等の輸入品に對する一國の需要切なるものありて課税に拘らず此等の輸入依然たりとするときは其課税丈け自國民の負擔を増加するのみにして必しも正貨の支拂を減ずるものにあざればなり其は兎に角も之を以て産業保護の關稅なりとするは誤れり保護關稅は之に反し國內産業の利益を主たる目的とし外國品の輸入を制限するを主たる方法として課する關稅なり財政關稅は國庫及課税原則上適當な

る収入たらしむるを以て優先の目的とするに保護關稅は經濟政策上保護主義の考案を以て第一の目的とするものなり勿論保護關稅の場合と雖も國庫は之れに依りて収入を得んとする考案を斷念するものにあらず否な貿易年々の増進が長足的なる國に於ける高率の保護關稅は益々多くの収入を國庫に與ふるが故に財政家も亦之を豫期して益々税率を増加し保護政策家と握手して互に高率を歓迎するの觀なきにあらず唯だ此等の保護主義は收入よりも經濟政策上の目的に重を置き一を他の附隨又は影響とするに過ぎざるが故に彼等は關稅の爲め外國品の輸入を防壓し其結果が有効に發現して關稅收入を減少するに至るも其の惜む所にあらざるべし然るに財政關稅の見地に於ては輸入の減少し關稅收入の減少するを成功なりとせざること勿論なり茲に至りて兩者の握手は全く反目に變せざるべからざるなり保護關稅が有する經濟政策上の目的と云ふは外國産物の輸入を抑制し内國市場に於ける同種物の價格を騰貴せしめ以て自國の産業を助長せんとするに存す此の場合に於て内國生産者は縦令へ尙ほ内國市場か外國品の輸入を需要するるときと雖も其の商品價格が一般に

騰貴する爲めに利益を得べく又た若し内國市場は既に内國品を以て全部の需要を蔽ふに充分なる場合なりとせんか此の場合に於ては保護關稅の爲め或は全く自國市場より外國品の輸入を拒絶し獨り自ら盛んなるを見るべし但し前の場合に於ては關稅の收入多かるべく後の場合に於ては其の收入減少すべきも若し之れと同種の内國産品か内國消費税を有するものなるときは其の關稅收入に失ふ所を内國消費税に於て償ふに足ることあり斯るときは國庫の收入に著しき影響なくして内國産業の發達を助長することを得べし我が砂糖關稅と砂糖消費税との關係は殆んど之に類する感ありき然れども外國品に課する内國消費税の減收をも計算するときは多くの場合に於て國庫減收を免るゝこと能はざるへし殊に我が石油關稅と石油消費税との如きは關稅の高きに拘らず内國石油業發達せず而して一般の需要に對しては永く高價の消費を強ひながら外國油の輸入も増進せず關稅收入從て増加を見ずと云ふ有様なり況んや其の保護税を課せらるゝ物件が機械原料品又は生活品なるときは内國産業及生活上に至大の障害を與へ生産費を増加し輸出貿易の發達を阻害すること少

なしとせず故に保護税を課すべき物件は精密の考慮を以て採擇し決して廣く且つ長く適用すべからず保護の期間短かくして、永く低安の供給を與ふべき物件に限るを良策とし保護の期間長くして、永く高價の供給に終る如き物件に適するは最も悪策なりと云ふべし

保護關稅の稅率は各生産部類の保護を必要とする程度によりて異同あり其の尤も單純なるものは第一謂ゆる單純的保護關稅と稱するものなり此の關稅は之れと同率の課稅なき國內生産物と競争すべき外國品の輸入に賦課するものにして之を分てば(一)國內に於て全く國內消費稅を課せざる産物の輸入に課する關稅及び(二)國內に於て課せらるゝ國內消費稅よりも多額の率を課する所の關稅の二種となるべし此の二種は共に均しく産業保護の目的あること明かなればなり而して各何れの場合に於ても關稅の稅率が更らに進んで増進せられ自國市場より全く外國品の競争を拒絶するに至るときは之を第二禁止的又は拒絶的關稅と稱す其の效果は實際上輸入の禁制と效果を同ふし内國生産者をして其の産物の販賣に關し殆ど獨占的地位を占取することを得せしむへ

きも他の國內産業殊に其共通原料及材料を要する産業の如きは大なる打撃を蒙り資本及勞力の吸收力保護産業のみに偏するの恐なきを得ず

保護關稅を説明すべき根本の理由は通例國民經濟上の考案ならざるべからず此考案は應に發達せんとする有望にして幼稚なる産業を既に技術上に老成せる外國産業の競争より庇護せん爲め姑く利益ある價格を保障し其間技術を改善し企業を擴張し將來永く産額を増加せしめんとするに在り故に一切の保護關稅は教育的又は過渡的の關稅ならざるべからず換言すれば保護關稅は近き將來に低安豊富の供給を約して現在に於ける高價の消費を一般に強ゆるものなるが故に其の保護期間は成るべく短きを要するのみならず保護を要する生産部類が外國品の競争に堪へ得るに至り又は其の困難の原因を除却するに至るまでの間之を行ふに於て他に被害産業の顯著ならざる限り正當なるものにして保護關稅を永久的に存置せんことは根本に於て其の性質に反するものなり且つ多くの場合に於て農業保護の關稅と工業保護の關稅とは利害の衝突を免れず之が併行は八方主義の政治家が能く採る所の政策なるが斯の如きは

國民全經濟上殆んど無效の政策にして徒らに一般の高價を導くと云ふに過ぎず要は立國の大本に従ふて其一を決するに在り

茲に又た一種の保護關稅あり社會上又は政治上の考案を目的とする關稅なり例へは内國產業が其引受けたる社會上の義務勞働者保護勞働者保險を盡さんか爲めに外國競争者よりも高度の生産費を直接又は間接に支出する場合に於て斯の如き生産費を要せざる輸入品の競争に堪へん爲め其の輸入品に高率の關稅を課する如き又た往々純粹なる政治上の原因により或は政治上産業上の原因により外國の挑みたる攻撃に對する防禦手段として報復關稅又は對戰關稅を設くる如き是れなり一は往々にして永久的に存在することあるも他の一は全く一時的の關稅に過ぎず且つ此等の場合は全般の經濟上眞に保護助長の必要急なる産業を選択するにあらずして其の勞働保護を爲さざる國の產物又は報復の效著しき輸入品を選択するに過ぎざるが故に經濟上の意義に於ける産業保護の關稅と稱するを得ざるが如し

終りに臨み一國が保護關稅を以て自國の生産を保護し外國生産品の競争を

抑壓すると同時に外國も亦た其の抑壓に對する種々の政策を畫することあり例へば報復的關稅を設け間接に其の抵抗を試み又は輸出獎勵金を設けて直接に競争を助力し若くは輸出に對し相當の運賃低減を策すと云ふ如き是れなり否な外國輸入品の抑壓は必ずしも輸入關稅にのみ頼るを要せず鐵道運賃に於て非買同盟に於て投資引上に於て幾多の手段方法あり外國に於て此等の施設あるときは一國の保護關稅は其の經過的なると永久的なるとを問はず效果の全部又は一部を失ふべきものとす且つ斯くの如くして各國互に他國の輸出貨易を阻害するを事とする如き状態に導くは決して通商修好の國際本義に會するものにあらず要するに保護關稅は多くの場合に於て利よりも害なり少くとも其の適用は極めて狭ましく其の期間は極めて短きに限らざるべからず

第三、國定關稅及協定關稅

國定關稅とは一國が他國の意に依らず自國の自由なる考案に依りて品目及稅率を定め又た自ら之を變更し得る所の關稅を謂ふ故に自主的關稅と稱し其の稅法を國定稅率表と云ふ之に反して協定關稅とは國際法上の明約に基き(通

商條約又は關稅條約一國か他國と條約を締結して品目及稅率を協定し該條約の有効期間内締盟國の產物に對し新稅を設け又は稅率を増加せざるの義務を負ふの制度なりとす此の稅表を協定稅率表と稱す蓋し關稅の立法は素より一國の自主に屬するものなるが故に原則として國定關稅を採らざるべからざるも單一の國定關稅は自由貿易主義の國にあらざる限り殆んど行ふべからざる以高度なる單調の稅率は故らに他國の輸出を妨害するの企圖を表示し到底國際通商の本義に反するの嫌あるが故に自由主義なる英國を除ける各國の關稅は一の國定稅率表の外に他の低率なる最低稅率表を存するか又は條約に依る低率の協定稅率表を存するを例とす故に重要諸國の關稅制度を分類するも凡そ左の數種に過ぎざるべし

一、單一國定稅率 現今此の主義を維持するものは自由貿易主義の英國あるのみ英國の關稅は大別七八種の財政關稅を有するのみにして一つの保護關稅なきを以て自國產業の爲め他國の產物を拒絶すと云ふ如き企圖の窺はるべきものなし故に何等他國より交渉を受くるの虞なく能く單一國定制度を存續

し得るのみならず其の威力は往々他國の保護主義を排斥するの利機となり屢々他國の保護關稅を緩和せしむるの效あり我新關稅が保護的の單一國定主義を理想として條約を改正せんとしたるに拘らず先づ第一著に英國の爲め低率の協定稅率表を設けざるべからざるに至れる如き以て一例とするに足る

二、最高稅率及最低稅率表 此の制度は形式上に於ては自主的の國定關稅に屬すべし何となれば最高表も最低表も共に均しく自國の立法に於て之を定め形式上何等協定の稅率を存することなく之を變更することも全く自國の任意に屬するものなればなり然れども謂ゆる最高稅率表は普通一般の場合に適用する稅表にして最低稅率表は特別の減額關稅と稱するに拘らず此の減額關稅を適用するは稀れに自國の好意に依り多くは既定若くは締結すべき條約に基き決定するものにして要は自國の產物に對し好意を表し又は低率を課する國の產物に對して一般的又は特別的に低稅を課する準備の爲め此の最低率表を國定し置くに過ぎず而かも實際上最も多く適用せらるゝは此の低率關稅に在り何となれば各國との條約は皆此の適用を約し居ればなり此の複定關稅制

度は千八百九十二年佛國關稅法が始めて採用したるものなるが今日は露國も西班牙も獨逸も米國も殆んど皆な之を採用せる有様なり

此の制度の利益は先づ國民議會に於て減額の程度を法定し行政官の巧拙に依て國運を賭するの危険を避くるに在り行政官は最高率にあらざれば最低率に於て對手國の産物を遇するの條約を締結するのみ其の以外の稅率を以て締結するを得ず然れども之れと同時に行政官の手腕を全く没するのみならず場合に依り他の國際經濟上又は政治上の懸案と對し交換的讓歩を關稅に於て調攝するの有利なることあるも之を行はしむるを得ず且つ條約の際自國の減額程度を豫め對手國に知らしめ却て對手國をして特別協定を強い來らしむるか又は變法を強いらるゝことあり然れども斯くて既に取極めたる後は稅率の變更自由なる丈け協定稅率制度よりも便利なること疑を容れざるのみならず現今多く行はるゝ從量關稅の場合に於ては特に變更を要すること多く從つて此の制度の利益多々なるを見るべきなり

三、普通稅率及協定稅率 普通稅率とは特別の取扱を許さざる一切の國の

商品に適用する一般的の稅表の謂にして自主國定の稅率なり此外に條約上の協定稅率を許るし條約國に對してのみ之を適用することゝす此の制度に於ては一般には普通稅表を用ひ條約上明示の國のみに協定稅表を適用するものにして條約締結に際しては行政官を制限するものなく行政官の手腕如何に任ずるの利あるも國別に協定を異にし益々自國に不利なる協定を増加するの不利あるのみならず有効期間内稅率の變更を爲し得ざるが故に頗る短期のものとするにあらざれば從量關稅を設くるに甚しき不利を感ずべし

四、最惠條款及互惠條約 低率關稅を適用するに當り之を一般條約國に許容するか又は特別條約國にのみ許容するか別あり最惠國條款を條約中に存するときは其の條款を有する條約國は皆な一樣に低率關稅の適用に均霑すべし之に反して最惠國條款を條約中に挿入せず互惠的相互條件を以て低率關稅の適用を約するものなるときは之を互惠關稅と稱し其の低率關稅は一般に均霑せしめず單に特別の互惠國及之れと同様の特惠を自國に與へ來る國のみに之を適用す而して最惠均霑の關稅制度は各國一般に採るところなるも互惠主

義は米國の採る所なり

五五六

第三項 各國の關稅

第一、英國の關稅

英國關稅の特色は一の保護關稅を有せず、單純なる財政關稅に過ぎずと云ふ點に在り、而かも輸入稅品目の數は甚だ僅少なり、嘗て千八百四十五年に八千五百十二の有稅品目を存せしが千八百五十三年には四百六十六に減じ千八百六十二年には四十四に、千八百七十六年には二十五目に減じ、現今に於ては骨牌關稅一打に付三志九片を別とせば僅に七類の有稅品に過ぎざるなり、其の第一類は煙草及び煙草製造品、第二類は茶、珈琲、チコリー、カ、オ、第三類は酒精、酒精含有物、第四類はサツカリン及含糖物、第五類は葡萄酒、第六類は乾菓、第七類は麥酒是れなり、而かも砂糖の外必要生活品と認むべきもの、存せざるを知るべし、トランスバール戰爭中一時設定したる石炭輸出關稅一噸一志、穀物關稅一チエントネル三片、穀粉は五片、及蜀麥輸入關稅一片半、粉は二片半、は千九百四年後之を廢止せり

關稅の稅額に付左に詳述せん

第一類の煙草は先づ之を加工及不加工に分てり、而して更に加工煙草を葉卷

ガベンジシユ又はネグロヘット、紙卷及嗅煙草に分つ、嗅煙草と未加工煙草とは火付性の良否に依りて稅率を區別す、葉卷はトランスバル戰爭前二志七片にして爾後數回引上の結果、一封度六志となり、ガベンジシユ又はネグロヘットは四志四片、紙卷は四志十片、嗅煙草は火付の良否に依り三志七片又は四志四片とす、未加工煙草は三志半片又は三志四片半と定めらる

第二類のカ、オ及珈琲に在ては原料品は一チエントネル毎に二志又は十四志とし、加工品(乾干、粉末)は一封度に二片を課す、茶は最大の財源にしてトランスバル戰爭前千八百九十年後四片なりしが漸次八片迄に引上げ、其後又漸減して今は一封度に付五片となせり

第三類の酒精及含酒類は一般に價格による等級稅なるも特にリコール及香酒は約五割増の課稅を受け、罌入物は一志の附加稅を課せられ、酒精はトランスバル戰爭後一瓦に付十一志五片(罌入は一志高)を課す

第四類の砂糖税は千八百七十五年後久しく存せざりしがトランスバル戦争の爲め再び之を設定す始め折光九十八度以上の普通糖は一チエントネルに付四志二片を課し、葡萄糖は其の固形又は流體如何に従ひて三志三片又は二志六片を課したりしが、葡萄糖は既に千九百四年に於て二志九片及二志に輕減し、次いで普通糖も千九百九年に於て一志三片に輕減せられたり、サツカリンは一オンス毎に一志三片とす此の外尙、含果實、巴旦杏菓子、乳粉、糖果等に關する區々の税額あり

第五類の葡萄酒は三十度以下の尋常酒精分と三十度以上四十二度迄の酒精分とに之を區別す前者には一瓦に付一志三片、後者には三志の税率を課し、四十二度以上は一度毎に三片の附加税を課す

第六類の乾菓は一チエントネル毎に小乾葡萄に付二志、無花果、李、乾葡萄は七志の税額なり

第七類の麥酒關税は元液が醱酵前千二百十五度の比重を超過せざるときは各三十五瓦毎に一志十二片、其の以上は一志十七片、六を課し、千五十五度以下に

在りては三十五瓦毎に入志を課す

第二、米國の關税

米國の關税は始め千八百六十年代、内戦の結果、主として財政關税として著しく増高せられたりと雖も、其大部分は内國生産業者の爲め之を存するの利益なきを認め、其後七十年代に至り之を廢止し、茶、珈琲又は輕減したり、砂糖、香料、食鹽、石炭、故に残る所のは産業保護關税となれり、九十年代の末に至り更に強度の保護關税立法の爭論を生じ、一八九〇年マツキンレー條例の結果、粗糖關税を廢し、鐵鋼及安價織物の關税を輕減したるも、毛織物、綿織物の關税は勿論、絹、リ、ンネル、錫鍍鐵板、其織製品、及羊毛、麻、及苧麻の如き一定の原料品關税を高め、又た併せて相互主義報復關税の關税政策をも斷行したり

幾何もなく經濟事情の不況に遭遇し、歲入の減少を來せしかば、一八九四年砂糖關税を再興したるも、羊毛は之を無税とせり、然るに一八九七年更に新なる保護關税は成れり、是れ謂ゆるデングレー關税表なるものなり

羊毛等の原料品は再び有税品となり、鐵類關税は依然として高く、砂糖は從價

四割より引上げられて高き従量税となる。斯る従量税の改正は其の後屢々米國の關稅表を侵かし從來の從價率を驅逐したること枚擧に遑あらずりき而して其の關稅政策は現時に至る迄尙ほ一種の顯著なる保護主義を表はせり獨り半成及完成の製造品のみならず吾人の見る所に於ては麻及羊毛の如き原料品に至るまで保護を加へつゝあるが如し麻は一割乃至一割一步羊毛は四割乃至四割六歩に當る綿織物は五割三步乃至五割四歩リンネル布は三割五歩乃至三割八歩毛製品は八割九歩乃至九割二歩を課す之に反して財政關稅は頗る不充分に改築せり茶及珈琲は殆んど全歐洲諸國に於て大なる收入を擧げ居るに拘らず米國に於ては今や再び無税とす茶は一八九九年後砂糖は一時無税なりしが後ち再び一封度に付一弗九十九仙を課し七十五度の粗糖には僅かに六十五仙を課し七十五度以上は一度毎に三仙半の關稅を加ふ

内國産砂糖は無税なりポルトリコ及布哇よりの輸入糖も亦然り玳瑁よりの輸入糖には二割の減税を行ふ現今に於ける關稅收入の大宗は砂糖にして其一九〇六年は五千二百萬弗一九〇七年は五千三百萬弗なり之に次ぐものは綿製

織物にして三千三百萬弗及三千四百萬弗なり第三位に立つものは煙草にして二千四百萬弗次いで毛織物、リンネル製品、絹製品も亦各千七百萬弗乃至二千萬弗綿製品は千八百萬弗葡萄酒、麥酒、火酒は各千三百萬弗乃至千四百萬弗の收入を生ぜしむ

故に全關稅收入(一九〇八年)十三億弗の中約三分の一は財政關稅より約三分の二は保護關稅より生ずるものなり

第三、佛國の關稅

佛國の輸入關稅は一部財政關稅にして、一部は保護關稅なり千八百六十年以後奈翁三世の時代に於て既存の高度なる保護關稅主義の制度に向つて大破壞を加へたりしが千八百七十一年後保護關稅主義の方針に強度を加へ戦後の財政需要と相待て關稅の引上を試みたり財政關稅も之が爲めに著しき増進を告げたり就中史上の色彩を放てるものは千八百八十一年農業組合の運動に依り協定稅率主義を改めて國定稅率主義農業的保護關稅の發現したること是れなり(小麥は一八八五年に百基に付三法より一八八七年に五法、一八九四年に七法

となれり其の完成は實に千八百九十二年一月一日の法律なりとす、現今の税表は概して此の法律に依れるものにして更らに千八百九十九年二月二十八日一九〇五年十二月二十一日及び千九百零六年三月二十九日並に同年七月十三日の法律を以て修補せられたりと雖も佛國が最高及び最低税率表の國定主義を保守することは依然變更する所なかりき、而かも多數の歐洲諸國をして爾後相繼いで之に倣はしむるに至れり現行税率たる此千八百九十二年の關稅則は最高最低二種の税表より成れるが其の最低税率も内國産業の保護を主として之を定め農産物の輸入は總べて最高税率を適用し且つ生糸乾繭の如き原料品に迄之を及ぼせり後ち千八百九十七年十二月十三日の法律即ち謂ゆるカデナ法を以て政府は議會に穀物、葡萄酒、肉類關稅の増徴案を提出する場合に於て必要ありと認むるときは提出と同時に單純勅令により之が徵收を爲すことを得べし但し議會が其の税率に承認を與へざるときは拂戻を爲すことを要すと定めたり此の事たるや主として臨時の投機を豫防せん爲めに設けたるものにして英國に於ても存する所の制度なりとす

關稅義務ある品目の數は英國と反對に非常に多し、收入の點に於ては財政關稅も亦保護關稅と相對立するに足る千九百零六年に於ける動物及び動物材料の關稅は千五百萬法、植物類は二億四千七百萬法にして其内食用の粉類、菓實、果物、粒物類は三千萬法、木材は千七百萬法、殖民地產物(主として珈琲及び煙草)は一億七千四百萬法を占む之に反して鑛物及製造品の關稅は七千九百萬法又は七千百萬法の收入を與ふるに過ぎず、之に木材及農業關稅を加へて保護關稅の總額とするも約一億二千萬法を超えず、財政關稅は關稅收入五億法に對し半額以上を占むるものと云ふべし

第四 獨逸の關稅

建國の當初に至りては自由貿易の主義を繼承し千八百七十三年十月一日に於て穀物輸入税及糧糶輸出税を廢し千八百七十七年一月一日に於ては鐵類、其粗製品、機關車、蒸汽、罐、機械類、軌鐵車輛等の關稅を全廢し其他石油及木材の輸入税も輕減を見たり斯くて當時の關稅收入は各邦に對する收稅費の賠償金を差引き約七千五百萬麻を殘すの少額なるに過ぎざりき

然るに千八百七十九年に入るや一は膨脹の國費に應ずる爲め、二には關稅政策上の見地に變更を來たしたる爲め、同年七月十五日の關稅定率法を以て根本的に保護關稅の主義政策を採用し、全然從來の方針を變革せり之が爲め從來自由なりし各種の貨物に對し其課稅を復舊増率することとなり先づ直に此の政策を鑛鐵、鐵粗製品、機械類、軌條、車輛、建築及有用木材、馬牛、羊、麥類、製粉類、毛織物等の關稅の上に現出し既定有稅品一般に増率を行へり更らに千八百八十五年五月二十二日の法律及び千八百八十七年十二月二十一日の法律に依り益々同一主義の進歩を努めたるを見る

後千八百九十一年以降千八百九十四年に至るの間、奧伊、瑞、露諸國との通商條約に依り氣勢を弱め麥類、製粉類、肉類、牛酪、鳥肉、鷄卵、牛豚、葡萄、甘果に對する輸入稅の輕減を見たりしが當時他の關係より不幸の狀態に瀕したる獨逸の農業は勃然として産業保護の關稅政策を要求し大同盟を結んで必成を期せんとせり是に於てか政府は關稅條約改正の期に迫り、千九百二年の議會に向つて農業保護の關稅定率法を提出し來れり此の法案は直に協贊を経て千九百二年十二月

三十日の法律とし之を公布し千九百六年三月より實施せり是れ實に獨逸帝國現行の關稅定率法なりとす

此新稅法に依れば裸麥一ト、チエントネルに付五麻、小麥は五麻五、麥芽は四麻、燕麥は五麻を課する旨を規定し之を改正の要點となせり農業保護の政策は此れに止まらず輸入證券の規定を存せり、即ち裸麥、小麥、粳、大麥、燕麥、蕎麥、穀類、菜類、甘菜類五ト、チエントネル以上を輸出する場合には輸出者の要求に依り輸入證券を交付す此の輸入證券を有する者は六箇月を限度とし一定の貨物を輸入するのとき證券記載の金額丈け關稅を免除すとあること是れなり、千九百七年に於ける關稅の收入は約三億十八萬圓に相當せり

第五、伊太利の關稅(及航海稅)

伊國の關稅立法は千八百六十年代及七十年代の初に於て尙ほ自由貿易主義なりき一つの貨物關稅も價格の三割以上に達するものあらざりき七十年代末に至り初めて保護關稅主義の原則を認めたり所謂一八七八年五月三十日の關稅表なるもの是なり同時に輸出關稅と國內航海稅とは大部分を擧げて廢止に

歸せり後一八八三年に至り一二の改正を關稅表に加へ殊に酒精及殖民地品の課稅を引上げたり此改革の目的は國內産業に有害なる多數(五分の四)の輸出關稅を廢止する事間接稅の引上と權衡を取りて輸入貨物の稅金を増加する事通脫の防壓多數の材料品を成品よりも酷遇せる稅率表の改良等に在りき

新關稅表は後ち一八九五年八月八日の法律を以て完備し之に依りて新たに課稅せられ及び増率せられたるは砂糖、コ、ア、バルメル、パラフィン、オレウム、石油、棉花、及化學產物なりとす

特別重要な收入を與ふるものは穀物關稅なり穀物關稅の收入は伊國關稅の重要部分を占むるも國內收穫の多少に従ひ著しく變動す一九〇二年度及び一九〇五年度には九二、〇〇〇、〇〇〇利以上に達したるが一九〇五年度以後には著しく減退し一九〇六年には八五、〇〇〇、〇〇〇利となれり稅率は毎、ドツベル、チエントネルに付七利五〇なり(一八九八年には一時五利なりき)

砂糖關稅は一八九七年尙ほ六五、〇〇〇、〇〇〇利の收入を生じたるものなるが一九〇六年度には一四、〇〇〇、〇〇〇利に低減せり是れ主として國內甜菜糖業

の收穫増昂せるに由る石油及珈琲關稅は一九〇六年度に二八、〇〇〇、〇〇〇利の收入を與へ居れるが其の稅率は石油に在りては一九〇七年に毎、ド、チエンに付四十八利より二十四利に低減し珈琲は一九〇〇年に毎、ド、チエンに付十一利五に減ぜらる、珍らしきものは美術品に對する輸出關稅の採用にして一九〇二年六月十二日の法律に依り定めらる其の稅率は五千利の價格物に對する五歩稅より五千利を増す毎に七步、九步、一割一步、二割迄累進す

關稅收入の約半額は生活及享樂品の上に課せらる一九〇六年度には三〇六、〇〇〇、〇〇〇利の總額中一二、〇〇〇、〇〇〇利の航海稅を含まずして八五、〇〇〇、〇〇〇利は穀物より二八、〇〇〇、〇〇〇利宛は石油及珈琲の各稅より一四、〇〇〇、〇〇〇利は砂糖より一二、〇〇〇、〇〇〇利は酒精類より生ず

第四項 本邦の關稅

我邦に於て輸出入の貨物を點檢し之に關稅(海關稅と云ふ)を課するに至れるは嘉永六年米船浦賀に來りて通交を求めたるに濫觴す而して安政四年八月和蘭と追加條約を結ぶに當り商船持渡の貨物は入札拂並に相對拂とも總代價の

内より三割五分を税金として納付すべきを定めたり翌安政五年六月米國と修好通商條約を締結し之に付するに貿易章程の名を以てし船舶の出入貨物の積卸に關する手續及船舶の出入に對する一定の手續料並に輸出入税を徵すべきことを定む而して其の税率は輸入品に在りては船舶の製造修繕及機装に使用する諸品、鯨漁具、鹽漬食物、パン、粉、鳥獸、石炭、材木、米、粳、蒸汽器械、トタン、鉛、錫、生絹に從價五分を課し酒類には三割五分其の他規定なきものは總て從價二割を課するも金銀貨幣、同地金及自用の衣服、家具、書類は之を無税とす輸出品に在りては金銀貨幣及棹銅を除くの外、總て從價五分の税を課せり次て締結せられたる蘭露英佛葡瑞西諸國との條約に於ても大體之を標準としたり越て慶應二年五月英佛米蘭四國の代表者と議定したる改稅約書に於ては其の輸出入税率を總て五分に引下ぐることにし輸出入貨物の品類を四種に分ち第一種の物品には從價五分率を以て換算したる從量税を課し第四種の物品には原價を標準として五分を課することとし第二種政府の賣却に係る金銀銅の輸出品並に食料、石炭、金銀、穀物、同粉類、油精、鹽、硝子及旅行用荷物等の輸出品を無税とし第三種

米麥、米麥粉、硝石の輸出及阿片の輸入は之を禁制せり其後、伊、葡、白、丁、瑞西等の諸國も之に倣ひて改訂したりしが明治元年以後諸外國と締結したる條約も亦た之れに依れるものなり要するに斯くの如くして我關稅は其始め全然協定關稅を以て起れるものと云ふべし

然るに其後外國貿易漸く發達し船舶の出入亦た頻繁を加ふるに隨ひ種々の規定を設けたるが遂に整頓完備せる規則を制定するの必要に遭遇し政府は彼の貿易章程に違背せざるを旨とし且内國の回漕に關する從來の諸規則を取捨添削して二十三年九月法律第八十號を以て稅關法を制定し同時に勅令第二百三號を以て稅關規則を發布したり然れども既に改稅約書に於て五分率を標準とすべきを約束せるが故に我政府は如何なる必要あるも此制限を超過する關稅を課するを得ず斯くて稅權は法權と共に外國の束縛を受けて苟くも伸ぶることを得ず條約改正の論は朝野に囂々たりしが改正の事業たるや蹉跌に次ぐに蹉跌を以てしたり然るに日清戰役の頃英國は初めて公正の主義と相互の利益とを基礎として條約を改正するに同意し同年八月を以て日英間の新通商航

海條約を締結するに至れり而して此の新條約に附屬せる輸入税目に於て從價率の輸入税を定め其の税率は概して一割とし最高一割五分最低五分とせり然れども實行し得る限りは從價税を從量税に換算することを約し又た該税目に掲げざる物品に對しては國定税率を課し得ることを確保せり是れ實に明治二十七年七月十三日に成立を告げたる日英條約にして施行後十二箇年の效力を有するものとして三十二年七月十七日より施行せられたり日英條約成立に繼ぎて日米、日伊、日露、日獨、日佛、日奧の諸條約も成立し日佛條約のみは三十二年八月四日より他は總て日英條約と均き期日より施行せらるゝことゝなれり此中に就き協定税則を存せしものは英、獨、佛、奧の四國に止まると雖も自餘の諸國も最惠國條款を有せる爲め最低の協定率に均霑することを得たり

政府は此等の條約締結に關し國定税率の權利を保留し置きて明治三十年三月法律第四號關稅定率法及附屬輸入税表を制定し之を施行すると同時に當時尙ほ殘存せる輸出關稅の一切を三十二年七月十七日限り全廢することゝなせり是に於て我關稅制度は各條約及追加約定によれる大別八十五種小別百四十

四種の協定税率と關稅定率法附屬輸入税表によれる國定税率とを以て組織せる複式制度となれり此の關稅定率法附屬輸入税表は輸入品を有税品、無税品及禁制品の三類に分ち有税品は其の税率を最低五分、最高四割とし課税品目の數凡そ五百種に上ぼれり輸入棉花は既に二十九年三月法律第五十七號を以て羊毛の輸入は同年法律第五十八號を以て個々に關稅免除の道を開き置きたるが新關稅定率法に於ても穀類、肥料等と共に無税品部に掲記せり當時三十五年に於ける協定税品百四十四種の輸入額に對する協定税の收入額は價格百圓に對し八圓の割合に相當するも國定税額は國定税品の輸入額百圓に對し約十一圓の割合に相當せり而して總輸入額に對する總關稅負擔の割合は約五圓に過ぎざりき

然るに日露戰役の起るや關稅も亦た一般に非常特別税の増徴を受けたるのみならず三十八年の改正非常特別税法に於ては藪及米粃の輸入に對する從價一割五分の關稅を新設したり次いで平和克復後に至り三十九年三月法律第十九號を以て非常税繼續の爲め税率合一の關稅率改正を爲し同年十月一日より

實施せり此の改定定率法に掲げたる品目は凡そ五百三十八種に達し多數の品類に對し従量税を課することに整理したり

茲に至りて四十年度に於ける關稅總額を見るに五千萬圓に達し之を總輸入有稅品價格に割當つれば品價百圓に付平均十圓の割合となり總有稅品價格に對するときは百圓に付平均十三圓の稅率を示めす之を前記三十五年の數字に對照するに戰前戰後の負擔著しく相異なるを知るに足るべし

三十二年の條約は四十四年七月十七日(日佛のみは八月四日)を以て滿期となる政府は關稅條約改定の期近くに從ひ協定稅率を全廢せんと欲し四十一年の變より關稅調査を開始し遂に四十二年末の議會に關稅定率法改正案を提出し協贊を経たる後ち四十三年四月法律第五十四號關稅定率法の名を以て之を公布し置き此法律を基礎として諸外國に對し條約改定の談判を開始せり然れども我が國定關稅は遂に單一制を貫徹すること能はず先づ四十四年四月の日英改正條約に於て少許の協定關稅を加へられ次いで同六月二十四日日獨改正假條約に依りて更らに協定稅目を増加し日米、日西、日加及日瑞等の條約は別に協

定稅目を増すことなく單に最惠國條款を記するに止まりしが日佛改正條約は八月二十一日の暫定條約として最惠條款の外に低率の協定稅目を設けたり此等の條約は日佛新條約の日附に從ひ結局四十四年九月一日より實施することゝなれるが茲に我關稅制度は再び國定稅率及び協定稅率の複式制度に歸れり然れども其の協定の概して相互的にして三十二年條約の如く片務にあらざりしこと及び其の品目の數に於て僅々二十六種に過ぎざること竝に其稅率も前條約に比し大體に於て幾分の高さに上げれることゝを以て特長とす

第一、我新國定稅率法

明治四十三年四月法律第五十四號關稅定率法は形體に於て從來法の修補なりと雖も其の法文中重要なるものは報復關稅制度を明確にしたるに在り即ち其第四條に於て本邦の船舶又は生産品に對し他國の其れよりも不利益なる取扱を爲す邦國の生産品に對しては勅令を以て物品を指定し有稅品には本法に定めたる稅率に同額以下の附加税を課し無稅品には從價五割以下の輸入税を課することを得とせること是れなり此外免稅事項に於て實驗上必要とする數

種の主要なる改正あり
税率表は十七類に大別せり

| 種類 | 新税率 | 舊税率 |
|--------------|------------|-----------|
| 第一類植物及動物 | 五分乃至二割 | 五分―三割 |
| 第二類穀物、粉澱粉及種子 | 七分五厘乃至三割 | 七分五厘―三割 |
| 第三類飲食物及煙草 | 一割五分乃至三十五割 | 一割五分―二十五割 |
| 第四類皮毛骨牙甲殼類 | 五分乃至五割 | 五分―六割 |
| 第五類油脂蠟及製品 | 五分乃至六割 | 六分―六割 |
| 第六類藥材製藥等 | 五分乃至五割 | 一割五分―六割 |
| 第七類染料顔料塗料等 | 一割乃至三割 | 一割―三割 |
| 第八類糸縷繩索及材料 | 七分五厘乃至三割 | 一割―三割 |
| 第九類布帛及製品 | 一割乃至五割 | 一割―五割 |
| 第十類バルブ、紙、書籍等 | 五分乃至六割 | 五分―六割 |
| 第十二類礦物及製品 | 五分乃至五割 | 一割―五割 |

第十三類陶磁器及硝子製品 一割乃至五割 一割―五割
 第十四類鑛及金屬 五分乃至四割 五分―五割
 第十五類金屬製品 一割乃至五割 一割―六割
 第十六類時計、學器、車、機械、船類 一割五分乃至五割 一割―五割
 第十七類雜品 五分乃至五割 五分―五割

以上の税率を検するに最高に於ては従前と異なるもの少なきも中方以上に於て税率を増加せるもの少なからず
 國定税率の免税及無税に屬するものは大略左の如し

- (一) 御料品
- (二) 本邦に來遊せる外國帝室其他の主權者、其一族又は其の從者に屬する物品
- (三) 陸海軍の輸入に係る兵器彈藥及爆發物
- (四) 軍艦
- (五) 本邦に派遣せられたる各國公使に屬する自用品
- (六) 勳章賞牌
- (七) 記録文書其他の書類
- (八) 官立公立の學校、博物館物品陳列所其他の營造物に陳列する標本又は參考品と

して輸入する物品

- (九) 慈善又は救恤の目的の爲に輸入する寄贈品
- (十) 政府の輸入に係る政府の専賣品
- (十一) 商品の見本但し見本用にのみ適するものに限る
- (十二) 旅客の用具及旅客の職務上必要な器具但し旅客の身分に相當したるものにして税關か適當と認めたるものに限る
- (十三) 在外軍隊及軍艦より送還せる物品
- (十四) 本邦に轉居する者に屬する家具、什器、衣服類、乗車其他の家事用物品及職業上必要な器具但し税關か其の者の常用に供するものと認むるものに限る
- (十五) 輸出したる物品にして五箇年以内に輸入せられ輸出の時の性質及形狀を變ぜざるもの但し酒精、酒類、酒精含有飲料、砂糖及第八條第九條に依り輸入税の免除若し拂戻を受けたる物品を除く
- (十六) 本邦より出漁せる船舶を以て捕獲採取したる魚介類、海獸、海藻其他の水産品及其成品にして工程の簡單なるもの但し當該船舶又は之に附屬せる船舶を以て輸入したるものに限る
- (十七) 命令を以て指定せる輸出貨物の容器にして再輸入するもの
- (十八) 軍艦又は外國貿易船の船用品
- (十九) 難破したる本邦船舶の解體材及鐵裝品

(二十) 本邦の港より出港したる船舶に搭載したる輸出貨物にして該船舶難破したる爲め積戻りたるもの

(廿一) 左の物品にして輸入の日より滿六箇月以内に再び輸出するもの但し擔保を要す

1. 加工の爲め輸入する物品にして勅令の指定せるもの
 2. 修繕の爲め一時輸入する物品
 3. 學術研究旅行者使用の爲め一時輸入する物
 4. 試験品として一時輸入する物
 5. 商人、工業者及注文取集旅商の見本品として一時輸入するもの
 6. 演劇其他興行用の爲め一時輸入する物
- (廿二) 輸入税の徴收を受けたる原料品を用ゐ製造したる物品は命令の定むる所に從ひ命令の定むる物品に限り之を外國に輸出したるときは輸入税の全部又は一部の拂戻を請求することを得
- (廿三) 此外國定税率表に規定せる無税品は略ぼ左の如し

- 第一類中植物、枝、莖、根、種魚及魚卵
- 第二類中アイボリーナット
- 第四類中牛皮、屑、或獸毛、羽毛皮、グイルブリツスル、獸骨、獸牙、獸角、獸蹄、獸筋、貝殼
- 第五類中芳香性植物揮發油、四十二度以下パラフォンツックス

- 第六類中ホップ、檳榔子其他の樹皮、アラビヤゴム等、黃燐、赤燐、粗製の硝酸曹達、青
- 化曹達及青化加里、粗製硫酸加里、クロール酸加里、粗製アムモニウム
- 第七類中雌黃
- 第八類中實綿及繰綿、麻類、羊毛類、繭、屑絲類
- 第九類中故ガンニ袋、襪
- 第十一類中印刷せざる書畫、圖書類、設計圖、紙幣及有價證券類、府紙
- 第十二類中無着色砂礫、金剛砂類、未加工スレート類、ボルト、カーボナード類、未加工
- 工石炭及不製品、屑琥珀塊、粉雲母類、滑石、燐礦石、粘土、石墨、石炭、ドロマイト及マ
- クネット
- 第十三類中陶磁器の破片、屑硝子
- 第十四類中鑛、金銀塊、粒板帶、茶鉛、或る亞鉛、水銀、アンモニ
- 第十五類中海底電線、金銀貨幣及他の本邦通貨
- 第十六類中なし
- 第十七類中コブラ石、花菜類、不割の藤、コルク樹皮、及同屑、リグナム、ヴァイク材、パ
- イン、包席、籬形及肥料等

第二、我協定税率表

協定税率は英獨佛三條約に依り設定せらる、他の條約は最惠國條款に依りて

之に均霑するのみ

新協定税率は英國に對するものを除くの外相互協定にして其の品目は從來に比し甚だ少なきを特色とす英國は自由貿易國なるが故に片務なること當然なりとす乞ふ左に其の概要を述べん

英國との協定率は事實上片務にして單に我國が英國の輸入品に對し低率關稅を課することに定めらる其の品目は左の如し

ペイント、亞麻織絲、綿織絲、毛織物、毛綿交織物、鐵

英國關稅上に於て一定の本邦品に對し無稅を將來まで繼續するの約定あるも現今は自由貿易たるが故に當然無稅にして結局我國の片務なりとす
獨逸との條約に於ては相互協定主義にして其の兩者の低稅は左の品目に限る

本邦の低稅獨逸品)

獨逸の低稅(本邦品)

革類

木蠟

サリチール酸

寒天